

令和4年9月7日（水） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子
〃	小口 俊明		

◇

○委員外議員

議員	望月 健一
----	-------

◇

○委員外出席者

陳情者	柏木 隆之	陳情者	小野 公秀
-----	-------	-----	-------

◇

○出席説明員

市長	永見 理夫	地域包括ケア・健康づくり	葛原千恵子
副市長	竹内 光博	推 進 担 当 部 長	
教育長	雨宮 和人	保険年金課長	高橋 昇
		健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
政策経営部長	宮崎 宏一	(兼) 新型コロナウイルス	
市長室長	吉田 徳史	ワクチン接種対策調整担当課長	
政策経営課長	簗島 紀章	新型コロナウイルス	古川 拓朗
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	ワクチン接種対策室長	
行政管理部長	藤崎 秀明	子ども家庭部参事	馬橋 利行
総務課長	津田 智宏	保育幼児教育推進課長	川島 慶之
建築営繕課長	近藤 哲郎		
(併) 新学校給食センター		生活環境部長	黒澤 重徳
開設準備室整備担当課長		(兼) 防災安全担当部長	
文書法制課長	吉田 公一	(兼) 健康福祉部参事	
(兼) 新型コロナウイルス感染症			
自宅療養支援室主幹		富士見台地域まちづくり担当課長	三澤 英和
法務担当課長	妹尾 祥		
(併) 教育部主幹		会計管理者	林 晴子
職員課長	中道 洋平		
防災安全課長	松平 忠彦	教育部長	橋本 祐幸
		教育総務課長	石田 進
健康福祉部長	大川 潤一		

教育施設担当課長 島崎 健司
(兼) 新学校給食センター
開設準備室調整担当課長
教育指導支援課長 市川 晃司
指導担当課長 川畑 淳子

学校給食センター所長 土方 勇
(兼) 新学校給食センター
開設準備室事業担当課長
図書館長 氏原 恵美



○議会事務局職員

議会事務局長 内藤 哲也
議会事務局次長 古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第17号 国立市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情
- (2) 陳情第18号 「国立市憲法条例」の制定を求める陳情
- (3) 陳情第20号 情報公開制度の適正な運用に関する陳情
- (4) 陳情第23号 国に故安倍晋三氏の国葬の中止を求める陳情
- (5) 第35号議案 国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- (6) 第39号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算(第6号)案
(歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費、公債費、諸支出金)
- (7) 第42号議案 国立第四小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事(建築工事)請負変更契約の締結について
- (8) 第43号議案 矢川複合公共施設新築工事(建築工事)請負変更契約の締結について

2. 報告事項

- (1) 「国立市総合オンブズマン令和3年度年次報告書」について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について
- (3) 令和3年度国立市教育委員会活動の点検・評価報告書について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第17号	国立市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情	4 . 9 . 7 不 採 択
陳情第18号	「国立市憲法条例」の制定を求める陳情	4 . 9 . 7 不 採 択
陳情第20号	情報公開制度の適正な運用に関する陳情	4 . 9 . 7 不 採 択
陳情第23号	国に故安倍晋三氏の国葬の中止を求める陳情	4 . 9 . 7 採 択
第35号議案	国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	4 . 9 . 7 原 案 可 決
第39号議案	令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案 （歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費、 公債費、諸支出金）	4 . 9 . 7 原 案 可 決
第42号議案	国立第四小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築 工事）請負変更契約の締結について	4 . 9 . 7 原 案 可 決
第43号議案	矢川複合公共施設新築工事（建築工事）請負変更契約の 締結について	4 . 9 . 7 原 案 可 決

午前10時2分開議

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入ります前に、去る7月1日付の組織改正に伴い、出席説明員に異動がありましたので、御紹介をお願いいたします。

市長部局についてお願いします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

それでは、令和4年7月1日付人事発令により、市長部局の出席説明員に変更がございましたので、紹介をさせていただきます。

最初に、政策経営部でございます。行政改革・情報政策担当課長、山本俊彰でございます。

次に、行政管理部でございます。文書法制課長、吉田公一でございます。

次に、健康福祉部でございます。保険年金課長、高橋昇でございます。健康まちづくり戦略室長、橋本和美でございます。

次に、子ども家庭部でございます。保育幼児教育推進課長、川島慶之でございます。市長部局は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、令和4年7月1日付人事発令により、教育委員会の出席説明員に変更がございましたので、御紹介をさせていただきます。

行政管理部法務担当課長と兼任になりますが、教育部主幹、妹尾祥でございます。学校給食センター所長、土方勇でございます。図書館長、氏原恵美でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 以上で、説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構です。

それでは、議題に入ります。

議題(1) 陳情第17号 国立市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第17号国立市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情を議題と致します。

当局に対しての質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

議題(2) 陳情第18号 「国立市憲法条例」の制定を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第18号「国立市憲法条例」の制定を求める陳情を議題と致します。

当局に対しての質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(3) 陳情第20号 情報公開制度の適正な運用に関する陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第20号情報公開制度の適正な運用に関する陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【柏木隆之陳情者】 お時間を頂きまして、ありがとうございます。陳情について趣旨説明をさせていただきます。

まず、陳情に至った理由でございますけれども、この一部開示決定、事前に皆さんの、委員の皆さんのところに資料でお渡しをしていますので御覧いただけたかと思っておりますけれども、私はこういう形でほとんど黒べたで開示決定が出るということは、ちょっと私の経験では見たことがありません。一番初めに見せていただいたときに、一瞬、これは何なんだろうということであまりと我が目を疑ったというのが率直な感想であります。

実際に51ページの中で、ページ番号を除けば、46ページがページ全てにわたって黒べたになっている。今までも幾つか情報開示で部分開示の事例を見たことはありますけれども、例えば調査報告書などの類い言えば、大きな項目、見出しについては開示される。見える。または表であれば、表の枠線は見える。条文や法令であれば、法律や条文の条例番号は見えるという形で今まで部分開示の例を見たことはありますけれども、今回のように、ほとんどのページにわたって何も読み取ることができないという事例は見たことがありません。これは情報公開の適正な運用ということと言えるのかどうかというのが今回の陳情に至った一番の理由でございます。この状態を見過ごすということになると、国立市の情報公開制度にとってあしき前例になりかねないと思いますので、議会でこの適正な運用についての判断を頂きたいということであります。

ちなみに、今回のケースは、国立市学校給食センターの関連ではありますけれども、学校給食センターだとかPFIという問題にとどまる問題ではないと思っています。情報公開制度の根本に関わる問題だと思いましたので、今回は表題としても、「情報公開制度の適正な運用に関する陳情」ということで表題をつくらせていただいておりますので、その辺よろしくお願いを致します。

次に、通常の情報公開の手続きですけれども、私の文章はすごく回りくどい文章で大変分かりにくくて申し訳ありません。できるだけ簡潔に丁寧にお話ししたいと思うんですが、情報公開制度については、私の理解では、平たく言えば、出せるものは出す。出せないものについては、理由を明示して出さない。これが通常の方だと思うんですね。その場合には通常、ある非公開になった項目がなぜ開示できないのかということで問題になることはあるわけですが、今回の場合には、何が書い

であるのか全く分からないので問題にしようもないということでもあります。

当局のほうの非開示の理由についても、後で申し上げますけれども、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためと言っていますけれども、全部にわたってこれが正当な利益を害するものということは、ちょっと理解ができないので陳情に出させていただきます。

具体的に申し上げます。私の陳情は非常に単純なんですね。こういう黒べたになっている情報開示が制度の運用として適正かどうかということで御判断いただければと思っています。

具体的に申し上げます。私の陳情書の中で理由2つ挙げております。まず第1の理由は、可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならないというのが国立市の情報公開条例の規定にあります。今回の黒べたは、可能な限り分離をしていると言えるのかどうかという点であります。御承知のように、国立市の情報公開条例……。あ、これはまた後で言います。ごめんなさい。そこで、具体的に後で委員の皆さんのほうから当局に質疑をしていただければ大変ありがたいと思っている項目がございます。私は当局に質疑できませんので、ぜひ質疑で取り上げていただきたいと思います。

まず、一般に建設請負契約に関するこの契約なんですが、には、例えば請負代金、その支払い方法と時期、それから所有権の移転。建設業者が建物を造ります。その収益がいつ発注者に移転するのかという所有権の移転。それから、生産物責任に基づく、いわゆる昔で言えば、瑕疵担保責任ですけども、何年間責任を負いますかという生産物責任の期間ですね。それから、契約の解除に関する条項。解除があるかどうかは別にしても、通常、契約書の中にはあります。契約の解除に関する条項。または、工事中の危険負担ですとか、工事に伴って第三者に被害が及んだ場合、その場合に誰が損害を補償するのかとかですね。明文に規定がない場合お互いに話し合って決めようね、話し合いをしようねという協議の条項。一般的に建設請負契約にはこういった条項が入ってくるはずなんですが、今回の開示については全く黒塗になっています。

今、私が申し上げた条項については、これがどうして当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに該当するのか全く理解できないので、当然こうした部分について、この契約の中にあると思うんですけども、あるとすれば、それが開示されるべきなのに黒塗になってしまっていますので、条例にある、可能な限り分離し当該情報を除いて開示しなければならないという最低限の開示に関する規定すら、ここでは考慮されていないのではないかというふうに思っています。

どういうふうに当局が答えるか分かりません。開示請求で出さなかったのだから答えられませんかと言いかもしれません。なぜ開示しなかったのかとなりますね。答えたとしたら、私の開示請求に非開示になっているのに何で答えるんだということにもなります。契約書に記載がないからという回答もあるかもしれません。普通の契約書は記載ありますよね。推測されるから非開示。何が推測されるか。一言一句消さなければならないような推測される事態というのはちょっと考えられない。手元に持ってきておりませんという答えもあるかもしれません。3階に行って取ってくれば済む問題ですからね。いろんな回答は想定されますが、ちょっとどういう回答されるのか私は注目したいと思います。

それから、2つ目の問題は、先ほど申し上げましたように、法人の正当な利益を害するおそれがあるということで全体を非開示にしていますけれども、これが全文非開示にする理由になるのかどうか。これはぜひ当局のほうに明らかにしていただきたいと思います。全文を黒塗にしなければ、法人の正当な利益を害するおそれがある。これはちょっと結びつかないと思いますので、私の評価では、陳情書に書きましたけれども、本来、非開示に該当しない情報まで安易に、このおそれを理由に非開示にしたいと言わざるを得ないというふうに思っています。こういうことであれば、この点でも情

報公開制度の適正な運用というふうに言えるかどうか、大変疑問を感じているところであります。

余分なことですけれども、第何条という条文番号まで、法人の利益を害するおそれがあるということで非開示にする理由というのは、全くこれはないだろうと。冒頭に申し上げましたように、いろんな非開示の事例を見てきましたけれども、これまでも見出しは見えています。見えていました。それから表で言えば、罫線の枠線は見えていました。条文で言えば、条文番号は見えていました。今回、それも全く黒塗になっているということでもあります。この事例は、全国的に見ても恐らく恥ずかしい事例だというふうに私、思います。是正が必要だというふうに思います。

国立市は、御存じのように、情報公開制度は全国的に見てもかなり早い時期につくりました。当初から知る権利、それから何人もということを入れました。

○【遠藤直弘委員長】 陳情者の方、おおむねもう10分たっておりますので。

○【柏木隆之陳情者】 閲覧手数料も無料という形でつくってきました。そういう先進的な情報開示制度の運用をしてきましたので、ここでそういう理念に戻って、今回の開示決定を是正していただきたいというのが今回の陳情の趣旨でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 本当にありがとうございました。私も何か、これ頂いてから、行政が持っている情報に関しての開示の在り方というのはどうあるべきかというのを結構調べてみたんです。陳情者が、すみませんちょっと、私、この出された背景をちゃんと知るためにちょっとお聞かせ願いたいんですけれども、そもそも陳情者が、国立市学校給食センター整備運営事業契約に基づく設計・業務委託契約書の写しに、建設業務請負契約書の写し、この2つを情報開示請求されておられます。これら2つを情報開示請求しないと市民としていけないと思われた、その請求された理由をちょっとお聞かせ願えますか。

○【柏木隆之陳情者】 ちょっと外れちゃうけど、いいかしら。（「いいです、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほども申し上げましたように、今回の陳情は、給食センターに絡む陳情ということではなくて、情報開示、公開制度そのものの問題だというふうに私、認識していますので出しました。まず、そのことを申し上げたいと思います。

私がこの開示請求を出した理由は、1つにはSPC、国立泉学校給食センターが、ナカノフドー建設に一体幾らで建設工事の発注をしたのかということは、これまでの当局の資料では出てきませんので、その辺を実際に幾らで発注したのかということのをちょっと見たいなと思ったからです。なぜかと言えば、国の補助金の基準がその建設の請負契約の発注金額に恐らくなるので、実際には補助金はそんなに大きな額は出ないんですけれども、これまで市のほうから出ている建設に当たる費用と実際の発注の費用との差額が幾らぐらいなのかなということをちょっと確認したかったので、この資料の開示請求をしたわけです。

○【上村和子委員】 つまり、今回、本件についての陳情になったのは、二次的に出てきた問題ということで、一次的になされたことは、SPCが一体、次の自分たちがやるに当たって幾らで契約しているかという、その中身が知りたいと。で、その中身がちゃんと妥当かどうかというところまで市民としてチェックしたいと思われたということで、ところが、出されなかったがためにチェックできなかったと。市民がチェックできないということは、情報開示ができないということは、市民に対してこれは永遠に情報開示されない。そういうことは公益上問題があるというふうに感じられたというこ

とでよろしいですかね。

○【柏木隆之陳情者】 実際には、昨年6月の総務文教委員会に学校給食センターの整備運営事業についてという報告の文書が出されておりまして、この中に、各事業者の経歴報告書というのがあるんですね。その中にシダックスなんかの場合には、PFIの場合には幾らでこれまでほかの自治体で受注しましたという金額が明示されています。だから、実際に秘密にする理由はないと思っているんですが、今回非開示になったのは驚いたんですけども、何でこういう経歴書の中で、ほかの自治体のケース、シダックスなんかは出しているのに、国立市の場合には非開示になっちゃうのかなというのはちょっと理解できない。（「なるほど」と呼ぶ者あり）うん。

○【上村和子委員】 ということは、業者さんは基本的に出して、経歴の中で出されているから、ということは、逆に出さなかったのはどこになるかということ、今回教育委員会に出されておられますので、教育委員会のほうが非開示を決定したという解釈でよろしいですか。

○【柏木隆之陳情者】 事前にお配りした資料にもありますように、開示の決定庁、国立市教育委員会。実際には教育長だと思んですけども、教育委員会になっています。

○【上村和子委員】 私も頂いた資料を見ると、決裁印は課長までの印鑑になっておりました。この課長段階でこの開示、非開示が決定されたというふうに解釈できます。この件に関して、その後ちょっと聞こうと思っているんですけども、基本的にこのような情報開示請求が来たときに、国立市には情報管理課というのがあって、情報開示に当たって検討する担当部署があったりとか、中枢があったりとか、弁護士もいたりします。そういうところに教育委員会が決定に当たって聞いたかとか、そういうことは後日談としてありますか、全くないですか。どちらでしょうか。

○【柏木隆之陳情者】 ありがとうございます。教育委員会の中には文書法制担当というのはいらっしゃいませんので、恐らくこの情報開示、情報公開については文書法制課の担当の方に、市長部局のほうに当然相談に行っているんじゃないかと私は想像しています。私は国立市の職員さんというのはある程度信頼していますので、仮に国立市の内部でこの問題、情報を出すか出さないかという判断をするとすれば、恐らくこうはならなかったんじゃないかなと実際には思います。これは私の推測ですから違ったら申し訳ないんですが、恐らくコンサルの方に相談されたのかなと。それをうのみにしたのかなと私は思っています。職員さんは信頼していますので、こういう結果には多分ならないと思いますのでね、そういうことなのかなというふうに心配しながら推測しているところです。

○【上村和子委員】 じゃ、ちょっと今のところ、すごく次に聞くときに重要なので確認させてください。ということは、陳情者はこの非開示の決定に当たって、教育委員会の担当課が市長部局に相談したかどうかは分からないと。分からないと。だからあくまで臆測なんだけれども、一般的に言うと、教育委員会には文書法制がないから、一般的な常識で考えると、市長部局に問い合わせただろうと。問い合わせたらこういう結果にはならなかったと思うけど……、ですけど。だから、そこは疑問だというふうに思っておられると思います。もっと推測すると、しかし相手方には、コンサルのほうには聞いた可能性もあるだろうと。そうしたら相手方が、いや、出されたら困ると言ったと。分かりませんけれどもね。そういうことは臆測は可能であるというような形でおっしゃったということではよろしいですか。最終確認しておきます。

○【柏木隆之陳情者】 私の推測ですので、それは違っていたら御容赦いただきたいと思います。ただ、これまでの議会のいろんな質問や答弁、幾つか聞きましたけれど、さきの一般質問の中でも、SPC、PFIの一昨年9月の債務負担行為の際の情報開示請求に対して、部分開示になったことに対

する行政不服審査の申立てがありまして、その全面開示という答申が出ました。これについての教育長の答弁を聞きましたら、大変大事な問題なので全庁的に協議しなきゃいけないというような趣旨の答弁も、たしか本会議ですか、されていますので、そういった点から考えると、当局の、国立市や教育委員会のほうもかなりデリケートな問題として扱っているんじゃないかなというふうには想像できるんですね。だから、こうした私の情報開示請求に対しても、ある程度相談はしていただいているんじゃないかなと。というふうなことは推測であります。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○【重松朋宏委員】 まず、事前に頂いた資料で、情報開示等決定期間延長通知書、頂きました。開示の決定まで1か月近く延期された、延長された結果がこういう形でほとんど非開示で出てきたわけですが、この延長されたことについて陳情者はどのようにお考えでしょうか。

○【遠藤直弘委員長】 最後の聞こえましたか。大丈夫ですか。

○【柏木隆之陳情者】 延長するかどうかの判断は当局のほうの判断なので、私はちょっとね、できれば2週間ということの中で出していただければ大変ありがたかったですけれど、1か月延長されたということについては、ちょっと私のほうからは何とも申し上げようがないんですが。

○【重松朋宏委員】 お答えしにくい質疑をして申し訳ありません。延長するということは、かなりしっかりと精査してもらっているという期待を抱かせるものなのかなというふうに思うんですけれども、そこでまず、陳情文について1点確認したいと思います。

趣旨文のところの1の後段で、上記の契約書2件は、国立市と国立泉学校給食との間に結ばれた云々により国立市が提出を受けたもので、との一文があります。つまり、今回、開示請求した契約書は、国立市と設計・工事監理事業者、工事請負事業者との間で交わした契約書ではなくて、間にPFI事業により設立された特定目的会社SPCを介して、SPCと各事業者との間で交わした契約書、国民の間の契約書ということでしょうか。

○【柏木隆之陳情者】 ここの括弧書きの3行を入れました理由は、任意に提供された書類だと非開示にできる範囲が広がってきますので、条例上規定がありますのでね。任意ではないですよ。国立泉学校給食株式会社と国立市とがPFIでやるという事業契約約款を結んでいるその契約の約款に基づいて、国立泉がナカノフードなり阿波設計との契約を結んだ場合には、国立市に報告しなければいけませんよという事業契約の中に規定がありますので、その契約に基づいて国立市は提出を受けている。任意に提出された文書ではないですよ。だから非開示の範囲は広くないですよという意味合いでこの3行を入れました。

○【重松朋宏委員】 大変よく分かりました。そこで、陳情事項の1で、「情報公開条例の適正な運用を行うこと」を陳情事項として求めているんですけど、これは具体的にはどのようなことでしょうか。非開示部分を精査して、もっと非開示部分を絞り込むべきだという趣旨かなと想定するんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○【柏木隆之陳情者】 具体的には2番目のほうで、私の開示請求に対する部分開示の決定を再検討して是正してくださいという具体的なお願いは2番のほうになっています。1番のほうは、さっきもちょっと言いましたが、30年以上前になりますか、国立市の情報公開条例制度を初めてつくったのは。そのときにはかなり先進的といいますかね、知る権利を入れるなど、かなり先進的な精神でつくってきていますので、そうした精神に立ち戻って適正に今後も運用していただきたいということの願いを込めたのが1項目めであります。

○【重松朋宏委員】 大変よく分かりました。本件の請求についての陳情事項は2であって、1で本

件のようなことがないように、条例全体の運用について改善を求めている。適正な運用を求めているということですね。

そこで、趣旨文の4のところで最高裁の判例を引用されています。極めて真っ当な内容だと思いますけれども、国立市にも20年前に情報公開条例が制定されたときに、情報公開事務の手引というものを作って、それもまた改訂して、この中に条文の趣旨ですとか、説明ですとか、どういうふうに運用解釈していくのかというようなことが示されているんです。その中に最高裁の判例に近いような内容も載っているんですけれども、その件については陳情者、御存じでしょうか。

○【柏木隆之陳情者】 情報公開制度というのは原則、知る権利に基づいて原則開示する。非開示にする場合には、限定的に理由をつけてする。非開示にする。その非開示の理由についても、恣意的にこれはちょっと見せたくないという非開示の理由ということは理由にならなくて、ここに最高裁の判決も引用しましたが、客観的にその利益を害するおそれが認められる場合でないと、非開示ということを安易にやってはいけないよということを最高裁も言っている。国立市の情報公開の手引も多分そういう形で言っているんだろうと思うんですけど、こうした精神に照らして、今回の非開示決定は乖離がありますよね、ちょっと。正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合とするには、ちょっと広範囲に非開示の範囲を安易に広げているなというふうに私、印象を持っています。

○【高原幸雄委員】 では、1つだけ伺いたいんですけど、陳情の趣旨の3番のところで、情報公開条例の第7条の規定をここで示しているんです。「可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」としているということを引用しているんですけども、その分離、今回の場合に、言ってみれば、黒塗で全部分からない形で開示できないということになっているんです。この部分についての第7条の関係では、陳情者のほうはどういうふうに受け止めておられますか。

○【柏木隆之陳情者】 先ほども申し上げましたように、例えば契約の金額、それから所有権の移転ですとか、生産物責任の期間ですとか、いわゆる協議条項ですとか、これがどう考えても非開示、正当な利益を害する客観的な理由があるとは言えないと私思っています。ですから、国立市の条例には、「可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」という規定があるにもかかわらず、分離の努力が今回は全く、説明のしようもないほど黒べたなので、分離の努力の跡は全く見えないので、この規定に抵触するという意味で、適正に運用されているとはちょっと言えないんじゃないかなというふうに私は思っています。（「なるほど。はい、了解です」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切り、当局に対しての質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 2点伺います。陳情書に「十分な検討もへずに」というように書かれているんですけども、実際どういった検討を経てこれらが開示されたのかという点、それが1点。

もう一点が、陳情書では、「可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」というふうに第7条、書いてあるんですけども、実際、もう少し前から第7条を見ますと、「情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは」というふうな形で、「容易に」とかもついているんです。そういったことが、黒塗が多いといったような趣旨も陳情者からあったと思うんですけども、そういったことも影響しているのか。どういった理由でこういった黒塗が多い情報公開を行ったのかといった2点を伺いたいと思います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。まず、1点目の一部開示決定に当たりまして、ど

のように検討したかという点についてでございます。こちらにつきまして、国立市教育委員会においては、国立市情報公開条例の趣旨を重く認識するところでございます。原則として情報の開示を行って、非開示決定についても、その範囲をなるべく狭めるというふうなことで、条例の適正な運用に努めてまいりました。

今回、開示を決定するに当たりましては、この該当します民間企業同士の契約書になりますので、契約書のどの部分が事業者のノウハウ、具体的には競争上の地位もしくは権利、そういったことに当たるか。その見解を聴くために、事前にSPC、設計会社、建設会社に意見聴取を行いまして、その上で、市が条例に基づき開示範囲を決定したものでございます。

その中では、先方から、契約書全体がもともと公にする趣旨のものではないということで、企業のノウハウであるということで、全て開示をしないほしいというふうなお話もございました。しかしながら、本契約書を市側のほうで受け取る趣旨と致しまして、事業契約上でSPCがその構成企業に対して、設計業務ですとか建設業務を発注するというふうなことを確認するという趣旨がございますので、その趣旨から判断いたしまして、開示部分、そのところについては開示をしていくというふうな趣旨から決定をしたものでございます。

もう1つ、可能な限り分離をしていたかというふうな御質疑でございます。先ほどのお答えと重なるところがございますが、今回、開示請求の対象と致しましては、国立泉学校給食株式会社、SPCとその構成企業である設計会社と建設会社が行った民間企業同士の契約書でございます。こちら民間企業につきましては、法令に反しない範囲で当事者間において自由に契約内容を決定しております。この考えに基づいて、内容と致しましては、例えば事業におけるリスクの分担ですとか、支払い条件等、損害の賠償、そういったことを決定しております。そのような契約内容は、通常は公にされない当事者間の合意に基づく契約内容でございます。こういったことにつきましては、制度上、情報公開の制度では、誰でも理由を問わずに請求ができるというふうなものでございますので、その趣旨に鑑みまして、民間企業の競争上の地位を保護するという観点から、分離の範囲を決定したというものでございます。

○【上村和子委員】 では、質疑を致します。まず、陳情者のところから、このプロセスの中で、まず基本的に陳情者が情報開示請求をしたのは、任意で出されたものではなく、契約行為の中のその約款に基づく、SPCとの契約約款に基づくものに書かれてあるものの、国立市と国立泉学校給食との契約約款に基づき提出された資料。つまり、国立市に提出された、しかも契約約款に基づき提出された資料、その情報開示請求であったということをまず確認します。それでいいですね。

○【島崎教育施設担当課長】 そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 これの、こうやって提出された資料の1枚目は出されていますので、課長印があって収受しています。つまり、この2つの文書は、国立市行政が所有する公文書扱いになったというところでよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 はい、そのように認識しております。

○【上村和子委員】 ということは、国立市の情報公開及び個人情報保護の条例の対象になります。

それでは、行政が保管する、保有する公文書の開示情報、開示の在り方について、また次の原則を確認いたします。陳情者が述べられているとおりに、原則全面開示です。基本的に100%開示です。その原則に立って、どうしても非開示にしないといけないところは限定的に最小限でなければいけません。というこの原則は当然お分かりかと思いますが、いいですか。確認します。

○【島崎教育施設担当課長】 原則開示をするというふうな趣旨については、認識しております。

○【上村和子委員】 この原則開示というのはすごく大きいんですよ。つまり、非開示の部分は例外だから、例外に対しては説明責任がちゃんとなされなきゃいけないので、陳情者がおっしゃっているのは、46ページ全部の何か、全部がここの理由と書かれている企業のノウハウとか権利とか、そこに当たるのかというところが、全部真っ黒だから質疑もできないんですけども、もう100%全て表に出せない企業の権利とノウハウだと言い切れるのですか。これ、後で裁判とか起きたら、この言葉が通っていきますから、100%そうだといい切れますか。

○【橋本教育部長】 我々としては、今担当課長が経過、どういうプロセスでやってきたかという中で、当然これは、まず民民の契約書という中で、当該の民間団体のほうにヒアリングをしております。そのヒアリングの中で、その内容の中で、我々としては部分的に開示をできるものがあるというふうな中で部分的な開示をしているというふうな中で、我々とする、できるだけ開示をするという判断でやってきたというふうに認識しているところでございます。

○【上村和子委員】 でね、これね、すごく質疑しにくいんですよ。なぜなら、46ページ全部真っ黒だから。陳情者と議員が同じ立場にいるんですよ。だから質疑をチェックできないんですよ、議員が。だから聞いているんですよ。

では、事実確認だけプロセスで聞いていきますね。こういった情報開示請求が来てから、この件に関しては教育委員会のどこが担当して、市長部局の情報公開の担当課ですか、にいつ相談をして、その見解は取ったのか。顧問弁護士にまでも聞いたりしたのか。どこまで配慮しましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 こちらの情報開示決定のプロセスについてでございますが、まず、2022年5月6日に開示の請求書を頂いております。その後、先ほどお話をさせていただいたSPC及び設計会社、建設会社との協議を経まして、情報開示の手続については、文書法制課のほうに事務の進め方を相談いたしまして、その上で、6月16日に本件、情報一部開示決定を行ったという経過でございます。

○【上村和子委員】 5月6日に情報開示の請求が出されて、SPCにヒアリングを行った後に文書法制課のほうに相談をしたと。そして決定したということですが、文書法制課のほうは、これはどのように扱ったのですか。

○【吉田文書法制課長】 お答えいたします。今、担当のほうからお答えさせていただいたとおりで、私どものほう、文書法制課は、市全体の情報開示請求に対しての決裁行為が上がれば、書式を含めその確認、条例の扱い方等々を確認させていただき、そこで判断して、合議で決裁をさせていただいております。

○【上村和子委員】 ちょっとよく、事務的にあまりに言われ過ぎたから分からないんですけども、教育委員会からこういうものが、情報開示の請求がなされたんですけども、SPCの出してくれた業者さんに聞いたら、いやそれは困ると言われたと。それで、これを部分開示をしなきゃ、非開示もしなきゃいけないんですけども、それに当たってどのように考えるべきかというような相談があって、その相談も含めて、その相談に乗って、それでいいんじゃないですかという形で言ったということでもいいですか。それとも、単なる教育委員会からこういう形で来たからこれでいきたいと思うけれどもという教育委員会の意思がまずこうあって、これでいいですかということで事務的に進めていいですかと言われて、教育委員会さんがそう決めたならばそれでいいんじゃないですかと事務的に進めたって、どっちでしょうか。もう少し分かりやすく説明してください。

○【吉田文書法制課長】 実際に相談があったときに、事業者とこういう話での経過があったという形で御相談を受けております。その中で、その判断について決定するのは教育委員会ですけども、じゃ、その判断がこの条文として適切かどうか等々の確認をした上で御相談を受けております。それで、私どもも合議に印を押したという状況となっております。

○【上村和子委員】 ということは、市長部局の情報管理課もこれでいいと。相談を受けて、これで条例上いいというふうにオーケーしたということでもいいですか。

○【吉田文書法制課長】 おっしゃるとおり、この件に限らず、その案件案件、1件1件に対して確認をさせていただき、合議を押しております。したがいまして、今回の件につきましても、委員がおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 そうなってくるとね、これは市長部局のやっぱり情報管理責任のところに聞いていくしかないと思うんですけども、陳情者が、先ほどの原則は釈迦に説法で当然分かっている。だから、非開示の部分というのは最小限でなくてはいけない。これは国立市の情報管理課としてはどうですか。まず確認できますか。

○【吉田文書法制課長】 おっしゃいますとおり、国立市においては、個人情報も含めまして透明性を保ってきております。したがいまして今回についても、今回の件に限らず、出せるものは全て出して透明性を図っていくという形で運用を行っております。

○【上村和子委員】 それでは、全部非開示にした理由は何ですか。その全てが、全てが100%法人の権利に関わるから開示できなかったという理由で、国立市はそう解釈したということでもいいですか。

○【吉田文書法制課長】 この件に関しましては、教育委員会からちゃんと報告を受けまして、妥当であるという形で判断を致しました。

○【上村和子委員】 課長は見ましたか、黒塗されてないものを。

○【吉田文書法制課長】 決裁行為につきましても、隠されたものを決裁行為で出されると全く分かりませんので、もちろん消す部分を分かるようにして決裁を確認しております。

○【上村和子委員】 ということは、つまり議員の我々も誰も見てないわけですから、誰も見てないわけだから、情報管理担当課長は全文読んでいます。そして、全文そのところを非開示にして、それは全て100%、企業のノウハウや企業の権利に関わるものだと言った情報管理課が判断したということですか。

○【吉田文書法制課長】 最終決定というわけではございませんが、確認した上で、一部開示決定ということで妥当であるというふうに確認を致しました。

○【上村和子委員】 じゃあ、逆に言うと、表紙と1枚目だけが開示されていますけれども、それをもって部分開示と言っておられますけれども、じゃあ、なぜここは開示されたのですか。

○【吉田文書法制課長】 こちらにつきましても、教育委員会のほうと業者のほうでの話合いの中で、最初は先ほど島崎が答えたとおり、全部出さないという形で答えがあったんですけども、その業者とのやり取りの中で出せる部分の話合いを行って、この部分が出せたという形になっております。

○【上村和子委員】 ということは、業者がオーケーした部分だけを開示したということですか。

○【吉田文書法制課長】 オーケーをしたかというよりは、こちらは出せるだろうという形、市のスタンスに基づいて業者と話合いを行ったというところでございます。

○【上村和子委員】 契約上の、今からSPC方式とかいろいろやっていくと思うんですけども、それこそ契約上、その相手側が約款でその先に何をどう委託するかということで、そのときに最終的

に、そのお金の内訳の説明責任は一体どこが持つんですか。国立市じゃないんですか。国立市が契約結んで仕事してもらわなければならないんですか。そこで、国立市が責任を持たなきゃいけないから約款で出してくれって言っているんじゃないんですか。

○【橋本教育部長】 当然、市が発注をしているというふうなことは認識しております。我々とする、要求水準をしっかりと満たしているかということ、これはSPCとの中でしっかりとモニタリングをさせてもらいながら対応をしているというふうな中で、今度、SPCと各その構成事業者との、これ民民の部分ですから、そのところまで、じゃあ、我々とするそれは自由な取決めの中で言える範囲というのは、やっぱり一定の制限が出てくるのかなというふうに思っております。

○【上村和子委員】 じゃ、なぜ約款で提出資料に入れているんですか。それはそこをちゃんと見なければ、要求水準書に合った妥当な適正な契約と言えるかどうか分からないから国立市は約款でわざわざ提出を求めているんじゃないんですか。国立市が取っている情報は市民の情報ですからね。公文書ってそういうことですから。市民は知る権利がないんですか。

○【橋本教育部長】 今、質疑委員さんがおっしゃったところについて、市民の権利というのはこれはしっかりあるものだと思っております。それで我々がこの契約書をSPCとの契約の中で、この民民の契約書を頂こうとした趣旨は、これ、先ほど担当課長が答弁したように、その構成企業としっかりと契約を結んでいるかということの確認ということをしつかりしていきたいというふうな中で、この契約書を頂いているというふうな状況でございます。

○【上村和子委員】 そこを市がちゃんと確認したという担保は、私たちはどれで得ればいいんですか。こんな黒塗にされたら、それで企業と一緒に相談して出すところを決めて、それ以外は出せませんということは、ずっと出せないですよ。その部分の、私はここは出すか出さないかといったときに、国立市が保有した情報の中で、少なくともこんな大ざっぱという表現はあれだけど、もっと市に、公益に資するという部分においては、一言一句を見ながら、ここは出せる、ページ数は——陳情者が言っているじゃないですか。ページ数、項目とか1とか2とか。1字でもこだわっていくのが国立市の情報公開の条例だと言っていたんだけど、その精神が国立市は今ないということですか。お答えください。

○【橋本教育部長】 これ、繰り返しの答弁になって申し訳ないんですが、我々はできる部分はしっかりとこれは、開示が原則の中で例外的に非開示ということは、これはしっかりと認識している中で対応はしてきたというふうに思っております。それで、この確認というものの中で、今回一部開示をしている部分の中で、SPCと構成企業が契約をしているというところは確認できると思っておりますので、そういう中で一部開示はできているのかなというふうに考えているところでございます。

○【上村和子委員】 それでは国立市に戻します。最後の質疑です。

今から民民委託とかSPCというのをやる一番国立市の最初なんですよ。このときに市民とか議会が、これじゃ全く中身が分からないなって。その先が分からない。その先が分からない、こんなSPC方式なんかやってられないというふうにもなりかねないですよ、市民が。ですからお聞きしますけれども、国立市はこのような情報開示請求が出されたときに、初めてのケースで民民と、自分たちはもらっているんだけど、自分たちがもらった、契約上もらった公文書について、公有文書ですよ。行政が持っている文書について情報開示請求が出された。業者はここは出さんでくれと言ったけれども、自分たちの条例上、これはどこまで開示できるのかということ自分たちだけで判断しないで、国立市の情報公開の審議会とか審査会とかあるでしょうから、そういう専門家に聞いたり問

い合わせたりはしましたか。

○【吉田文書法制課長】 審議会のほうには今回は聞いておりません。市の判断での決定ということになります。あと、法務担当のほうに条文の扱い等、そごがないとかそういった形での相談はさせていただいております。

○【妹尾法務担当課長】 続いて、私からも少し補足させていただきます。

私の立場が、仮に審査請求になった場合に審理員という立場になる予定の者ですので、この公開には関与できないという立てつけになっておりますが、ただ、制度や裁判例については私のほうで調査はしております。このような民民の契約について開示義務があるかどうかという点につきましては、東京地裁の平成17年1月26日、裁判所ウェブサイトでも公開されているんですが、民民の土地賃貸借契約書には、賃料、契約期間、更新の条件、その他契約に関する条件など、賃貸借契約書を締結する際の重要な情報が記載されるのが通常である。そして、これらの情報は公にされることにより、新規の賃貸借契約や転貸契約において、第三者に有利に援用される可能性が高いと言えるから、これは法人情報であって非開示だということで、契約上、全体の非開示を認めているという裁判例がございます。

情報公開というのは原則、誰が請求しても、そして、それがいかなる理由であっても開示しなければなりません。そうした場合に、SPCの相手側も契約当事者なんですけれども、建設業者や設計業者において、この契約書が競合他社によって開示された場合、契約の条件や内容が今後、同種の契約を締結される際に、契約の相手方がこれを開示して、国立市の事案ではこうやってくれているじゃないか、こうやっているわけなので今回もこうしてくれとか、そういった交渉に手段として利用されるというところが今回、恐らく教育委員会が競争上の地位というふうに表現した内容だと思われます。

また、部分開示につきましても、「開示請求の趣旨を損なわない程度」という情報公開条例7条1項の文言がございます。開示請求の趣旨を損なわないという意味合いはかなり抽象的であって、解釈をしないといけないんですけれども、例えば契約書の何条とか、そういったところについてまで、例えば契約書の第何条だけを開示するとか、そういった部分的な、その開示した部分では意味をなさなような箇所に限って開示することが開示請求の趣旨を損なうか損なわないか、そういった判断も働いたのかなというふうには思われます。以上です。

○【上村和子委員】 ちょっと今、法務担当、やめようと思ったんですけれど、先ほど、何か裁判の平成17年云々かんぬんの民民契約上のことを出されましたけれど、これって行政が保有する公文書に関わっての裁判なんですか。

○【妹尾法務担当課長】 失礼いたしました。これはそうですね、行政が保有する、そして行政が提出を受けた契約書に関する事例の判断でございます。

○【上村和子委員】 分かりました。それは行政が保有する民民の契約に関して、開示しなくていいという結論が出たという裁判の事例を言ったということですか。

○【妹尾法務担当課長】 御指摘のとおりでございます。

○【上村和子委員】 今、陳情者が、それは任意だからだよって、こういう声があったけれども、そこまではどうですか。任意なんですか、それ。

○【妹尾法務担当課長】 理由の中の1つとして、そもそも今回……（「いやいや、ちょっと待ってください。すみません、委員長、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】 御答弁を聞いてからでいいですか。はい、どうぞ。（「結論だけでいいんだ

けど」と呼ぶ者あり)

○【妹尾法務担当課長】 裁判の理由の1つとして、任意だからというわけではなくて、この契約の条件等が公にされることによって、今後、新規の賃貸借契約等について、第三者に有利に援用される可能性が高いというふうに理由づけはしております。

○【上村和子委員】 そういう考えに国立市が立つということをおっしゃったときに、陳情者が何回も言っている。これはS P Cという方式を取ったときに、国立市がS P Cの相手企業に対して求めた契約約款に基づく、基づいて出された資料の情報開示請求であるという。決してこれは任意でもないし、国立市が約款で相手に求めた。それに基づいて出されてきたものに対する情報開示請求であるという位置づけが、多分、陳情者が一番言いたかったとこだと思いますよ。そこに対してなぜ業者側だけの判断を基にしてやるのかと。国立市の判断はどこにあるのかということですよ。

これから、今からたくさん出てきます。私、全く違いますけど、公契約条例も物すごく求めていっていますけれども、その相手の企業が、民民とおっしゃいますけども、簡単に民民って言わないでほしいと思うんですよね。今、民民に契約させたことを行政が、公がお願いしていることは山ほどあります。そこでお金をめぐって疑義はたくさん出ています。いろんな裁判が起きています。そんな中で初めて取り組むものに対して、国立市は今後もこのようなS P Cが出てきたら、同じような情報開示請求をして、真っ黒くろけで、議員にも知らせない、市民にも知らせない。知っているのは自分たちだけ。情報開示請求したら、民民の契約ですからと言って、真っ黒で言わないで済みます。そういう姿勢で行くということですか。市長、最後これ、質疑だけ答えてください。

○【永見市長】 私は今回の事案については、中身は決定者ではありませんので存じ上げません。ですから、原則を申し上げれば、今委員がおっしゃったようなことではなくて、あくまでも情報公開条例にのっとって適正に判断していくというのが、国立市の情報公開の伝統だろうというふうに考えております。

○【上村和子委員】 もう終われない。何で終われないかといったら、それに基づいて出してきたっておっしゃっているんですよ。本当に今回陳情を出された方は、私たちにとっても先輩でありますのでね、国立市の情報公開条例、条例がどうやってできてきたかをもう肌で現場で分かった人なんですよ。それがね、その精神が今なくなっているということで陳情を出されているんですけども、答えが情報公開条例に基づいてというのはかみ合わないじゃないですか。かみ合わないんですよ。だから終わらないんですよ。ちょっとでも出そうとしたか。100%この中に、100%企業が言っているものであるかどうかという吟味をちゃんとしたかって。それをやって少しでも出そうとしたのが国立市の情報公開の条例の精神であったと。そうやって陳情者は言っているじゃないですか。じゃあ、最終的にその精神は失ってないけれども、こういう形になったという解釈でいいということですか。それだけ答えてください。陳情者が思う気持ちと同じ、気持ちの問題だけど、同じでこれだけ解釈が違ったということですか。

○【橋本教育部長】 これ、すみません、繰り返しの答弁になりますが、最初にヒアリングの中では、全てこれは非公開にしてくれというふうな話も経過の中ではありました。その中で我々として、この部分はしっかりと開示できるのではないかという中で、一部開示というふうな結論になっているというふうなこともございます。ですから、ある意味、しっかりと整理、協議する中、検討する中で開けられる部分をしっかりと見定めた。そういうことは経過の中であったということは御答弁させていただければと思います。（「もう後で討論します」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】 ここで休憩に入ります。

午前 1 1 時 7 分休憩



午前 1 1 時 2 5 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続けます。小口委員。

○【小口俊明委員】 先ほどのやり取りの中で、民民の自由契約だから、そもそも公開すべき文書ではない、こういう趣旨の話が作成者のほうからあったという答弁もありました。また一方で、国立市とSPCの間の約款に基づくものであるから、原則公開であるという位置づけの中で、作成者の意思に反して、公開範囲を国立市が決める権限というものは、情報公開条例に基づいてあると言えるのかどうか。この考え方を整理して答弁願いたいと思います。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。今回の開示のプロセスにつきましては、民間企業の契約内容についての開示であるため、事業者ヒアリングを行ったところでございます。その上で、事務局において開示の範囲を決定したというふうな流れになっております。以上でございます。

○【小口俊明委員】 それは、先ほども答弁があったわけですけど、さらに確認をしたいのが、いわゆる作成者の意向あるいは意思を超えて、国立市がそれ以上の部分において公開を決定していくところは、情報公開条例に基づいて権限として国立市は持っているのか。あるいは、それは持っていないのか。今回の決定の妥当性に関して、どのような条例上の位置づけになっているのかを、そこを聞きたいんです。

○【妹尾法務担当課長】 条例上明確になっているわけではございません。ただ、今委員が指摘された事項については、非常に学会でもかなり議論がされているところでございます。例えば行政機関が保有している情報であっても、民間の法人が作成、提出したものである場合、開示の可否を判断する際には、そのような情報提供を行った法人側の事情も考慮すべきではないかと、こういうふうな学説もございます。先ほど休憩時間前に私が紹介した裁判例の考え方とも通底するような見解だと思われます。以上です。

○【小口俊明委員】 ということは、国立市とSPCの間の約款に基づく公文書という位置づけの当該文書でありますけれども、このことにおいても、作成者の意思というものは尊重されなければならないという理解を国立市はされている、そういうふうに思っていますか。

○【妹尾法務担当課長】 もちろん、開示が原則である中での判断ですので、そういった民間の企業の事情、提出に至った過程、そして当該情報の内容については、開示する判断に至る際の1つの考慮要素にはなると思われれます。

○【小口俊明委員】 考慮要素になって、つまり、私ここで確認したいのは、国立市とSPCの間の約款に基づくという公文書であるという位置づけの中で、いわゆる作成者との交渉というのかな、話し合いの中での公開する範囲の決定というものを国立市が独自に判断してよいものなのかどうかというところを確認したいところなんですけども、こういう観点ではどのような見解を持っていられるのか伺いたい。

○【吉田文書法制課長】 本決定に当たる形の今の御質疑だと思いますけども、もちろん市のほうに所有している情報というのは市の情報という形になります。任意に提出されても、情報が市に入ってくれば市の情報として取り扱っていきます。大原則はこの条例に基づいて、任意であれ、公文書であ

れ、その取扱いについては条例に沿って決定をしていく。その決定する過程の中で、先ほど島崎課長も答弁したとおり、相手方の意見を聴取し、そして市のほうの条例の運用についても、こちらからもその趣旨を説明し、その中で最終的に市が決定していくという形となっております。

○【高原幸雄委員】 先ほどの質疑の中で、第7条に関して分離で、法務担当課長の話でも、開示請求に対して、趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるということになっている。7条の条文がどういうふうに理解されたのかというのはあるんですけども、そこで答弁では、いわゆる民間企業同士のやり取りなので、これは開示できないんだという判断をしたというようなことでいいんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 条例の第7条につきましては、非公開情報を容易にかつ請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときには、できるだけ当該非開示情報を分離して開示しなければならないというふうになっておりまして、今回、契約書の非開示とした部分につきましては、当事者である民間企業のリスク分担、こういったことについて合意された契約内容であり、通常は公にされないものでございます。そのような内容の趣旨を踏まえまして、分離の決定をしたという経過でございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 その判断というのは、情報公開条例の運用については、主体は国立市ですよね。その判断というのは私は違うんじゃないかというふうに思っているんですけど、何でそういうことが言えるかという根拠は何ですか。

○【橋本教育部長】 これ再三、繰り返しの答弁になって申し訳ないんですが、我々とする、この情報公開条例の趣旨をしっかりと踏まえた中で、これは交渉の中でも、ヒアリングの中でも話した中で、部分的な開示、できるだけ、やはりこれは開示するのが原則なんだよという話をしながらこういう経過になったというふうなところでございますので、当然その中で運用をしっかりとするというふうな、そこが我々として根拠というのか、その考えにのっとってやったというふうな状況でございます。

○【高原幸雄委員】 いや、だから、その判断が私は疑問があるわけですよ。市のほうは結局、7条で言われている、損なわない程度に合理的に分離できるものはやるという、この条例の趣旨が生かされていない、そういう意味ではね。つまりどういうことかという、じゃあ、SPCの内部の問題だから、いわゆる民間の企業同士の請求の問題なので、それはその該当する企業に意見を聴いて国立市が判断したと、こういうことになりますよ、今の部長の答弁だとね。それでいいのかということなんです。そういうことじゃないでしょう。この分離請求ができるということについては、そういう理解じゃいけないんじゃないのというのが私の意見なんですけど、どうですか。

○【橋本教育部長】 これはちょっと我々が見解が少し相違されているというふうな中で答弁になってしまって申し訳ないんですけど、我々とする、そこを踏まえた中でこの判断をしているというふうなことでございますので、やはりそもそも市民の契約の中で自由に決められる範囲の中で、繰り返しになりますが、全て公開しないでほしいというふうな中の、そういう話の中で我々とする、できる部分を、ここはできるんじゃないかというふうな話をしながら、一部開示の決定をしたと。そういうことでございます。

○【高原幸雄委員】 何でSPC内部の話だから開示できないのかという根拠が非常に曖昧なんですよ。何が障害になるんですか、開示したら。契約金額なんですか、それとも企業の体質なんですか。何が問題になるから開示できないということを言っているんですか。それが全然分からないから、答

弁も毎回同じような答弁になっちゃう。その判断は、じゃあ誰がやるんだといったら企業がやるんですか、そういう判断を。その企業の要請に基づいて国立市は判断したという、今の部長の答弁だとそういうふうになっちゃうわけですよ。じゃあ、企業がそういうことを判断するのかって。じゃあ、ほかの部署についても、分野の契約についてもそういうことで全部やるのか。市役所は何なんだと、一体ということになるわけでしょう。

○【島崎教育施設担当課長】 お答えいたします。どのような内容が問題になるかというふうなことであったかと思います。この契約書、民間企業同士の契約書に書かれている内容は、それぞれの企業のリスク分担ですとか、支払い条件、損害賠償の取決め、業務がうまくいかなかったときの契約不適合責任、遅延損害金の取扱い、そのほか、業務実施手順等についての内容が書かれているというふうな形になります。これらはPFI事業を行う際のSPC及び構成企業のノウハウに当たるものになります。こちらが公表されてしまい、そして仮に競合他社、そういったところの手に渡った場合に、これはSPC及び構成企業の競争上の地位を阻害するおそれがございます。そのおそれがあるために、今回非開示としたというふうな経過でございます。以上でございます。

○【高原幸雄委員】 そうするとあれですか、そういうことを企業側から話をされたときに、市役所としては、じゃあ、仮に公開したら損害賠償請求でもされるんですか。どうなんですか。そういう話があって、公開しないでくれと言ったけど、市の判断として公開しますと。それは先ほど上村委員の質疑の中でも、ちゃんと約款もらっているわけですよ。で、やっているわけでしょう。だから、そんなものはね、非公開にする理由がないじゃないですか。損害賠償か何か、裁判で負けたら損害賠償か何か請求されるんですか。

○【橋本教育部長】 これは企業がどう判断されるかというふうなことなので、私どもがそれを答弁どうのこうのできる立場ではないんですが、そういう可能性はゼロではないというふうなところはあろうかと思います。

○【高原幸雄委員】 もう1つ聞きたいんですけど、じゃあ、SPC内のいわゆる金額の部分も分離開示できないという部分に、先ほど企業のノウハウという問題も答弁されていましたが、契約金についてもこれはあれですか、そういう対象になるんですか。むしろ分離開示じゃなくて全面開示を否定するという結果なんだけど、それは契約金というのはどのぐらいになっているんですか。（「ほぼ全額公金ですよ」と呼ぶ者あり）

○【島崎教育施設担当課長】 この民間企業同士の契約書を私どものほうで受け取っている趣旨というものが、今回の給食センターの整備運営事業に対して、SPCの構成企業が設計業務もしくは建設業務、そういったことを請け負うということを確認するというふうな趣旨でこちらは受け取っております。ですので、それ以外の情報というのは、この契約書を私どもが受け取っている目的のものではございませんので、かつ、そういった企業の契約の合意内容の詳細については非開示とさせていただいたというふうなことでございます。

○【高原幸雄委員】 分離開示もしない、あるいは中身もどれとどの項目が開示できない項目で、判断として市が開示できないという場合も、これは陳情者も言っているじゃないですか。開示できないものがあるということは十分知っているわけですよ。その中に何が入るかというのは、それはそういう意味での判断もあるかもしれないけども、しかし、市役所が民間の企業同士のやり取りなので全部開示できないというのは、これはどうも市の情報公開条例の運用について、国立市はしっかり、やっぱり市民の立場に立って開示すべきだと思いますので、これは改めてもらいたいということを述べて

おきます。

○【遠藤直弘委員長】 質疑いいですか。よろしいですか。ほかに。重松委員。

○【重松朋宏委員】 先ほどの質疑も聞いていて、なぜ事業者が全部、全部非開示を求めて、市がそのまま受け入れたのかということが大変不思議でならないんですね。もっと透明性高く、開示できるところはもっと開示できるはずじゃないかと。それを一般に公開されるものじゃないからという言い分で、事実上ほぼ全非開示と言っていいぐらいですよ、ページ数しか分からないんですから。ページ数と、要するに分量ぐらいしか。

でね、なぜかなと思っていたんですけれども、本日付のニュースがあります。シダックス社がかねてから業務提携をしていた食品宅配大手のオイシックス社から株式の公開買い付けを仕掛けられています。これはもともと業務提携をしていたのでシダックス社も前向きだったんですけれども、そのシダックス社の取締役会が9月5日に反対を表明したと。それはなぜかという、別の外食大手のコロワイド社、大戸屋とか、温野菜などのチェーン店を持っているコロワイド社が給食事業の買収を提案していると。そっちのほうに乗りますよということを取締役会が言った。さらに、シダックスの子会社、複数の子会社が今度は、TOBの反対表明やグループの総意じゃないということ、今度はオイシックス社のほうに書簡を送っていると。相当経営をめぐってこの間内部がごたごたしていることがうかがえるんですけれども、このことを国立市は御存じだったんでしょうか。先ほどの答弁の中にある、法人側の事情を考慮して非開示を決めたんだということなんですけれども、その法人側の事情の中にこの経営上の事情も考慮されたんですか。

○【橋本教育部長】 今の質疑委員さんの部分については、新聞報道で我々も知っているというふうな、今のところはそういうふうな状況でございます。

○【重松朋宏委員】 シダックス社側が丸々の非開示を求めてきたということの背景には、かなり守りの姿勢になっていることがうかがえるんですけれども、開示決定自体が1か月延長していますよね。延長しておいて結局、ほぼ丸々非開示というのはどういうことなのか。一体何を検討していたのか。事業者からの回答がなかなか遅かったから延長することになったのか、あるいは事業者からの回答は早かったんだけど、それをどう市の中で考えるかという検討に時間がかかったのか、まず伺います。

○【島崎教育施設担当課長】 今回の開示決定につきまして延長を必要とした背景でございますが、こちらにつきましては、私どもはなるべく開示をしていきたいというふうな趣旨で先方にヒアリングの際に打診を致しました。先方からは、民間企業の契約書ですので非開示、全て非開示で行ってほしいというふうなお話がありました。その先方の意思を決定する際には、私どもとの窓口になっている部門だけではなくて、会社の法務の担当、もしくは先方の顧問弁護士さん、そういった方々との打合せがあって、その上で会社としての話を頂いておりますので、向こうの意思決定にも時間がかかりますし、こちらが求めている内容とのすり合わせと申しますか、そういったこともございました。そういったことで期間がかかったという経過がございます。

その中で、先ほどの答弁と繰り返しになって恐縮ですが、この契約書を出していただいているSPCの構成企業というところと契約をしているということですか、そのほか要求水準等に基づいて事業を行うという内容が書かれている、その範囲の開示を行うというふうな決定に至ったということでございます。

○【重松朋宏委員】 事業者内部での検討も、それを受けてのヒアリング、すり合わせにも両方に時

間がかかったということですね。

最終的にこの件の決裁責任者はどなたになりますか。運用の手引によりますと、原則、担当課長。特に重要と認める場合は、より上位の責任者の決裁とあるんですけども、この件の決裁責任者は、最終的にはどなたになるんでしょうか。

○【橋本教育部長】 これにつきまして、担当は給食センターの開設準備室ということになりますので、その室長の事務取扱になっている私が最終的な決裁をしたというふうな状況でございます。

○【重松朋宏委員】 部長が決裁責任者ということですね。

そこで、陳情者も先ほどおっしゃっていたんですけども、一般に建設請負契約には代金ですとか、期間ですとか、生産物責任の期間や所有権の移転についてのいろんな項目が入っていると。この項目までなぜ競争上の地位を損なうおそれがあるとして非開示になるんでしょうか。ある程度、この全部真っ黒のうち、詳細のところについては、ひょっとすると競争上の、第三者から見ると競争上の地位を失うおそれがある部分があるかもしれないですけども、幾らで契約しているというのだって、それもほぼ全額公金ですよ。公金でSPCを介して契約しているわけですから、それが妥当なのかどうかというのはモニタリングできないじゃないですか。どうしてこう全部、ほぼ全部の非開示になったんでしょうか。項目についても、競争上の地位を揺るがすおそれがあるということですか。

○【島崎教育施設担当課長】 一部開示の取扱方法についてというふうなことでまいるかと思いますが、条例の第7条第1項で開示情報と非開示情報が混在する場合の部分開示の取扱いについての規定がございまして、非開示情報を容易にかつ、請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、非開示情報を分離して開示しなければならないというふうなことでございまして、ですので、例えば、黒塗に今回させていただいたところにつきまして、条項の第何条という内容ですとか、項目の名称とか、そういったところを部分的に開示をしたとしても、この開示内容の要領を得ないと申しますか、内容が伝わらないような形の開示になってしまうことがあるかと思えます。ですので、黒塗にそちらのほうはしているというふうなところがございまして。

○【重松朋宏委員】 今の答弁聞きますと、開示請求者の開示意图を推測して、これを開示しても開示請求者の意図には沿わないだろうということで非開示にしたということですか。何を開示するか非開示にするかという判断に、そんな主観的なものを入れてしまってよいんですか。ちょっと今の答弁おかしいと思いますので、ちょっと、おかしいなと思われたんだったら撤回したほうが良いと思いますよ。（「市の答弁としてはあり得ないよ、そんなの」と呼ぶ者あり）

○【橋本教育部長】 これにつきまして、今担当課長が答弁しましたが、総合的に判断する中で、ここは分離がやはり難しいだろうというふうな判断をしたというふうなところでございまして、そういう中での黒塗をさせていただいたというふうなことでございまして。

○【重松朋宏委員】 分離は難しくないですよ。非開示にするところだけ墨塗にして、それ以外のところは墨塗りをしなければいい、その作業を、だけのことですから。

でね、これ、先ほどの法務担当課長の答弁聞きますと、競争上の地位、契約上の条件が公にされることによって、事業者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるということなんですけれども、それは別にSPCと事業者の契約書だけじゃないですよ。国立市が直接業務委託や工事請負委託する場合、国立市と事業者との間で結んだ契約書も、その内容の詳細については、それが公になったら事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというふうに解釈できてしまいますよね。国立市が行っている従来の業務委託ですとか、工事の契約書、全てこのよ

うにほぼ全て事業者の言いなりで、法人のノウハウ等に関する部分として非開示にしてくる運用をこれまでもしてきて、これからもしていくんですか。

○【吉田文書法制課長】 市が直接契約している場合につきましては、原則全て、印影等を除いては開示をしている状況でございます。

○【妹尾法務担当課長】 補足させていただきますと、国立市が契約の当事者になっているかどうかというところが今回の事案との違いかと思われます。

○【重松朋宏委員】 そうですよ。だけれども、公にされると競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるというのをどんどん拡大解釈していけば、この内容を公開にされると第三者、別の事業者に自分の会社の内情やノウハウが知れ渡ってしまうので非開示にというふうに拡大していくと、国立市が行っている契約についても非開示になっていくじゃないですか。でね、私、国立市と事業者との間で結んだ契約書ではなくて、SPCと事業者の間に結んだ契約書なので、開示決定までも時間がかかったし、しかも非開示部分がほぼ全面非開示に近い形になったというふうに、答弁聞いていて考えられるんですけども、それでよろしいでしょうか。

○【橋本教育部長】 これは先ほども答弁しておりますが、SPCとその構成企業との契約書というふうな、契約内容というふうなことがございましたので、それを踏まえているというような状況でございます。

○【重松朋宏委員】 そこでね、先ほどの答弁聞いていますと、市としても、開示された誰と契約したかということが確認さえすればいい、契約の中身については、民民なので市は確認する必要がないというように聞こえるような答弁があったんですけども、そうじゃないですよ。陳情書で国立市立学校給食センター整備運営事業契約の規定、陳情書にある規定というのは、恐らく、この第11条と第12条の契約書の写しを速やかに市に提出しなければならないということだと思うんですけども、そもそも市は、契約書の写しは全く墨塗されていないもので提供されているということですのでよろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市は黒塗をしていないものを受け取っております。

○【重松朋宏委員】 契約したかどうかというんだったら、最初の数ページでいいんですけども、契約書の写しそのものの提供を求めているということは、その契約の内容についても市はチェックする立場にあるということだと思うんです。これ、市が行った事務、監査の対象になると思うんですけども、監査委員が監査する場合は当然、またマスキングされていないものが提供されるということですのでよろしいでしょうか。

○【橋本教育部長】 すみません、監査のどこまでの範囲でどういう対象なのかというのは、ちょっとすみません、今、正式に御答弁できませんので、それは担当部局とも確認しながら、またお答えしたいと思います。

○【重松朋宏委員】 監査の対象になると思いますよ。なぜなら、この契約書に基づくお金は公金が使われて、公共事業として、事実上の公共事業として行われていることなので、当然、その金額の妥当性とか、市とSPCとの間、SPCと契約企業との間がきちんと執行されているかどうか監査する必要があるかと思います。

情報公開事務の手引の9ページ、条例第6条第1項情報の開示義務についての運用文にはこういうふうにあります。「本条各号に規定する非開示情報が記録されている情報について、常にすべてが非開示とするのではなく、第7条の部分開示の規定により、部分開示できる可能性にも留意する必要がある

ある」と、わざわざ第7条があるにもかかわらず、あえて説明をしています。

先ほどから陳情者が、これは任意で提供した情報ではなくて、市とSPCとの間の契約に基づいて提供した情報だから、事業者言いなりで非開示にするのはおかしいんじゃないかというようなことをおっしゃっていますけれども、仮に法人等が任意で提供した情報についても、市が自らつくった情報公開事務の手引ではこういうふうに書いています。「開示しないことができる範囲は、公にすることが通例とされているもの、又は当該情報の性質や当時の状況等に照らして、公にしないとの条件を付することに客観的な合理性がある場合にのみ、限定的に捉えられるべきである」と。一般的に民民の契約書は公にされるものじゃないからという言い分をそのまま受け入れてしまうというのは、市が自ら使っている運用の手引と照らし合わせても不適切なのではないでしょうか。いかがですか。

○【橋本教育部長】 その運用の手引とどうかというふうなところの中では、我々としては、教育委員会の給食センターの開設準備室で一定の検討をし、整理をし、また情報公開の制度を持つ情報管理課とも協議をした中で、合議の上判断をしておりますので、今のところ我々としては、その抵触というのはしていないのではないかとこのように考えているところでございます。

○【重松朋宏委員】 同じくこの手引の11ページ、条例の第6条第1項第2号の非開示理由に関わる部分についての説明にこう書いてあります。「『権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある』情報とは、開示することにより、当該法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、当該法人等の競争上の地位等が具体的に侵害されると認められる場合を指すものである」と。請求された2つの契約書において、開示されることによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。具体的に事業者との間で、この部分はこういうおそれがあるので開示されては困りますというような協議されましたか。具体的にです。

○【島崎教育施設担当課長】 事業者との間の協議においては、この黒塗にしているところ全般がSPC及びPFI事業におけるノウハウというふうな話をしておりまして、この内容が出る、そして競合企業が入手した場合については、当該企業の競争力、競争上の地位が阻害されるおそれがあるというふうなお話をまいりました。以上です。

○【重松朋宏委員】 事業者はそう主張しますよね。それが具体的に侵害される。だってこういうふうに書いてあるので、これは他の事業者が見たらこういう侵害されるおそれがありますよという、そこまできちんとされましたか。というのは、先ほど、何が記載されているのかということと答弁しちゃっているじゃないですか。事業者はそれも含めて非開示にしてほしいと言っているんですけども、先ほどの答弁の中で、こういうことが記載されていますよという項目を挙げてしまっていますよね。そういうところについて一つ一つ見ていったら、もっときちんと開示できる部分って相当出てくると思うんですけども、事業者との間でそこまで詰めてきちんと協議されましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 事業者との間では、この黒塗になっている契約書の部分、こちらについては、通常公にするような内容のものではないということで、それが公表されてしまうと競争上の地位を阻害してしまう。そのようなお話の中で非開示というふうな決定をしたという形でございます。

○【重松朋宏委員】 事業者の主張を繰り返したただけなので、恐らくそこまで細かな具体的なやり取りって、結局されてなかったんだろうと推察されるんですけど、最後の質疑です。本件において、仮に陳情者が行政不服審査法に基づく審査請求をされることになるのであれば、これ、審査庁はどこになって、審理員は誰になるのでしょうか。

○【吉田文書法制課長】 順を追って御説明させていただきます。処分庁は今ある担当課になります。

審査庁は教育長、審理員は教育委員会の職員という形になってまいります。

○【重松朋宏委員】 最後と言っておきながら、もう一点だけ確認です。これは審査請求をした場合ですけれども、審査請求をしなくても、処分庁のほうがこれはちょっとやり過ぎたかなということで、改めて部分開示を自主的にするということは手続上あり得るんですか。それとも、一旦決めたことというのは間違っていないという前提で、審査請求から答申を受けないことには動けないということですか。

○【吉田文書法制課長】 条例上は処分取消し、見直し等については規定していないところですが、一応、通常、市のほうに瑕疵があった場合、そういった場合については、一回決定の取消し、処分の取消しといったことはあるかとは思われます。市に瑕疵があった場合という形になります。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 それと、あと監査の件についてですね。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 先ほどの監査の件でございます。本件が監査の対象になるかどうか。これについては、事務局のほうで現在、即答はしかねますということなんですが、仮にこれ、監査の対象となった場合でございます。監査においては守秘義務等もある中で、基本的に、例えば個人情報等が入っていたものについても、これは公簿、あるいは決裁等、原本を確認しながら監査を行いますので、黒塗になったものをお示しして監査を受けるといったことはないといったところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 ここで昼食休憩と致します。

午後0時4分休憩



午後1時4分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続けます。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 多くの委員がたくさん質疑をされておりますので、簡潔にさせていただきたいと思います。今回のこの開示の内容について業者と調整をしたと、全部開示じゃなくて一部開示という決定ではありますが、どこが開示をしていいか、どこが開示して悪いかというのを業者と話し合ったと他の委員の回答でありました。それはなぜ話し合ったのかをお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 お答え申し上げます。事業者とどのような経過で話をしたかというふうなことからでございますが、まず、情報開示請求を頂きまして、その上で、事業者とヒアリングを行いまして、市としてはなるべく内容を開示していきたい、条例の趣旨に沿って開示をしていきたいというふうな趣旨をお伝えいたしまして、その上で企業の競争上の地位、ノウハウに当たる部分はどこかというふうなことをヒアリングを行いました。

その中で事業者側のほうからは、全面的に開示をしないでほしいというふうなお話ございましたが、今回市が事業者に対してこの契約書の提出を求めている、その趣旨を御説明いたしまして、その上で開示する部分、今回開示をした部分についての点について御理解を頂いて、事務局のほうで、開示内容を決定したというようなプロセスとなっております。

○【稗田美菜子委員】 他の委員からもそれは聞いたんでそうだと思うんですけども、そもそもどこを開示、その開示をすることを前提としている中で市単独で判断しなかった理由は何ですか。

○【島崎教育施設担当課長】 手続上は、最終的に市が判断を行って開示範囲を決定するというふうなことになるかと思いますが、ですが、この内容と致しましては、民間の事業者がPFI事業におい

でそのノウハウを具現化したものでございますので、そこをヒアリングなしで市の独断で開示を決定するということについては、いささか相手方の競争上の地位への配慮という観点から、ヒアリングが必要であろうという趣旨から、相手方の考えを聴取いたしまして、その上で決定したという次第でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ヒアリングをした結果、では、ヒアリングをした結果、今回もそうですけれども、業者との間で全面非開示と業者は求めたけれども、そうではなくて、市としては請求者の趣旨を鑑みると、できるところを公開しなければならないという条例もありますし、公開していきたいという趣旨を伝えたところ、最終的な決定がこうなったと。

ただ、最終的な決定がこうなったとは今分かっているんですけど、仮にさっきの委員からもありましたけれども、隠してくださいというふうに業者から言われたものを公開した場合に、先ほどは損害賠償請求の可能性がゼロではないというお話でしたが、それ以外に考えられるリスクとか何かがあったのかどうか、お伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 訴訟を事業者から起こされ、そして損害賠償をお支払いをするというふうなリスクのほかにつきましては、こちらの今回の契約書の中にはPFI方式に関するSPCですとか、その構成会社の競争上の地位、ノウハウが書かれていますので、そういったことが一般に流出してしまって、事業者の競争力を阻害すると、そのようなおそれがあるかというふうに認識しております。以上になります。

○【稗田美菜子委員】 事業者のリスクはそうだと思います。そうではなくて市民にとって不利益があったのかどうか。今回のこの公開したことで、会社にとっての不利益は理解しているところですけども、今回この件については給食センターですよ、新給食センターのことについて、何かほかにリスクがあったのかどうかお伺いいたします。

○【橋本教育部長】 市民の側から見た場合に、これはやはりどこまで開示できるかというふうなところを我々は、この情報公開条例の趣旨に沿ったというふうな中でやってきております。その中で、やはりそのノウハウ、競争上の地位の中のバッティングする部分ということがあったというふうなことであって、企業側のリスクというふうな以外のものについては、想定としてはなかなかないのかなと。ただ、あと、もし裁判になった場合には裁判費用等はまた別途出てくるのかなという状況でございます。

○【稗田美菜子委員】 ここで例えばこの開示の問題のことについて、PFI、SPCとの間で、うまく意見がまとまらなかったというふうにぶつかった場合に、例えば給食センターの開設が遅れるとかそういうことはあり得たんでしょうか、お伺いいたします。

○【橋本教育部長】 少し想定のとところでどこまでというのは、なかなかその内容によってということもあると思うんですが、基本的に今、給食センターの運営事業というのは粛々と進んでおりますので、そこへの影響というのは少ないのではないかとというふうに考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それでは、情報公開条例のところの第7条で部分開示のことについて、手引の中で、運用について、あるいは趣旨について、あるいは説明について触れられています。

さっき、ほかの委員もたくさん質疑しておりますので、この部分開示については混同、混在する場合については、限りなく情報交換していきなさいよという内容だと思います。その中に、他の委員からもありましたけれども、「容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できる

ときは、可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」とあります。これが客観的に見たときに、本当に容易にできているのかとかいうような指標なり何なりがないといけないと思うんですよね、単独で判断したらいけないと思うんです。手引書の中にはどのように記されているのか、何に基づいているのかお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 手引書の中にですけども、「『容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるとき』とは、開示できる情報と非開示情報とが、当該情報の破損又は汚損のおそれがなく分離でき、かつ、開示するための情報の作成（複製）に必要な経費、時間等から判断して容易であり、当該情報の内容等から判断して、非開示情報とそれ以外の部分に分離しても請求の趣旨を損なわないと認められる場合をいう」という形での記載となっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。開示できる情報と非開示情報と当該情報の破損または汚損のおそれがなく分離ができ、かつ、開示するための情報の作成に必要な経費とか時間等から判断して容易でありというふうに説明がされていると。

今回、情報公開については、決定期間の延長通知が出ております。陳情者さんが出してくださいました。それは当初2週間で出ていたはずのものが、どれぐらい延びたのかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 1か月延長させていただいております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。この1か月の間に、それを1か月以上延ばすというような判断があったのかどうかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 延長につきましては、1か月が最長というふうになっておりまして、その最長の期間で延長させていただきまして、対象事業者とヒアリングを行っていたということでございます。

○【稗田美菜子委員】 この1か月以上までの間に結論が出なかった場合はどのような手続があるのかお伺いいたします。

○【吉田文書法制課長】 この事例というのはほとんどございませんが、ただ状況によって開示請求者の方との協議をしていく中で、期間についてどのように取り扱っていくか、延長についてどうするかなどについては御相談をした上で、決定をしていくような形になろうかと思います。

○【稗田美菜子委員】 今回の件については、それがなされたのかどうかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 今回の件につきましては、そのような手続を行っていないところでございます。

○【稗田美菜子委員】 最後にもう一点伺います。これまでの委員の質疑の中で、部分開示の中のあるところの部分を引用しまして、開示請求の請求者による開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的にというお話がありました。その趣旨というのはどういう趣旨なのかということを請求者に確認したことが今回この件についてあるのかどうかお伺いいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 今回請求者の方に請求の趣旨というのを確認は行っていないところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。よろしいですか。高原委員。

○【高原幸雄委員】 この陳情は採択と致します。

先ほど、質疑何点かさせてもらいましたが、やっぱり情報公開条例の運用主体は国立市であり、いろいろ非開示の問題などをめぐって、SPCあるいはそれに関わる企業とのヒアリングを行った中で、その企業からの要望を受けて全面非開示にするということは、到底認めることはできないという

点で、やはり市民に求められている開示請求に対しては誠実にそういうその扱いではなくて、国立市の判断として、しっかり、開示できない部分もちろんあるわけですから、そのことを開示しろということを言っているわけじゃなくて、やっぱり当然開示すべきことについては国立市の判断として、開示をすべきだということを申し上げて、採択と致します。

○【稗田美菜子委員】 本陳情につきましては、不採択の立場で討論させていただきます。

全般として、そもそも市の情報は全て市民のものでありますから、情報公開の原則、全面公開の原則というのは当然のことです。今回のこの黒塗の出し方について、そうではないという印象を持たれたのは当然のことだと思いますし、そこについて説明が足りなかったことは、当局はしっかり受け止めて反省すべきだと私も当然思います。

それを踏まえて討論させていただきます。情報公開につきましては、情報開示請求書におきましては住所と氏名、それから請求する情報の件名を書くということだけですので、全ての情報が誰でも請求できるという制度だと私も理解しています。当然のことながら請求する上での使用目的は問われていません。何にどういうふうにするのかということは問われるべきではないと思いますし、当然のことながら書く欄もございません。ですので、同時に情報公開制度には慎重な判断が求められるとも考えています。

今回の情報公開で請求されたものについては、新給食センターの約款に基づく提出の契約書で、条例では第7条で、「実施機関は、開示請求に係る情報が前条第1項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報からなる場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、可能な限り分離し、当該情報を除いて開示しなければならない」と明記してあります。

さきにも質疑しましたが、「開示請求の趣旨を損なわない程度に」とあります。ここについての確認がなされなかったことは、大いに反省すべき点だと思います。ここについて市の中で単独で判断したということであれば、それは大きな問題だと思います。

しかしながら、これまでも、極力開示をしていくために、どうやったら開示ができるのかという工夫をされてきたというふうにも同時に思いました。本来であれば2週間で出るはずのものを1か月延ばして、民民ではあるけれども、出せるべき情報がどこまでなのかということをSPCのほうとやり取りをしていた。ただ、そこが見えないからこそ不安に思いますし、何ができていないのか分からないと、出てくる情報も出てきたものについては延ばされた挙げ句に真っ黒だったら何をやってたんだと思うのは当然だと思うんです。そこまでの説明とか経過報告だとかというのはあってしかるべきだと思います。出せるもの、出せないものの精査をしているという連絡がなかったことについては、非常に残念だと思います。

また、さっきの質疑で問わせていただきましたが、情報を分離できるときというふうに判断することにおいては、手引書の中に複製に必要な経費、時間等から判断して容易であり、当該情報の内容等から判断して、非開示情報とそれ以外の部分に分離しても、請求の趣旨を損なわないと認められる場合を言うということに従って、行われたということでした。

1か月の延長をした上で状況が整わず、真っ黒な状況で開示したということでもありますので、直すべきところは大いにありますし、そもそもこの条例そのものが、条例制定の当初にPFIのような手法を考えられていなかった状況での、そういう条例ですね。対応せざるを得なかったことについては、現代においてさらに条例の改正などを含めた考え方が必要だと思いますし、また、今回この給食

センターの建設についてはきちんと進めていくために、丁寧なこの1か月間での情報のSPCとのやり取りがあったというふうに私は考えますので、本陳情につきましては不採択とさせていただきます。

○【上村和子委員】 私は本陳情を採択の立場から討論いたします。ゆっくり言うのでよく聞いてください。

今回の陳情者、本当に給食センターのSPC方式という、国立市で初めて取り入れるものに対して本当に真摯に取り組まれて、情報開示請求からという形でたくさんの情報開示をされて、そこからずっと調べて、そして様々な問題を指摘してくださっておられます。私はこの情熱というものに物すごく頭が下がりました。幾つもの場面で教えていただきました。本当は議員である私たちがもっとちゃんとしっかり議論すべきだったなと反省しながら、毎回そう持っています。

今回の出されたものに対して、本陳情者がおっしゃっていることの中で、これを前例にはしていない、是正が必要と考えて陳情したと、この思いを私は重く受け止めました。前例にはできないと、是正が必要だと考えた。今日かなりしつこくやりましたけれども、当局からは前例にはできないとか、是正の必要があるという表現は一言も来ませんでした。市長も含めてです。陳情は政策提言です。真摯に本当に受け止めたのかと言い切れるんだろうかと私は思いました。

陳情者はさらに、これは任意の民民の契約を出せと言っているわけではありませんと。国立市が契約をした、その契約の約款に基づく出てきた資料であると。市が保有する重要な契約書なんです。そこに対して情報開示請求をしたのに、論理がすり替えられて民民だからと言って非開示が大部分になったという問題なんです。今から重要な事業をPFIとかSPCでやられるときに、これが前例になるんです。だから出されてきたんです。この本質が見抜けた職員さんはいましたか。

私は今回、議論を聞いて、SPCに賛成しなきゃよかったと思いました。なぜなら、国立市が直営で——ああ、SPC反対している、反対していたわ、そうだ。けども、結果的に認めたことになると思ったから、すみません、私はSPCに関しては反対していました。

それでどうしてかといったら、国立市がもしも直営で民間事業者に設計委託とかをしたら、100%情報開示するって言っているんですよ、今日。印影ぐらいを外して全部情報開示しますと。受ける民間事業所、企業はそれを前提として契約を結ぶんです。公にされてもいいという形で結んでいくんです。なぜなら税金を使うからですよ。民間のお金を使うわけじゃないからですよ。公共事業だからですよ。だから受ける事業者もそれなりの覚悟を持って臨むんです。

ところが、SPCになった途端、民民の契約だという形で全部逃げるができる。これからの是正措置として民民であっても公益に資するものは情報開示しますよと。何で最初の段階から、このSPCさんと契約を結びませんでしたか。今からそういう是正措置が必要なんじゃないですか。これ、今回枝葉末節な事業じゃないですよ。この陳情者が情報開示請求された事業の件名言いますよ。国立市立学校給食センター整備運営事業契約に基づく、1、設計業務委託契約書の写し、2、建設業務請負契約書の写しですよ。極めて重要な根幹の契約なんじゃないですか、契約書ですよ。それは最終的にSPCと市が結んだ契約ですよ。そのSPCが出した契約書の1つとして、この民民契約書を出したじゃないですか、契約内容を。それが国立市との契約の中の一重要案件になっているんじゃないんですか。その重要な契約について情報開示求めて何が悪いんですか。

私がずっと公が持っている、行政が持っている情報の、行政が保有する情報の取扱いについての管理法ってあるんですか、法律、それは難しかったけど、一生懸命読みました。その中で基本は開示なんですよ。非開示にする部分においても、非開示であると一般的に言われるものであっても、公益に

資するものであるときには開示が認められるという一例外規定があるんですよ、例外の例外があるんですよ。私はこれは匹敵したと思いますよ。それぐらい重要な市民の公益に関わる、今から何十年もやる給食センターの建物の設計委託ですよ、管理請負業務ですよ。それがどんなものであるかという知る権利はあるはずなんですよ。

これから、例えばS P Cさんはどう考えますかということを議員は聞くことができます。もう一步先行って、その裏づけは何ですかといったら、民民契約ですから答えられませんって、皆さんたちはそう答えるようになります。この真っ黒が何を意味するかということは、民間委託をしたら議員、議会が調査機能が發揮できない、市民が知ることができない、この最たる象徴的な姿をあなたたちは示した。そのことに対して市民が真摯に是正を求めるという形で陳情を出してきたのに、自分たちは正しいという一点張りで、私はこんなにジレンマを抱えた質疑ないです。なぜなら私自身が真っ黒だから、分からないからですよ。分からないことを聞くということとはできないんですよ。不透明なんです。こういう建設とかに関わるときには公平性と平等性と透明性が大事なんです。透明性がここで全く黒くなったということは、もうこの事業そのものに対する信頼感がなくなったということです。情報公開ということとはそういう意味があるわけです。

私は強く、本当に是正する余地がなかったのか、もう一回強く考え直していただきたい、このことを強く言って、陳情には敬意を表し、採択と致します。

○【藤江竜三委員】 本陳情は不採択の立場で討論いたします。

民民の契約において、事業者からは開示しないでほしいという中で、市としては、情報公開制度の趣旨に鑑みてどこまで公開できるかということを十分検討していく中で、1か月という時間を取ってしっかり検討してきたものだというふうに判断いたしました。また、そういった判断の中には、過去の判例などや学説などを十分考慮した上で判断したものと推察されました。よって本陳情は不採択と致します。

○【重松朋宏委員】 本陳情は採択を主張します。

陳情事項は、一々もったもなことを言っております。P F I 事業だから、事業者の言い分をそのままほぼ丸のみして、ほぼ全面非開示というのはどう考えてもおかしいです。直接国立市が契約した場合は、同じ契約内容でも全面開示することになるんです。これ、運営を民間委託する場合でも、実際契約が切れる20年後、今度は恐らく運営事業者と指定管理なりで運営委託することになるケースが多いんですけれども、今度は同じ事業内容でほぼ同じような契約を結んでも、市との直接契約なので全面開示になる、これはどう考えてもおかしいでしょう。同じ内容なのに片や事業者の言いなりでほぼ全面非開示、片や恐らくほぼ印影など以外はほぼ全面開示。

しかも本日の答弁の中で、実際の契約書の中の契約項目を答弁で言ってしまうっているじゃないですか。非開示と言いながら部分開示をこの場でやっています。部分開示をする作業が大変なので、ほぼ全面非開示にしました、ノリ弁にしましたと言うのであれば、あまりにも恣意的な運用だと思っています。

これはなぜかP F I 事業だからブラックボックスに入る、運用するというのであればP F I 事業そのものの問題ではないかと思えますけれども、むしろP F I 事業だからもっと透明性高くないといけません。設計も工事も運営もそこで使われるお金はほぼ全額、国立市が出した公費が充てられます。国立市が直接契約するわけではなくて、S P Cと事業者の間で契約が交わされるので国立市はその履行をきっちりと管理しないといけない、より透明化が求められる。それは国立市がS P Cをき

ちゃんとハンドリングするというだけではなく、議会や監査や市民がＳＰＣがきちんと運営されているのかというのがチェックされないといけません。特に間にＳＰＣ、特定目的会社を挟んでいるので、例えば必要経費と称して中間のＳＰＣに中抜きされているかもしれないわけじゃないですか。今後スライド条項などに基づいて、国立市からＳＰＣに契約で出すことになっているお金も実際は増えていくと思うんですね。そのときにその増える金額が妥当かどうかチェックしないといけない、議会としてもチェックしないといけないわけです。

国立市が自らつくった情報公開事務の手引で、今回のようにＰＦＩの契約に基づく提供された事業者の情報ではなくて、事業者が任意で提出するような事業者情報でさえ、「当該情報の性質や当時の状況等に照らして、公にしないとの条件を付することに客観的な合理性がある場合にのみ、限定的に捉えられるべきである」と、自分たちである種ルールの運用をしてきたはずなんですよ。それがＰＦＩ事業なので事業者が言ってきたから、事業者の代理人弁護士も同席してきたのでそこに言いなりというのは、やはり最大の問題は市の独自判断ではなくて、事業者の言いなりになってしまったというのが私は最大の問題だと思います。これは恐らく行政不服申立てをもし請求者がした場合、全面開示の答申が出る可能性もありますよね。答申が出てから、それから慌てて考えるというような話ではなく、今すぐ１ページ、１ページ、この部分は本当に競争を侵害するおそれがあるのかどうかというような、きちんと精査をするように求めたいと思います。

また、陳情項目の１項目めなど、当たり前過ぎるほど当たり前のことです。これまでできていたはずのことです。それが当たり前のことができていないということが明らかになったわけですから、これはもうすぐ是正しないと、これが前例になってどんどんブラックボックス行政が広がっていくということを懸念いたします。以上の理由から、本陳情は採択を主張します。

○【小口俊明委員】 本陳情に不採択の討論を致します。

本件の当該文書は、学校給食センター新築工事に関連する技術的、経営的な内容が含まれるＳＰＣ企業と設計企業、建設企業などの民間の間の契約文書であります。その写しを国立市教育委員会が入手しており、これに対して情報公開請求があり、一部開示の取扱いとなったという経過であろう、このように理解を致しております。

国立市教育委員会が作成した文書ではないので、開示する範囲は、作成者の意向を踏まえなければならないことは、情報公開条例の規定に照らしても妥当なところであろうかと思います。国立市情報公開条例第６条第１項第２号アに基づき、民間企業がそのノウハウや技術的知見、経営的知見、法律上の位置づけなどについて経費をかけて作成した文書において、どこまで一般に公開できるか、開示できるかという判断は、おおむね黒塗とした範囲以外の部分である、このように理解できると考えます。

また、答弁の中で判例も紹介されました。よって、今般の一部開示の範囲は適正なものであると判断しますので、本陳情は不採択であります。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。ただいまの採決の結果、可否同数であります。

よって、国立市議会委員会設置条例第１６条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を採決いたします。

本陳情について、委員長は不採択と採決いたします。



議題(4) 陳情第23号 国に故安倍晋三氏の国葬の中止を求める陳情

○【遠藤直弘委員長】 陳情第23号国に故安倍晋三氏の国葬の中止を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【小野公秀陳情者】 こんにちは。本日はお時間頂きまして、ありがとうございます。陳情を出させていただきましたので、趣旨説明について、説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、この陳情を出した理由なんですけども、突然、やっぱりその国葬になりましたという知らせがニュースから流れてきましたというところで、最初、何のことも全然意味が分かりませんでしたというところで、ちょっと調べてみると、法的な根拠がちょっと乏しいんじゃないかなというのがまず大きな疑問点でした。

時間がたつにつれて、国民の間でも意見が大きく分かれてきていますというところで、なぜ国葬にしないかいけないんだろうというところをもうちょっと突き詰めて、やっぱりちょっとおかしいんじゃないのかなというところを自分なりにまとめたので、これはちょっとちゃんと意見として議論していただきたいなというところから出させていただきましたというところになります。

本当は前例でいくと自民葬とか合同葬とかという形でやれば、弔意を示したい方が気持ちよくできたんじゃないかなと思ってはいたんですけども、国葬になった途端に賛成だ、反対だといってかえって何か混乱しちゃって、もったいないというか、残念な形に見えるなというところも含めまして、ちょっと皆さんの御意見を頂きたいなということで出させていただいております。

では、陳情の趣旨を御説明させていただきます。2022年7月8日に、参議院選挙の遊説中に安倍晋三元首相が凶弾に倒れ逝去されました。この訃報に対し、7月22日に岸田総理は4つの理由を挙げて、故安倍晋三氏の国葬を行うことを閣議決定いたしました。以下の2つの問題があると考えますというところです。

1つ目が国葬が法令に基づく明確な開催基準がないにもかかわらず、国会審議を経ずに決定されたことというところだと思っています。今回、岸田首相は2001年1月6日施行の内閣設置法第4条第3項第33号「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること」というのを根拠に、「国の儀式」として閣議決定をすれば、国葬を実施可能ということで判断をされました。しかしながら、国葬というところでいきますと国葬令は現在の憲法に不適合なものとして1947年12月31日で失効しております。現状では、国葬については、法令に基づく明確な開催基準がないというふうに認識しております。

また、内閣設置法では、内閣府の行う所掌事務を定めたものにすぎず、その「国の儀式」に国葬が含まれるという規定が明確に書かれているところはありません。ということは根拠がないというふうに思っています。さらに費用は2億かかるという報道がございました。2億4,900万というのが最近のところで出たところになっています。過去の昭和天皇の大喪の礼のときに警備費24億というような例があって、総額26億になることが想定されますと、この出したときには書かせていただきましたが、昨日ですか、総計で16.6億という目算が出ましたというところになっています。本来であればこ

この部分も24億とかいくんじやないかなと思っていましたけども、要人が意外と出席をされないということで、額が少なくなったのかなというふうに思っています。各メディアのアンケートでも、反対の声が半数を占めている場合が多いという状況になっていて、時をたつにつれて、どんどん反対の声が多くなっているのかなというのが私の認識しているところです。その中で、全額国費で予備費から賄う国葬を国会審議を経ずに政府の閣議決定のみで決定したことは、財政民主主義及び国会の軽視であり、国葬決定のプロセスは容認できないというふうに思っています。臨時国会を開いてちゃんと審議をすべきだというふうに認識しております。

続きまして、2点目の問題点です。国葬とすることで、憲法が保障する思想・良心の自由を侵害し、弔意の強制につながるということと、我々の住む国立市に対してはこの部分が一番問題になるのかなというふうに思っています。

失効されました国葬令第4条には、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」とあり、当日喪に服することが法令により強要されているものでございました。現在は、憲法第19条で思想・良心の自由が保障されているにもかかわらず、この考えの名残で、前回吉田茂元首相の国葬時には歌舞楽曲を伴う行事は差し控える、会社その他一般でも哀悼の意を表するように期待するというような閣議決定をされたようなことが再発するおそれがあるというふうに思っています。

このように法令に基づく明確な開催基準がない国葬ということで、国公立学校への半旗掲揚ですとか依頼文の通知ほか、特定個人に対する哀悼の意を事実上強要されることを本当に強く危惧しています。

これに関しましては、さきの8月29日、10名の皆様から反対の意を出していただいて本当に感謝しております。その前にちょっと出していたので、ちょっとずれるかもしれませんが、市民のほうからもそういう声があるんだということを代表して、今回、陳情させていただけたのかなというふうに思っています。

最後になります。陳情事項です。内閣総理大臣及び全大臣、衆議院議長、参議院議長に対し、故安倍晋三首相の国葬の見直しを求める意見書を国立市議会から提出することを求めますということで、1点目が、故安倍晋三元首相の国葬を中止すること。2点目が、故安倍晋三元首相の葬儀に対し、国民に哀悼の意を事実上強要しないように配慮すること。また、国公立学校への半旗掲揚依頼文書の通知を行わないことということを陳情事項として挙げさせていただきたいと思います。議論をお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 陳情事項に沿って、2点伺います。まず、陳情事項の1は国葬の中止を求めているんですけども、これは今からでも内閣葬のような形ですればよいというお考えでしょうか、それとも、あらゆる葬儀形態、必要ないというお考えなんでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 国葬は中止いただいて、国民葬ですとか自民党葬とかはぜひ逆にやっていただきたいなと思います。半分の方は少なくとも哀悼の意を表したいというところで、その人たちが気持ちよくできるような形態を、葬儀の形態を選ぶのが一番ベストだと思っております。ただ、このように反対が多い中でやっぱり国葬というのは反対かなというふうに思っています。

○【重松朋宏委員】 陳情事項の2については、国民及び地方自治体に対しては弔意ですとか半旗掲揚の依頼は行わないということが表明されております。また、国立市は国立市としても独自に半旗を掲揚したり、弔意を求めたりすることはない旨、これまでの議会での答弁でも出ておりますけれども、

ここに「事実上強要しないよう配慮すること」とあります。

これは例えば同調圧力のような形ででも行わないように、例えば省庁に対する半旗や弔意の要請だとか、国立大学法人に対する半旗や弔意の要請ということも行わないようにと解釈してよろしいでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 ちょっとそこは微妙なところがあると思うんですけども、行政機関に関してはちょっとどちらとも言えないかなと。ただ、国公立大学、やっぱり教育機関に関してはそういう通知文書とかを出すだけでもやっぱり教育長なりのラインで命令が来たという認識になるのかなというふうに思っていますので、やっぱり学校に対してはちょっと駄目だろうというふうに私どものほうでは認識しています。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対しての質疑を打ち切ります。当局に対しての質疑を承ります。

○【上村和子委員】 みんなないんだ。みんなやと思っていた。一般質問でされていますけれども、これは陳情者から出されているので、陳情者が市民として、やはり私はこういう疑問を持って陳情を出してくるのは当然だなと思います。この1と2に対しての見解を国立市としてはどういう見解を持っているかということで伺います。

○【永見市長】 一般質問でもお答えしていますが、国立市という法人格のある団体ですから、議会も包摂した国立市の団体としての長は、議会の機関、教育委員会の機関、あらゆる機関を包摂して市を代表するのは国立市長だと。

ですから、私はこの国葬がいいか悪いかということについては、市民に直接的に影響を与える。このことについては意思表示しますが、様々な意見がある中において、このことを賛成だ反対だということを申し述べるのは差し控えますということはこの間答弁させていただいておりました。その考え方は変わりませんが、なお、付け加えるならばなぜ国葬なのか、これから国会でやるそうですけれども、もっともっと丁寧に内閣総理大臣は説明をして、やるならば国民の理解をしっかりと求めていくということが必要ではないかと、これはそういうふうに考えております。

それから、2点目についても国立市の機関について言えば、教育長も含めて答弁しておりますが、このような危惧がないような形で、自ら判断をしていくということを申し述べておりますので、そのことを改めて申させていただきます。

○【上村和子委員】 市長のほうから、国立市長としての見解が出されたと思います、1に関しても、2に関しても。特に2に関して、国立市の中でやっぱり一番みんなが、議会の中でも多々出ましたけれども、国立市立の小中学校に対しては、教育長としてはこのような通知がもし万が一も、国はやらないと言っていますけれども、なぜこういう不安が生まれたかということ、安倍元首相の個人的な葬儀、プライベート葬儀にもかかわらず、都教委が先走って半旗みたいなものを都立のほうに通知を出したりした。やっぱりそこでプライベート葬儀にすらこういう動きがあったというのが、それに乗かって半旗にした学校が出てきたという問題がやっぱり一番大きかったというふうに思います。

それがあったから今すったもんだして、国葬であってももう今回は内閣の了解は取らないで、協力要請もしませんと、官房長官だけじゃなくて文科大臣もそう言っているわけです。今、ちまたでは何が問題になっているかといったら、じゃあ安倍さんのときになぜ都はやったんだ、ほかはやったんだ、それは何だったんだということが今追及されているわけですね。そういう今までの、前段の今私が

長々話したような経過を踏まえた上で、この2が出てきていると。

それで市長も教育長も含めて、国立市はそんなことに関しては慎重に対応するというふうに言ってくれたから、何となく推測はできるけれども、でももしかしたらあの都教委だから、あそこからまた来るかもしれない。それで国立市には一橋大学もあるし、ほかに国高もあるし、第五商業高校もあると、もしかしたらあそこにも来るかもしれない、国立市立小中学校だけじゃなくてね、その懸念は払拭されないんですよ。だからこの2番があると思うんです。まず、国立市立学校についてに関しての教育長の見解は、この件に関して。

○【雨宮教育長】 これは一般質問でも御答弁はさせていただいております。ただ、陳情を出された方はもしかするとそれをお聞きになってないというようなこともありますので、ここで改めてお話をさせていただければというふうに思いますけれども、仮にそのような東京都からの通知があった場合でも、単にそれをそのまま学校へ転送するということは行いません。その上で、政治的中立ということは一番教育には求められているというふうに思いますので、私ども教育委員会として主体的に判断、対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 そういうものに対して、何らかの形で強要とかそういうふうな方向に行くことはしないと、その姿勢であったというふうに解します。

最後ちょっとだけ聞いておきます。安倍元首相のプライベート葬儀のときに、都教委が国公立とか特別支援学校とかにこんなふうなお願いというような通知を出して、それに応えたところもあったというんですけど、さっき私が言った国高とか第五商業高校はどんなふうな対応をしたか、事実は調べていますか。

○【石田教育総務課長】 都立学校につきましては、大変申し訳ありません、調査等をできておりません。

○【上村和子委員】 分かりました。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 本陳情はもちろん採択という立場で討論いたします。

一般質問の中でもうたくさんの議員が聞いております。また、議員10名で事前に市長と教育長に要請も致しました。私は国葬に中止の立場でいます。私の個人的な意見はどこでも、今まで述べていませんので、この場で述べさせていただきます。

私自身が、国葬はやめたほうがいいだろうと、誰が一番このことを思っているかといったら、私は、亡くなられた安倍元総理自身が思っているんじゃないかとすら思います。選挙の最中の中で被害者ではあっても、大事件が起きて、そして選挙に多大な影響を与えた。本人に責任があるかないかはまだ確定されない中で、宗教団体との関係、癒着の問題というのは、事件の真相というのはまだ解決されていません。そういう事件の被害者であっても、そのような流れの中で起きてしまったこの事件に関して、それをなしに国葬という形で終わらせていいのかということは、誰もが思うし、亡くなられた御本人が一番感じていることなんじゃないかって私自身は思うからです。亡くなった人には意思がありませんので、生きている人間が決定するわけです。

岸田内閣が、閣僚が閣議決定という形で国葬ということに暴走してしまった理由はどこにあるのか。そこで、国会がそこに対してブレーキをかけることができなかった。それで、今、どんどんと国葬と

いう形で問題になってきています。調べる中で、私は微妙な言葉の違いを発見いたしました。官房長官等が記者会見するときには、国葬儀という言い方をされています。質問する記者たちは国葬という質問の仕方をします。どうしてこういう言葉の違いが出てくるのかなと思いました。

それは内閣府設置法に基づいて、国葬儀式の執り行い、これを権限を持っているからやる側は国葬儀という「儀」という、儀式という「儀」が必要なんだというふうに思っています。つまり、国葬を決定する権限が本当に内閣にあったのかどうかというのは、関わった人間が一番分かっているんじゃないのかなというふうに思います。

国葬と国葬儀を使い分けながら、内閣は今言っているわけです。そういう中で、お金が今どれくらいかかるか分からないという中で、国葬という形で、今回安倍元首相の国葬が行われるということは、私は税金の使われ方と政治の姿勢として、極めて問題だと思っております。特に内閣を構成する政党は、今回この事件をこの国葬によって、終わらせていいのかというところも十分検討していただきたいですし、なぜ安倍元首相が殺されなければいけなかったのかということについては、徹底してこれからやっていただきたい、そのようなことを思います。

そういう意味で、安倍元首相についてはやって内閣、自民党葬と個人をしのび、たたえる、そういう人たちだけでやる、そういうつましい送り出し方が一番ふさわしかったのではないかと考えております。したがって、この今回の陳情の1も2も私は大賛成です。くれぐれも半旗などを強要しないということは約束していただきました。しかし、忖度してそういう動きをすることが決してないように、個人の思想・信条が職員に至るまで守られますように、最後までその姿勢は貫徹してください。討論と致します。

○【高原幸雄委員】 この陳情は採択と致します。

私ども日本共産党は、先日、今、上村さんから紹介ありましたように、野党共同で市長、それから教育長のほうに国葬に反対するということの申入れをさせていただきました。一般質問でも、うちの我が党の会派の柏木議員が質問をさせていただきました。

やはり今問題になっているのは、国葬を行うその根拠が、法的根拠が何もないという中で、一遍の閣議決定で行うということは、やっぱり法治国家として問題があるということで、憲法に照らして言えば、やっぱり第14条の法の下での平等という点と、それから第19条の思想及び良心の自由、こういう点から見ても憲法に反する行為ということで、国葬には強く反対しております。これまで官房長官が、費用については2億5,000万ぐらいというような話を記者会見でやっておりましたけども、最近の記者会見では16億6,000万円というふうに、経費が一気にぼんと上がっているわけですね。

これに対して野党各党はもっと経費が増えるんじゃないかと、外国要人の警備ということで見ると、これまでのこういう行事、儀式について使われた費用から見ると、もっと増えるということが指摘をされている中で、こういう根拠のない国葬に対して、多額の国民の税金を投入するということはやはりやめてほしいということです。安倍首相に対する政治的な評価というのは国民それぞれあるわけですから、そういう点で国葬を行って、国民に弔意とあるいは半旗の掲揚ということを押しつけるということは、内心の自由にも反するということになります。そういう点ではこの国葬は行うべきじゃないというふうに思いますので、採択と致します。

○【藤江竜三委員】 本陳情は不採択の立場で討論いたします。

2については、既に行わないといったようなことが表明されているというふうに考えております。そうなりますと、やはり地方自治法の第99条を鑑みますと、「普通地方公共団体の議会は、当該普通

地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」となっております。そうすると国立市との関連性を考えたときに、かなり薄いというふうに考えます。また、国葬が全く根拠がないというふうなお話もありますけれども、国葬が誰かの権利を制限し、侵害しないというふうに考えれば、侵害留保説という立場を取って考えると、全く根拠がないというふうには言い切れない部分もあるのではないかとこのように考え、本陳情は不採択と致します。

○【重松朋宏委員】 本陳情も、さきの陳情と同じく陳情事項及び趣旨一つ一つ、もっともな意見であり、採択を主張します。

岸田総理大臣は記者会見で、各国からの敬意と弔慰に国として礼節を持って応えるため国葬を行うと説明をされましたけれども、弔問外交のために国葬を行うとかちょっと不謹慎過ぎると思います。加えて私は莫大な税金を投入して、特定の人物のみ国葬として位置づけること自体が、日本国憲法第14条の法の下での平等、第19条の思想及び良心の自由、ひいては憲法の三大原理のうちの2つ、主権在民、基本的人権の保障に反するものと考えます。これは弔意を要請する閣議決定があろうがなかろうが、弔慰要請そのものがなくても私はそう思います。

戦後77年、これまで行われた国葬は閣議決定に基づき、1967年に実施された吉田茂元首相の国葬儀と、皇室典範に基づき、1989年に実施された昭和天皇の大喪の礼です。このとき国立市どうしていたのか。1967年の国葬儀の際については、ちょっと分からなかったんですけども、1989年の大喪の礼については、国立市史にこう記述されています。「『大喪の礼』にあたり『2月24日を楽しく過ごす市民の会』などのよびかけで市内全小学校と中学校1校で約400人が自主登校する。一橋大学では弔旗掲揚が学生らの反対で断念され市民集会が開かれる」と。これは私も新聞のスクラップ記事を見たことがあるんですけども、学校に子供と教員と保護者が自主登校して、ミニ四駆大会を行うというふうな記事を見たことがあります。

また、昭和天皇が亡くなった翌日には、国立市の市立学校で、弔旗を持ち出してきた校長を教員は処分を恐れて手を出せない中、学校の現場に保護者が行って止めたということがあります。また、国立市議会では、安倍元総理大臣のたまたま祖父に当たる岸信介元首相の、総理大臣の死去に伴う内閣・自民党合同葬儀が行われた1987年の9月議会で、内閣・自民党合同葬儀に当たっての学校への半旗の掲揚と黙とうの実施通達に対する抗議と反省を求める意見書が、何と全会一致で可決をしております。しかも意見書の内容自体がかなり痛烈でして、太平洋戦争開戦時における主要閣僚であり、A級戦争犯罪人として裁かれたことや、戦後の日米安保条約の強行採決のことにも言及して、「常に日本国民を戦争とその心配を今日まで作り出した立場の人と言っても過言ではなく」と断定をしております。

さらに、半旗掲揚と黙禱を求める通知を出したことについては行き過ぎで、「戦争を再び繰り返すことを禁止している日本国憲法にも反し、教育への政治的介入、中立に反するばかりか、かつて教科書問題で中国を初めとするアジアの人たちより、日本が戦争の反省と再び戦争への危険についての強い抗議・指摘を受けた不信、警戒を再び招き、友好関係をも損なうものである」と。また、これ、議員の賛成の討論も痛烈であります。

例えば、「またその内容、該当人物、また歴史的経過を考えても、半旗の掲揚と黙とうを公を通じて通達するということは大変非近代的で古い体質の自民党というといささか語弊がありますけれども、自民党的でいささか良識に欠けると判断せざるを得ない」と。これは公党に対する誹謗中傷とも取られかねないんですけども、そんなことはありません。なぜなら、この討論を行ったのがほかならぬ

自由民主党の高田敏夫議員だったからです。

私も議員になって1年ちょっと、議会で御一緒させていただいたことありましたが、大変気骨のある方でした。高田議員この後にも、「また、一方愛国心を育てる観点から言っても、純粋な意味での国旗に対する認識が大変誤解される心配があり」というふうに、通達で強要されるものではないと、愛国心というようなそういうもんじゃないんだと、そういう気概を、表明をされております。

私は、この国立市の市民と議会の歴史を背負った議員として、国葬の実施にも弔意の事実上の強要にも反対を致します。

○【稗田美菜子委員】 本陳情には採択の立場で討論させていただきます。

せんだって、8月29日に議会の議員有志で10名で出したこともありましたが、市民の中からしっかりと陳情といった形で声が上がってきたことは、非常に市民の皆さんの意識の高さも含めてとても頭が下がる思いでいるところであります。

ほかの委員からの質疑の中にもありましたが、7月に執り行われました故安倍氏の通夜と告別式には、東京都の総務局長名で、11日に各部署に特段の配慮をお願いするといったことで、都庁本庁舎に半旗を掲げるだとか弔意の敬意、表明について、特段の配慮をお願いするといった事務連絡のメールが来たことによって、実際に各学校で行われたことがあったかもしれないということは、皆が周知しているところだと思います。

今回もこの質疑の中で、あるいは一般質問の中で、すなわち市が、東京都からあるいは国からの指示があったときに、連絡があったときにそのまま独自の判断をせずに、通達をそのまま流すといったことはないといったことが明言されておりますので、そこはしっかりと守っていただきたいと思います。

また、2.5億円だった予備費から2.5億円だったといったことの予算が、さきの委員からもありましたが、現段階で190以上の団体団が参列するうちの中の50団体と見込んで、約4分の1と見込んだ中で、警視庁分の警備費が8億円だとか外務省分で6億円だとかということで16.6億円、16億6,000万というふうな経費が試算されておりますが、事実上これはさらに膨れ上がりますよというふうに見ることが十分できると思います。

また、7月22日に閣議決定された中で、臨時国会をせずに、国の予算です、税金ですよ、税金を使うといったことを国会の中で議論もせずに進めていくことについては、大いに問題がありますし、きちんとした議論が必要だと私も考えます。また、世論がこれだけ二分している中で、閣議決定のみで法的根拠が明確でない中で進めることは断じて許されないことだと思いますので、本陳情には採択とさせていただきます。

○【小口俊明委員】 本陳情に不採択の討論を致します。

今般の参議院選挙の最終盤において、街頭演説中に、安倍晋三元首相が凶弾に倒れるという信じ難い事件が起きたわけであります。民主主義の根幹たる言論を暴力によって封じる暴挙は絶対に許されるものではありません。公明党は暴力に屈することなく、民主主義を断固守り抜いていく決意です。岸田首相は、国葬とする理由について、1、安倍元首相の首相在任期間が憲政史上最長である。2、内政・外交ともに大きな成果を生んだ。3、国際社会から幅広く弔意が寄せられている。4、民主主義の根幹たる選挙中の蛮行であることから、民主主義の重要性を改めて国民とともに確認すると説明されました。公明党としては、このことを評価しています。また、国民に哀悼の意を事実上強要しないことは、公式に表明されているところであります。海外からは今の現職だけでなく、当時任にあっ

た方々からも弔意表明の要望が寄せられています。これを国として受ける機会をつくる、このことも重要な目的と捉えます。国民に対して広く理解を得られるよう、政府として丁寧に説明を続けていくべきであります。以上の考え方から本陳情は不採択であります。

○【遠藤直弘委員長】 意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって本陳情は採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 2 時 1 5 分休憩



午後 2 時 3 0 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(5) 第 3 5 号議案 国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○【遠藤直弘委員長】 第35号議案国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第35号議案国立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明をさせていただきます。また、総務文教委員会資料No.40を提出させていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

まず、改正の趣旨でございます。総務文教委員会資料No.40の1の改正内容を御覧ください。本条例案は、出産、育児等による職員の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児とを両立できるようにすることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、国立市で勤務する常勤職員及び会計年度任用職員に関する所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は3点ございまして、1つ目として、常勤職員・非常勤職員の育児休業について、これまでは原則1回まで取得可能となっていたところ、2回に分割取得が可能となること。2つ目として、一般的に男性が取得することを想定した産後8週間以内の育児休業についても、原則1回まで取得可能となっていたところ、2回にこれは分割取得が可能となるということ。3つ目として、非常勤職員が保育所等に入所できなかった場合に取得できる、1歳から1歳6か月までの育児休業について、現行では取得日が1歳到達日の翌日と限定されていることや、取得する際は育児休業中の職員が継続して取得するか、1歳到達日に配偶者と交代して取得するかに限定されているところ、この制限を緩和し、中途での夫婦の交代取得を可能とするものでございます。

次に、改正の背景でございますが、国におきましては、令和3年8月に人事院が行った国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出におきまして、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が示されたことを踏まえ、令和4年10月1日より、本条例改正案と同様の措置が講じられます。

また、民間部門におきましても、育児・介護休業法の改正により、令和4年10月1日より、本条例案と同様の措置が講じられます。これらの背景を踏まえ、均衡の原則及び情勢適応の原則から、本市におきましても同様な措置を講じるため、条例の改正を行い、令和4年10月1日から施行するものでございます。

最後に資料の2ページの2の国立市における育児休業の取得状況を御覧ください。令和3年度の取得状況でございますが、女性職員の取得率は100%、男性職員の取得率は53.8%と比較的高い水準でございます。今回の法改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員を含めた全ての職員が、今後さらに育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に向けて取り組んでまいります。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 1点だけ質疑したいと思います。今回分割して取れるようにするという事だと思うんです。分割して取れるようになることで、かえって分割できるんだから分割して取れよというような形で、休みを長く取れないというようなことになってしまうと、ちょっと本末転倒だなというふうに思いますので、そうならない運用というのをぜひ期待したいんですけども、国立市としては、どのように考えているか伺いたいと思います。

○【中道職員課長】 お答えいたします。委員御指摘のように、今回の趣旨は分割して取るようにというのではなく、あくまでも取得率の低い男性の職員の休暇を増やすという目的でございます。ですので、職場としてもなるべく必要に応じてきちんと職員が必要な日数、休みが取れるような形で、丁寧に周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 何点か質疑します。職員の育児休業の取得状況について、総務文教委員会資料No.40の2ページ目に表が掲載されていますけれども、これは会計年度任用職員も含むものでしょうか。

○【中道職員課長】 こちらは常勤職員だけとなっております。以上です。

○【重松朋宏委員】 第3期の特定事業主行動計画、これは2020年から2025年までの計画ですけれども、男性職員の育児休業取得率は50%を取組指標としています。これが、当時2019年の取得率が23.1%だったものが53.8%ともう指標は達成している。また、取得期間についても2019年に30.7日だったものが248日と、取得期間も大きく伸びていますけれども、これをどう捉えているのか。私はやはりまだまだ少ない、特に取得率はもっと取得できるような、阻害する要因があるようであれば、何らかの改善が必要ではないかと思えますし、また、行動計画そのものも、男性の育児休業取得については僅か2年でもう目標を達成しているので、もう一度見直して、ブラッシュアップして100%、取得期間もよりしっかりと取れるようなことも考えていってはいかがでしょうか。

○【中道職員課長】 委員の御指摘のように、指標につきましては、現状を踏まえましてさらに上を目指していくような形で改めたいと思います。それとこの間、数年で非常に比較的パーセントが伸びているということに関しましては、育休を取得した男性職員が庁内の職員に向けて効果的にその姿を発信している、あるいは職員だけではなく、市外、外に向けて本当にこれから職員になる試験を受ける方であるとか、そうしたところにも効果的に発信をしているのが非常に効果が出ているのかなというところです。

それと今、取得率自体は53.8%という形で令和3年度は出ているんですが、実際には配偶者が出産した直後に取れる配偶者出産支援休暇であるとか、あるいはその後取れる育児参加のための休暇、5日間あるんですが、こちらについてで見ますと、約70%までパーセンテージが伸びております。

ただ、いずれにせよやはりまだまだ男性職員の中には仕事の状況を気にして、取得率が上がっていないという部分もございますので、その辺は十分に踏まえて、残された職場へのフォローも含めて丁寧に考えていきたいと思えます。以上です。

○【重松朋宏委員】 確かにこの間コロナ禍で応援に回ったり、あるいは御自身が自宅待機者になっ

たりするなどする中でのこの取得率や日数ということについては、もう男性であれ女性であれ、育児休業を取ってしっかりと家事や子育てに向き合うというのが当たり前に、僅か本当数年で何か当たり前になりつつあるなというのをしっかりと感じます。

ただ一方で、育児休業を取りにくい理由の1つとして挙げられるのが、育児休業取得中のやっぱり給与保障の問題があるかと思います。確認ですけれども、これは育児休業取得中は、育児休業給付金として雇用保険から期間に応じて給料の3分の2もしくは50%が支給されるということでよいのか。それから、これは会計年度任用職員についてもこれも勤務日数等の条件ありますけれども、これも、育児休業給付金というのは、条件をクリアすれば適用されるということでよいのか伺います。

○【中道職員課長】 委員御指摘のとおりでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。そうなりますと会計年度任用職員の場合、人によっては時給が低かったりすると、減給や丸々保障されるわけではないので、かなり生活のことを考えるとなかなか取りにくいというのが、どうしても出てくるんじゃないかなというふうに思います。また、この育児休業の対象のことについて、ちょっと具体的に何点か教えてほしいんですけれども、例えば事実婚状態の場合であってもこの育児休業というのは取得できるのでしょうか。

○【中道職員課長】 事実婚の方も取得はできます。ただ、条件としましては、法律婚の場合と同様に法律上に親子関係があるという条件がございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 特別養子縁組をしておかないといけないということですね。里親については、いかがでしょうか。地方公務員育児休業法の第2条を見ますと、児童福祉法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親とあります。そうなりますと養子縁組里親ではない里親、例えば養育里親とか専門里親とかあと親族里親は、取得は難しいということなんでしょうか。

○【中道職員課長】 その点につきましては確認が必要なんですけど、基本的には、ただ里親に関しましても取得をしていくという趣旨の中での制度ではございますので、少し確認だけさせていただきます。

○【重松朋宏委員】 分かりました。先ほどの答弁の中で、特別養子縁組を行った場合の事実婚状態であっても取得できるということなんでしょうけれども、となりますと再婚して特別養子縁組を行った場合は、法律上の親子関係になるので取得できるということだと思えます。けれども、養子縁組を行っていない場合は、育児休業の対象には再婚した場合でも対象にはならないと、必要だということでしょうか。

○【中道職員課長】 御指摘のいわゆる連れ子の場合に関しましても、やはり条件としましては、養子縁組をしているということが条件でございます。

○【重松朋宏委員】 また、離婚後親権を失った別居親、あるいは離婚調停中の非監護親が、例えば育児休業を取得して面会交流を行うということが出来るのでしょうか。育児・介護休業法の第2条を見ますと、「現に監護するもの」という条文があるので、この条文を見てしまう、素直に読むと育児するとしても育児休業の対象にはならないようにも解釈できるんですけれども、その点いかがでしょうか。

○【中道職員課長】 ここも御指摘のように、やはり明確に法的に認められたということが条件になってくるので、ただ、仮にそういった御相談があった場合には、職員とのやり取りを含めて適切な対処ができればと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 先ほど会計年度任用職員については、資料の人数に入っていないということな

ので、会計年度任用職員についてどうなのかちょっと伺いたと思います。どうも、正職員に適用されるものと会計年度任用職員に適用されるものとちょっと違うみたいなので、伺いたいですけれども、常勤職員であると子が3歳に達するまでに再取得可能であると。対して非常勤の職員は、これが1歳に達するまでというふうになっているんですけども、国立市の会計年度任用職員って正職員より少し毎日の勤務時間が少ないだけで、実際には何年にもわたって長期任用をしている、あるいは部署を替わって何年も会計年度任用職員として働いている職員も多いように見受けられるんです。これは常勤職員と同様の取扱いというのはできないものなのでしょうか。

○【中道職員課長】 どうしても地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいた条例でございますので、常勤職員と同等の期間ということは難しいんですが、ただ原則は1年、ただし、保育園に入れなかった場合の特別な事情がある場合には1歳6か月まで、さらにまた、特別な事情がある場合は2歳まで認めるということがございますので、その範疇の中で考えてまいりたいと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 その特別な事情というのは総務文教委員会資料No.40の1の③のところにあります。「子どもが保育所等に入所できなかった場合等に取得できる」ということだと思うんですけども、これ、できなかったということは、2歳まで保育所入所をしないで育児していきましょうという選択をした場合は取得できない、会計年度任用職員についてはできないということでしょうか。

○【中道職員課長】 現状では、これは常勤職員も一緒なんですけれども、保育園に入るという意味表示をして申込みをしたけれどもやっぱり駄目だったという条件が必要になってくるところでございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。これで最後です。地方公務員育児休業法に基づく育児休業、これまで以上に取りやすく改定されているということは大変結構なことだと思うんですけども、対象や期間において、幾つかこぼれ落ちる問題がありそうなんです。これを例えば国立市独自で、会計年度任用職員と常勤の職員と同じように扱うとか、できないものでしょうか。確かに雇用保険に基づく育児休業給付金というのは国立市の制度ではないので、支給されることはできないとすれば、市独自の育児休業給付金制度ということにもなってしまうと思うんですけども、実際に適用されることは少なくとも制度として差別なく、区別なく、公平に手当てしておくことも検討していいのかなと思うんです。その点最後に1点伺います。

○【中道職員課長】 給付のところですね、非常に市独自というのはなかなか判断は慎重に考えなければいけないところなんですけど、ただ、今回の法改正の趣旨としては市独自でできる場所もございまして、基本的にこの法改正の趣旨を下回らない形であれば大丈夫だと。そこで今国立市のほうでは、国のほうでは今回非常勤職員に関しては週3日、年121日という条件をもってこの育休の改正の対象になるとしているんですけど、国立市の場合はそこは制限はなしにして、週1日の方であっても取得はできると、そのような制限を設けてございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 幾つか質疑させていただきますが、今回の改正についての総務文教委員会資料No.40の中で、改正内容が①から③まで述べられているんですけど、ここで1つ質疑したいのは、これまで1回しか取得できなかったものが2回に分けて取得するという、このメリットというのはどんなところにあるんですか。

○【中道職員課長】 まずはやはり法の改正の趣旨としては、男性職員の育休取得率を上げていく、あるいはひいては育休を取得することによって、育児、家事への男性の参加率を増やしていく、そういったところがございます。

民間で言いますと、今育休、男性の取得率は本当に20%に満たないような状況でございますので、少しでも短く区切っても取れるんだよということを示すことで取得率を上げていく、これが大きなメリットであろうかと思えます。以上です。

○【高原幸雄委員】 職場の中において仕事の、要するに持っている性格だとかいろんな意味で、男性の場合はそういう今までから見ると、今までの取り方というのは非常に仕事の比重が大きかったという点でなかなか取りにくいという条件があったと思うんですね。

そういう2回に分けて取ることが可能になるという意味で、職場の環境もやっぱり並行して変えていかないと、実際にパーセントが上がるのかといったときに、なかなか五十+%で、今でいくと53.8%になっていますけど、それを超えてというのはなかなか難しいと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○【中道職員課長】 委員御指摘のように、今回は取得ができるようにするというのと、それを受け入れられる職場の環境をどう整えるかというのは非常に重要かと思っています。ですので、ここは人的な措置であったり、あるいはふだんからの職場内での風通しのいいコミュニケーションの取り方、それによっていかに早く育休の情報をつかみ、人事当局とも調整をしながら気持ちよく送り出せるし、育休に入る職員もスムーズな引継ぎをしていく、そうしたところが総体的に考えていかなければいけないと捉えています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。他の委員の質疑の中を深めていきたいんですけども、ここの中で今頂いた総務文教委員会資料No.40の2ページの2番の国立市における育児休業の取得、男性職員が13人の該当者の中で、令和3年度7人取られていると。新規なのでほかにもっといたのかということですがまず1点。それから、7人取られたということは6人取られてないわけですね。6人取られてない方の事情とかってお分かりだったらお伺いしたいんです。

○【中道職員課長】 まず1点目、新規といいますのは令和2年度に引き続いてではなくて、年度ごとにとっているという意味での新規ということでございます。ですので、純粹に令和3年度から取った職員が13人、それと取れなかったあるいは取らなかった6人の事情については、それぞれやはり異なるんですが、まず、あるのは、お子さんが1人目ではなく2人目であったとか3人目であったとかという御事情があったり、あるいはやはり親御さんが近くにいて、職員以外にも見てくれる方がいらっしやった、そういった状況が比較的多く聞かれているところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました、ありがとうございます。女性は絶対に取りたくないわけにはいかないと思うんです、体を休めなければいけないですし。なので、男性がどういうふうにサポートしていくかということは大きな問題だと思いますし、今、お話を聞いた範囲では、おうちの中でお子さんを見る手がお一人ではなくて複数あるということで取られてないということなんだと思いますが、先ほど御答弁の中にありました、男性の育休について効果的に発信しているという内容がありましたけれども、どんなふうに効果的にやっているのか、具体的にどんなことをやられているのかお伺いいたします。

○【中道職員課長】 1つには主立ったものとしては、職員の新規採用試験のパンフレットがあるんですが、そうした中に、国立市役所というのは本当にワーク・ライフ・バランスに非常に力を入れている職場なんだよと。といいますのはやはり今優秀な人材を確保する中で、やはりワーク・ライフ・バランスがきちんとなっている職場というのは非常に高く評価をされるところでございます。

ですので、いろんな役職、主事、主任、係長、課長とあるんですけれども、バランスよくワーク・

ライフ・バランスが図られるんだよというような発信の仕方をしていてるところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それから、この分割できるといった制度に改正する改正案なんだと思うんですけども、この2回である理由は何か根拠があるのかお伺いいたします。

○【中道職員課長】 もともととは、これは2回に分割していわゆる産後パパ休暇と言われるんですが、その前にはパパ休暇という形で、いわゆる出生後8週間、57日間の育休を定めた、取れるようにしたというところがございます。ここからスタートしていますので、2回にしたという理由よりも、今までの出生後8週間の中で1回しか取れなかったところを倍にしたという考え方でございます。もしかしたら、今後の社会情勢の中でこうしたところはまた必要に応じて改正されていくことがあり得とも考えています。以上です。

○【上村和子委員】 今まで質疑を聞いて、これ2回ってなっていますけど、この保障された期間中何回取ってもいいというふうにはならないんですかね。

○【中道職員課長】 現状、法律上は出生後8週間の中で2回、その後2回ですから4回までとなっていて、それ以上のところ、例えば出生後8週間の中で3回あるいは8週間後に3回というところは認められていないというところでございます。

○【上村和子委員】 これが回数的にはもう限界ということですかね。それで、これは男性が育児休業をちゃんと取れるようにということが主たる目的だということで、53.8%だということですが、国立市の目標ってあるんですか、男性の育児休業取得で。

○【中道職員課長】 先ほど他の委員からもございましたけれども、国立市の中ではおおむね50%程度を2019年あたりから目的にはしてきていたんですが、当然ながらやはり100%に近い形が望ましいかと考えています。といいますのはやはり男性も女性もきちんと育児、家事に関わる職員を増やすということは、これから国立市内のいろんな地域課題を抱えている中で、そうしたことを身をもって育児、家事を経験している職員を増やしていくことが大事だと考えていますので、やっぱり目指すべきは100%なのかなと考えています。以上です。

○【上村和子委員】 そうしたら目指すべきというか、100%を掲げたらいかがなんでしょうか。

○【中道職員課長】 先ほど他の委員からもございましたが、やはり職場の状況を一緒に改善していくというところがございますので、そこも含めてぜひ高い目標は高めていきたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 そこがやっぱり女性は産むときには、職場の状況がどんな状況でも産むわけですよ。もしくは職場の状況がすごく厳しかったら産むことすら諦める女性がいるわけですよ、多分。無理して、私、複数知っています。市の職員でずっと子供がいなかった優秀な人に後で聞いたら、1回流産している、複数女性います。だから、職場の状況で取ったり取れないとかということは理由にならない。どういう状況であっても休む状況をつくらなきゃいけないというのが育児休業、女性にそこをちゃんと保障するためにも、男性は100%取る、そういう職場をつくらなきゃいけないんじゃないでしょうか。

○【中道職員課長】 委員の御指摘のとおりでございますので、そこも含めて、丁寧にこれからはその趣旨も踏まえて育児休業の取得率が高まっていくように庁内に周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 数字が50%というのがもし目標だったとしたら、やっぱりそれはあまりにも低

いだろうと思いました。

平均取得日数のところで、女性は459日で男性が248日ということで引き算したら大体211日の7か月ぐらい差があるんですけど、この差は何なんですか。

○【中道職員課長】 これは平均なので実際にならすと248日ではあるんですが、実際にもう少し細分化していきますと、男性でもかなり長いところを取っていたり、あるいは2か月、3か月と短いようなところもございます。やはりこれは国立市だけの課題ではないんですけれども、やはり男性が長く取りづらい環境があるんだろうなというふうにして思っていますので、そこら辺はきちっと分析をしながら丁寧に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 男性は長く取りづらい、女性は459日取れるけど、男性が長く取りづらいという理由は何なんですか。

○【中道職員課長】 これは全ての職員に確認したわけではないんですが、やはり抱えている仕事を気にしてしまったり、そうした職員は、これは女性の職員もそうなんですけども、ただ、女性はやはり出産されて休まざるを得ない状況の中で休んでいる。男性もサポートしたいんだけど、職場の、例えば自分が抜けることによって、職場に与える影響なんかも気にしながら取得期間を短くしてしまう、そういったケースがありますので、そこはやはりその個人の職員だけに負わせるのではなく、組織としてきちんと考えていかなければいけないと考えています。以上です。

○【上村和子委員】 今、担当課長が言っていることそのものが、男性が抱えている問題なんじゃないですか。誰も頼まれてないけど、自分がそう思っている場合もあるし、周りが男性だからといってかぶせる場合もあるわけですよね。もしもこの210という差が、53.8%という理由がそこにあるんだとしたらそれこそ女性と男性が対等でない表れでありますので、これこそ変えなきゃいけない、男性の意識を変えなきゃいけない。これを変えるために何をしますか。

○【中道職員課長】 まずはこうした法改正のタイミングをもって、何のためにこの法改正が行われているのかということを職員間にきちんと丁寧に説明する必要があると思います。これは職員個々でもありますし、やっぱり職場を預かっている管理職も含めてきちんと職員課も中心となって制度の趣旨を伝えていく、そこをまず徹底して行いたいと思います。以上です。

○【上村和子委員】 私は国立市の政策として上がらない限り、意識を変えるなんてほとんど不可能と思っています。どうですか、市長これ男性が100%取っていくという、男性が100%取れる職場づくり、市役所づくりをするというのを市長の政策に掲げたらいかがですか。

○【永見市長】 本当にその意味では、おっしゃる意味ではそのとおりだと思います。それを考えたときに様々なことを実は私自身も思っています。それは一例を挙げれば、今非常に出産年齢上がってしまして、女性も40代というのはごく普通になってしまして、男性もパートナーとしても40代というのは当たり前になってきている。

例えばの話ですけど、40代というと国立市役所、もう部長職になっている。そうすると50人、60人の組織のトップ、その組織ではオンリーワンです。その部長がフルに育休が取れる環境がどうやってつくれるのか。それは例えばオンリーワンだから、オンリーワンになれている人が全部取ったときに、じゃあ労働力を埋められるかというような課題があります。ですから、そういうようなことを政策として掲げたいと思いますが、そういうことも併せて考えながら男性もフルに取れる環境づくり、制度面でどうしていくかということも十分検討させていただきたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、第35号議案について、望月健一議員から発言がしたいとの申出がありました。
お諮りいたします。望月議員の発言を許可することに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数。よって望月議員の発言を許可することに決定いたしました。

なお、申合せにより、委員外議員は委員と重複した質疑及び意見、討論を行うことができず、採決に参加することはできません。また、発言時間は、1議題10分程度となっておりますので、よろしくお願いします。望月議員。

○【望月健一議員】 まずもって、総務文教、遠藤直弘委員長はじめ、委員の皆様には発言の機会を与えていただき感謝申し上げます。

この問題は職員の、大きく言えば待遇の問題であります。そして、今の委員さんの質疑を聞いていまして、やはり先進的な取組をこの国立市から行うことによって、地域に与える影響、民間企業に与える影響は大きいと思います。そういった意味でしっかりと国立市として先進的な取組を行ってほしいという趣旨から、質疑をさせていただきます。

まずは質疑いたします。そのまま読み上げます。本議案と国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例との関係をお尋ねいたします。主に、同性パートナーシップとの関連をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○【中道職員課長】 国立市におきましては、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例の趣旨に基づきまして、先ほど、他の委員からも御質疑ありましたけども、事実婚の方であったり、今、望月議員から御質疑のあった同性間のパートナーの関係ある方に関しても、法律婚と同等に休暇制度が付与できるようになってございまして、今回の法改正に関しましても、これも法律上の親子関係があるという条件はあるんでございますが、その要件を満たせば、今回もきちんと対象とさせていただきます。

○【望月健一議員】 ありがとうございます。そして頂いた資料によりますと、例えば市外から市内に転居する職員に対して最大5万円の引っ越し費用を助成している制度というものもございます。こうした待遇、手当やこういった職員さんの休業に関して、今後こうした同じような条例案が出てくると思います。こうした場合にしっかりと国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に基づいて、こうした同性パートナーに関しても同様の取扱いをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【中道職員課長】 既に休暇制度につきましては、結婚休暇、忌引あるいは介護時間であったり、お子さんのいわゆる育児参加休暇であったり、もろもろの休暇は同性間のパートナーの方にも適用しているところでございます。また、市独自で行っている市内在住の方への助成金であるとか、そういったところに関しましても、先ほど申し上げた条例の趣旨を踏まえて適用されるべきと考えてございますので、適正に対処してまいりたいと思っています。以上です。

○【望月健一議員】 これで最後にします。担当課長さんから力強い言葉を頂きました。しっかりとこれは市長からも力強いお言葉を頂きたいと思いますが、何か市長、ございますか。

○【永見市長】 実はこの望月議員から通告を受ける前に、私のほうから職員課のほうというか、行政管理部に対して、今おっしゃったようにパートナーシップ条例の取扱いは、今回の条例改正は大丈夫なんだねということを実は確認をさせてもらっています。そうしたら質疑が出てきたということが

ありまして、当然そういう角度で私自身も推進していくというつもりでありますので、御理解いただきたいと思います。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切り、討論に入ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 本議案には、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、法律の立てつけ上、産後8週間までの2か月ですよね、子供がまだ生まれてから2か月までの間、しかもこれは出生からなので、女性が取っているような産前・産後ではなくて、生まれてから2か月までについては、男性については最大2回取ることができる。2か月を過ぎた後からは、常勤の職員さんについては最大3歳まで、それから非常勤の職員さんについては、保育所等に入所ができなかった場合については1歳6か月まで、さらに、事情があって入所ができなかったりとかほかに事情ある場合には2歳までといったことで、そこまで重なって取ることもできるし、複数回に分けることもできるという条例の一部改正だと思います。

そもそも、出産をして、上村委員からもありましたけれども、どこであつても仕事のどこの段階に自分がいても、どこのポジションにいても、女性はおなかが大きくなって出産の日を迎えているので、体も休めなきやいけないし、仕事からも絶対に離れなきやいけないんですよね。それを仕事との関係があるのは重々承知ですけれども、パートナーが仕事の都合でそばにいないことができないというのは決して理由にはならないと私は思います。ましてや、先ほど質疑しませんでしたけれども、例えば産後、子供がしょうがいがあるとか大きな事情でちょっとすぐには退院できないということだつて大いに想像できます。どうしても出産って母子健康でうまくいくというイメージが非常に強いんですけど、奇跡なんですよ、実際は、本当に。出産において母体が亡くなることだつて大にあるんですよ。卑近な例で言えば私自身も1人目の出産のときに2リットル出血しました。うちのパートナーは、先生から輸血の可能性があるから、ちょっと気をつけてくださいということを受けて頭が真っ白になったと。ましてやその状況は、取り上げている産婦人科の先生が、私の出血のせいで血だらけだったんですよ。分娩室から出てきて輸血の可能性がありますということを言われて、さっと青ざめたんだつて話を後日聞いたんですよ。そういうことがあるんですよ。こんなに健康でこんなに元気な私であつたとしても、十分起こり得るんです。

ですので、そもそも出産に対して、先ほど市長からもありましたけれども、40代で出産するということが当たり前の時代になってきました。あらゆる可能性があるということをまず全員が念頭に置かなければいけない。ましてや御本人だけではなくて職場もですよ。例えば出産のときに母体が命を落としてしまったとなつたときに、パートナーである男性の職員が仕事を辞めなければいけないなんということにならないように、どうしたら市役所として支えていけるのか、結果的にそういうことを選択をすることもあるかもしれません。だけれども、制度上でその選択しかできなかったなんていうことがないように、先ほども言いましたが、この制度だと特段の事情があつても非常勤職員さんについては2歳までですよ。

私が知っている範囲で言ったら、我が家もそうでしたけれども、NICUに入っている期間が半年、1年、2年なんて当たり前の方もいるんですよ。それはそちらで判断してくださいということはないように、どういうことで市役所として支えていけるのか、ソーシャルインクルージョンということも含めてきちんと考えていただきたいですし、そういう職場づくりをしていただきたいと思います。

それからもう1つ、実際に私の経験ですけれども、実際に赤ちゃんを育てていく中で双子とか三つ

子とかであれば、手は当然複数必要ですけども、単子の場合、1人の場合には2時間おきに例えばおっぱいをあげるとか授乳するといっても、例えばお母さんが母乳であげている場合には、搾乳じゃない限りはお父さんの出番ってなかなかなかったりするんです、パートナーの出番ってなかなかなかったりするんですよ。

よく言われるのがお風呂に入れてねとパートナーに頼んだら、ちゃぽんと入れて、お風呂上がったよ、拭いてねと、パートナーというか、妻というか、母を呼ぶ。それはお風呂に入れるということじゃないんだよねという話、前もどこかであったと思うんです。おうちの中にいて、どういう役割が自分にあるのかというのが具体的に見えないこともあると思うんですよ。もう24時間泣いているような子供を見ながら、パートナーまで指示出せないわけですよ。あれやって、これやって、どちらかといったら何で分からないんですかってなるのが当たり前だと思うんです。それは当たり前と言っちゃいけないかもしれませんが、どんなに言っても説明できないかもしれませんが、女性ホルモンのバランスの中で、うまく自分の中で整理もできないという期間があるんですよ。それぐらいおなかの中で命を育てて外に出すという作業は、想像を絶する作業なんだと私は思います。

それをあらかじめ想像できる、パートナーとして何が支えられるのか、どうやったら育児に参加できるのかということを事前に例えば親子教室に行ってくださいとかそういうことではなくて、さっき育休について効果的に発信するっておっしゃってましたよね。そういうことが自分が産後、子供に育児参加、我が子に育児参加していくに当たってどういうミッションがあるのかとか、どういう関わり方ができるのかということがより見えやすい形をしっかりと明示していくことも大切だと思いますので、そういった取組もしっかりと併せてやっていただくことをお願いいたしまして、本議案については、賛成とさせていただきます。

○【上村和子委員】 賛成の立場で討論いたします。

本日聞いて、担当課長の答弁をずっと聞きながら、この国はまだそういう状況にあるんだなと思っていました。本当にモデルの答弁になると思うから、その言葉そのものを市役所に働く男性職員は女性も含めて全部かみしめたほうがいいと思います。あと、やっぱり女性と男性における差別とか違いはまさしく本日の答弁の中にあふれていたというふうに思います。女性は本当に妊娠したときに、その選択を迫られるわけですよ。職場の中での自分の位置とか責任、無責任なことではできないとか、だからいろんな選択を迫られて、子供を産まないといけないから産むという前提で何かを捨てたり諦めたりしているわけですよ。男性はなぜそれを捨てないのかと思うわけですよ。同じ選び方をしないといけない、同じように選ばないといけないわけですよ。

市長の政策でやらない限り無理だろうと今日思いました。市長自身も考えていきたいとおっしゃっているんだけど、例えば40代で部長で、男性であろうと女性であろうと例えば子供ができたといったときに、私はイケア方式がいいと思います。イケアは別に年功序列で上がっていきません。ライフプランに合わせて部長であっても課長に下がるというか、一職員が下がることも可能です。ちっとも不名誉なことでも何でもありません。自分のライフプランに合わせてその職種を取っていく。1年間とか2年間そこでしっかり子供を育てて、その力を基に3年後復帰して取っていく、また戻るわけですよ。

だからそのように部長でオンリーワンだって、だからできないのかと。それをどう変えるのかということは女性だけが考えればいい話ではなく、男性は考えたほうがいい。同じように考えなければいけない。国立市でやっぱり女性の管理職が出ない大きな原因はそこにあるというふうに思います。市

の職員として就職したときに、女性の場合、自分のライフプランを考えたときに、もう管理職になる道は捨てる、その段階で賢明な女性たちが選んでいく。そういう選択をさせないための職場づくりを市役所がやるときには相当な覚悟が要るんですよ。

だから、意識転換というのはその個人のものじゃないですから、長い歴史、長い社会的な環境の中で植え付けられたものですから、だから、大きな政策転換を図らなければいけないし、私は前も言いましたが、男性の育児休業対象者は100%取る、女性と同じ、同じように400何日取ればいい、それを掲げていくと。同じような状況になったときに女性たちの道が開けていく。それで課長になっても係長になっても部長になっても安心して子供が産める、職場の中でも女性と男性がパートナーでなければいけないんですよ。だから、家族だけという話じゃないわけですよ。

職場における男性と女性のパートナーシップ、この視点からも本気で市長以下政策として掲げて、国立市はこういきますというのをよく市長は明石市の市長のようになってくれとかいろいろ言われておられますけれども、私はここが明確に市長政策に出てきたら、それだけでも国立市はしっかりトップランナーに道を開くんじゃないかと思うので、そこの積極的な政策研究も期待して、要望して、賛成と致します。

○【重松朋宏委員】 私も本議案は賛成いたします。

国立市独自で、法の範囲内で様々な工夫をされているということは評価したいと思いますし、現実には恐らく若手の男性正職員の育児休業の取得がもう当たり前になりつつあるということも喜ばれていると思います。

一方で、まだこぼれ落ちてしまうケースが結構あるということ、これを国立市独自で何とかできないか、法と別の枠組みになろうかと思いたすけれども、考えていただきたいと思います。先ほど稗田委員が指摘されたようなケース、本当もつともだと思いたす。しかも相当身につまされました。休業取ればオーケーという話じゃないですし、制度があればよいという話でもないんですけれども、一方で制度が風土や人間をつくっていく側面もあります。

もう一度、言いたすけれども、こぼれ落ちてしまうケースを国立市独自で何とかできないか具体的に考えていただければと思いたす。例えば、再任用職員も対象にはなっているんですけれども、定年退職を迎えて実子を産むというのは非常にレアだと思いたすけれども、養子縁組の里親はありそうですね。さらに孫の育児とか親族里親というのは意外と、よく特に孫の育児というのは皆さん結構されていることだと思いたす。出産直後に夫婦関係が破綻するということも結構ありまして、離婚調停中であつたり、あるいは現に監護状態にあるということが離婚時の親権獲得の大きな条件のようになっていたりするので、そこで子供の取り扱いになったりするんですよ。連れ去つたり取り扱いになったりというようなことが、子供をそれこそ子供置き去りで、大人の中でそういう葛藤が高まつたりということがあります。離婚調停中や離婚後の同居親の孤立というのが深まってくると虐待のリスクも高まってきます。これが適切なサポートの下で別居親も含めて育児を行うことができれば、離婚に至っても夫婦間の葛藤も小さくて済むのになと思いたすケースが結構あります。

また、市の職員の半数以上が会計年度任用職員です。その多くが国立市在住でまた女性です。国立市役所は恐らく市内の最大の雇用先なので、やっぱりその最大の雇用先が国立市をリードする職場に、管理職であってもパート職員であっても、国立市で市役所で働いて、当たり前にも子供も育てながら、あるいは介護するようなこともあろうかと思いたすけれども、そういうリードする職場にしていっていただければということをお願いしまして、そのための制度もお願いしまして、本議案には賛成いた

します。

○【小口俊明委員】 育児休業につきまして、職員及び非常勤職員、会計年度任用職員にほぼ共通して取りやすくする改正であります。特に男性の取得率向上を目指しているということでありますので、本案に賛成を致します。

○【藤江竜三委員】 本議案に賛成の立場で討論いたします。

育児休業は、できたら取っていただきたいなというように思っております。私自身も1人目も2人目も3人目もこっさりですけど、結構休んでいて、公式には、議会は休まなかったんですけども、ほかのもろもろはかなり休んで、育児にどっぷりやっていたんですけども、そういった中でやっぱり1人目のときの発見もあれば、2人目のときも発見もあるし、3人目のときも発見があつて、2人目も3人目もそれなりに大変さがある中で、2人目だから取らない人がいたというのは、そこはちょっと2人目だからこそその大変さもあるから、ぜひ取ったほうがいいんじゃないのということを勧められるような環境であつてほしいなというふうに思いますので、こういった形で少しでも取りやすい環境をつくって、よりよい制度を構築していただけたらと思います。

○【高原幸雄委員】 私もこの条例改正案については、賛成する立場から討論いたします。

せっかく法律改正に伴って育児休暇が取りやすく、改善されるということで条例改正になるわけですけども、先ほどもちらっと質疑させていただきましたが、やっぱり職場の休暇が取れる環境、これをしっかりせっかく育児休暇の取りやすい、法律的にはそういうふうに保障されたところが実際にはなかなかそうっていないところから取りにくいという現状がありますので、ぜひその辺は、組織の在り方も含めて検討して十分に、先ほどもジェンダー平等の話もちらっと出ましたけども、そういう意味でやっぱりしっかり市長のほうでも努力してもらいたいということを要望して、賛成と致します。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで休憩に入ります。

午後3時23分休憩



午後3時39分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(6) 第39号議案 令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案

（歳入のうち所管する部分、議会費、総務費、教育費、公債費、諸支出金）

○【遠藤直弘委員長】 第39号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、議会費、総務費の一部、教育費、公債費、諸支出金を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第39号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第6号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、4ページをお開きください。第3表、地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは変

更が1件です。普通交付税の不交付団体になったことに伴い、臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。款11地方交付税、項1地方交付税は、算定結果が示され、普通交付税の不交付団体となったことに伴い、普通交付税を全額、減額するものでございます。

款16都支出金、項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、体育健康教育推進校事業委託金を追加するものでございます。

款18寄附金、項1寄附金は、くにたちベンチの寄附が2件寄せられたことにより、指定寄附金を増額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金が確定したことに伴い、前年度繰越金を増額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。款21諸収入、項4雑入は、前年度事業費の確定に伴い、文化・スポーツ振興財団指定管理料過年度清算金を追加するものでございます。

款22市債、項1市債は、普通交付税の不交付団体になったことに伴い、臨時財政対策債を全額減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。款1議会費、項1議会費は、常任委員会行政視察において、宿泊を伴う視察を行わないことを決定した委員会があったことから、特別旅費を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費は、北秋田市及びルッカ市との都市間交流の認知度向上を図るため、都市間交流推進事業補助金を追加するものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、第三小学校及び第八小学校が都の体育健康教育推進校として事業を実施することに伴い、謝礼を追加するものでございます。項2小学校費は、第六小学校において、令和5年度新規に特別支援学級を開設することに伴い、小学校特別支援学級改修工事請負費を追加するものでございます。

38ページ、39ページをお開きください。款11公債費、項1公債費は、令和3年度起債額の確定に伴い、償還元金及び償還利子を減額するものでございます。

40ページ、41ページをお開きください。款12諸支出金、項1基金費は、地方財政法第7条第1項に基づき、前年度実質収支の2分の1を下らない額を積み立てることに伴う財政調整基金積立金の増額を行うほか、繰越財源に含まれている金額を各種基金に積み立てるものでございます。また、令和3年度決算において生じた都市計画税の余剰金を積み立てるために、都市計画事業基金積立金を追加するものでございます。項2諸費は、令和3年度の補助額等の確定に伴い、国・都支出金返納金を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 まず、歳入面から伺います。今回、不交付団体になったということでありまして、その影響はどういったことがあるのか、補助金などにも影響するのか、全体の影響を伺いたいと思います。

○【簗島政策経営課長】 令和4年度普通交付税が不交付になったことによる歳入面での影響ということでお答えいたします。

まず、不交付になっておりますので、補正予算上、計上されておりますとおり、地方交付税が2億5,000万入ってこない。それから、臨時財政対策債の借入れができないというのが2億円といったところでございます。ここに見えていないところとしましては、特別交付税を今、1億円で計上しておりますが、この辺りも今後の算定の中で割り落とされてくる可能性がございます。

また、補助金関係でございますが、こちらもちも財政力指数、これは交付税と直接イコールではないんですけども、財政力指数を活用しているような補助金が幾つかございまして、こちらの財政力指数が3か年平均で1億を超えているような場合ですとか、こういったときに割り落としをされる可能性がございます。

現時点では、3か年平均は0.99となっておりますので、この辺り、一応超えないのではないのかと思われまますが、補助金によって算定がされるということで、今、具体的な金額までは試算ができないというような状況でございます。歳入面として、そのようなところの影響があらうかというところでございます。

○【藤江竜三委員】 分かりました。

次に、都市間交流事業についてなんですけども、都市間交流事業、これはどういったことをやっているのか、確認したいと思います。

○【簗島政策経営課長】 都市間交流事業でございますが、これまで市でも啓発のイベント等は、これまでも行ってきたところでございます。

現時点で、特に感じている課題としまして、市民の方の中に、認知度というところが広がりきっていないなというところがございまして、令和4年度の補正予算をお認めいただければ、市内の幾つかの団体さんの御協力を得ながら、認知度の向上を図る活動をしてまいりたいと思っております。

想定しているものとして、今、4団体ほど想定してございまして、御紹介させていただきますと、例えば、観光まちづくり協会さんですとか、あと商工会さん、それからくにたち野菜をPRしていただいているマルシェ会さんですとか、あとイタリア商店の会さん、こういったところの方々に御協力いただきながら、認知度向上のイベント等へ補助を出していきたいと考えているところでございます。

○【小口俊明委員】 伺います。補正予算書37ページのところです。学校教育向上支援事業費ということの中で、先ほど御説明がありました。もう一段詳しく伺いたいんですけど、体育健康教育推進校事業講師謝礼というところと、それから体育健康教育推進校事業備品という、これは内容を知りたいので、どのような備品を想定しているのかというのを、まず、伺いたいと思います。

○【川畑指導担当課長】 まず、講師謝礼につきましては、推進校事業に、本市では国立第三小学校と第八小学校、2校のほうが都より指定を受けております。2つの学校に共通している講師としましては、コーディネーショントレーニングの講師の招聘をするといったところが1点共通しているところです。あとは、それぞれ学校の中で、体育、健康教育推進に向けてのテーマを決めておりますので、三小で言えば、パラリンピアンに伴走者ですとか、あとはサッカーの日本代表ですとか、あと、走る

ことの専門家のほうから走り方の指導を受けるといった計画がありますので、そちらに該当するような講師を呼ぶ予定だと計画では聞いております。

次に、備品についてなんですけども、各校とも研究を進めていく上で、体育用具の充実というところを考えておりますので、ボールですとか、それを整理するための籠ですとか、そういう体育用具の充実に活用すると計画上は聞いております。以上です。

○【小口俊明委員】 概略はつかめました。

それで、今の御答弁の中で、前段のところ、コーディネーショントレーニングという用語が出てきましたけれども、これはどのような内容の事業になるのか伺います。

○【川畑指導担当課長】 コーディネーショントレーニングというのは、実はこれは脳科学とか運動生理学の見地から開発された脳とか神経とか、筋をはじめとする運動を調整する機能を開発が改善することによって、自分の体の使い方を知るというんでしょうか、効率よく使えるようになるためのトレーニングと言われております。

こちらのほうも、東京都教育委員会のほうで平成25年度からずっと実践研究等を進めてきて、今年度、八小のほうもコーディネーショントレーニングの推進校としても指定されているところもありまして、子供たちの持っている神経等をうまく活用して体を動かせる、そういうところを狙っているトレーニングの名称となっております。

○【小口俊明委員】 把握ができました。

続いて、同じページの少し下に下がって、特別支援学級運営整備事業費というところで、第六小学校にという話の説明でした。ここで、特別支援学級を新設すると決定をした経緯につきまして、伺いたいと思うんですけれども、特に保護者の意向を踏まえての中での新設というところにつきまして、どのような経緯があったのかということをお願いしたいと思います。

○【川畑指導担当課長】 例年行っております就学相談のほうにおきまして、保護者の方からも特別支援学級を視野に向けた就学の相談を毎年受けているところです。年々増加している傾向もございます。

現在、本市には小学校は2校、二小と七小のほうに設置をしているところです。六小にと考えた経緯の1つには地理的なところもありまして、二小はどちらかというと市の北西部、七小は東部、そうすると西部のほうの子供たちにとって、二小、七小に通うのは遠いということと、あと保護者の方の送迎を原則としているところもありますので、保護者の不安等も考えたときに、まずは、六小地区につくることによって、子供たちがより自分の住んでいる地域の中でも学ぶ機会が確保できると考えたところがございます。

また、その中で、現在も二小、七小のほうもかなり学級数が増えてきておりまして、今は3学級で、今年度、令和4年度スタートしているような現状がございます。そのことも踏まえると、学校の施設上の課題等もあり、新設をする必要がある時期になっていることもございまして、今、言いましたけれども、地理的なことも踏まえて、六小のほうに設置をしたいと考えた経緯がございます。以上です。

○【上村和子委員】 まず、予算書の2ページで、歳入歳出予算のところの第1表なんですけれども、普通交付税の不交付団体となったことによる2億5,000万円の減額、繰越金が8億2,276万7,000円、財調の基金繰入れが6億4,700万とあるわけなんですけれども、以上のようなことから、国立市の2022年度の決算、決算ですよ。これを来年するわけなんですけど、に向かっていくわけなんですけれども、今後、下半期の想定外の出費はあるかもしれないけれども、おおむね何もないということを想定したら、2022

年度はどういう財政状況であると言えるのかということについての総合的見解をお伺いいたします。

○【**箕島政策経営課長**】 現時点の補正予算で出しているところですが、まず、繰越金についてです。

今回、補正を上げまして、補正後の予算額として約10億円を超える額が繰越金として予算、歳入計上しています。この10億円でございますが、6号補正の中で財政調整基金の積立てということで、これは半分なので大体5億円程度が予定されています。それから、都市計画税の過充当分ということで、都市計画事業基金、こちらへの積立てが3億円程度入っております。また、前年度、令和3年度の国や都の補助金、これを頂き過ぎたところの返納金というのが出てきますので、こちらについて、現時点で2億6,000万円程度の歳出が見込まれているといったところで、実は繰り越した金額につきましては、ほぼ使い道が決まっているような状況でございます。

また、国や都の返還金につきましては、今後もまた、12月の補正に向けて、億単位で増えてくるだろうといったところが繰越金関係の状況です。

不交付の関係でございますが、普通交付税の2億5,000万、臨財債の2億円の4.5億円ほどが、歳入としては入ってこなくなるといった状況でございます。先ほどの繰越金でも出てまいりましたが、財政調整基金の状況でございますけれども、令和3年度末で大体25億円程度でございました。ここで5億円を積み立てまして、予算上の今度、逆に取崩し額が12億円を切るぐらいという状況でございますので、現状では、令和4年度末に向けて18億円程度が財調としては残ってくるだろうというのが今、予算上のところでございます。

あとは、予算書上はまだ表れておりませんが、令和4年度の個人市民税につきましては、当初課税の調定等は終わっておりまして、ここは令和3年度よりも伸びていきそうだろうということが現時点では見えているところでございます。

こうした状況を考えていきますと、不交付になったからといって、例えば令和4年度の事業を何かすぐ中止をしなきゃいけないとか、そういう状況ではないのではないかとというのが現状でございます。また、年度末に向けては、今後のかかってくる費用もあろうかと思いますが、当然、落ちていく、不用になっていく額もございますので、この辺りを見極めながら、今度、令和5年度に向けて検討していきたいといった状況でございます。

○【**上村和子委員**】 ということは危なくなるというか、ピンチみたいな状況ではないけれども、おおむね、こういう財政状況ってどのように評価すればいいんですか。見越して。

○【**箕島政策経営課長**】 普通交付税、実は実施計画上の2億円程度とか各年度見込んでいるところもございまして、ですので、今後の令和5年度以降の事業というところは、これからの予算調製を含めまして、また、優先度等を考えながら、場合によっては事業の先送りなんかということも含めて考えなきゃいけないのかなというところでございます。

令和4年度に限って言えば、先ほど申し上げたとおり、すぐに何かをやめるというようなところではないかと思っています。

○【**上村和子委員**】 コロナ禍で大変、いろいろな不安定な要素もあるけれども、おおむね健全であると言ってもいいんですか。

○【**箕島政策経営課長**】 健全かどうかというところは、なかなか判断が難しいとは思われるんですが、交付税が不交付になったことイコール健全とかということではなくて、もろもろの歳入、歳出の今の状況を見ますと、すぐに不健全というところではないというか、すぐに何かができないというところではないのかなと認識でございます。

○【上村和子委員】 難しいけれども、財政当局もすごく頑張って、しわ寄せが来ないように頑張っているんだと思います。努力のした結果が、不交付団体だけでも、影響がほとんどないような見通しではないかというように解釈いたしました。

続いて、予算書の37ページで、私が今回、この補正が今回の部分が9月議会の中で、自分としては、一番問題だと思っているところなんです。だからお聞きします。

37ページの小学校費、特別支援学級費、特別支援学級運営整備事業費で1,620万7,000円。これが前の小口委員の質疑からは分かっていますけれども、第六小学校に新たに特別支援学級の情緒しょうがい固定級を2023年度から新設するということです。それでは、質疑を通告していますので答えられると思うんですけれども、じゃあ、この10年間にわたって、国立市立の小中学校の固定の特別支援学級数と児童生徒数の推移はどうなっているか。

また、通級、今現在、全ての小学校に通級が設置されていると思いますが、これは情緒しょうがいだと思うんですけれども、その通級に関しても同様の推移について、総体として伺います。事前資料をもらっていませんので、ゆっくり教えてください。

○【川畑指導担当課長】 まず、初めに、自閉症・情緒しょうがい特別支援学級の児童生徒数の推移及び学級数について、御説明いたします。

本市に特別支援学級が開設されましたのが、平成28年度、国立第二小学校のプラタナスですので、そこから先の推移となります。

二小では、平成28年度は3名、1学級からスタートしております。29年度、30年度につきましては4名、学級は1学級です。令和元年度につきましては、児童数9名の2学級、翌令和2年度は21名の3学級となっております。

翌令和3年度に向けましては、国立第七小学校のくるみ学級が開設しましたので、令和3年度から小学校は2校、設置がされているという状況となっております。令和3年度におきましては、国立第二小学校は23名の3学級、国立第七小学校のくるみ学級は13名の2学級。今年度、令和4年度に関しましては、国立第二小学校は17名の3学級、国立第七小学校のくるみ学級は21名の3学級でスタートしているところです。

通級指導学級のほうにつきましては、小学校に特別支援教室、現在の状況で全校に配置されたのが、平成30年度になっております。その前に関しましては、通級指導学級という形で、拠点校を置いていまして、子供たちがそこに通うというような形態でございました。10年にわたるというところでしたので、通級指導学級の頃の数も合わせて御説明いたします。

平成25年度からになります。国立第四小学校にとちの実学級がございました。ここを利用していた児童は20名です。同じく、六小にはねむの木学級、ここは児童が29名、七小にスマイル学級で、ここは、児童は9名です。

平成26年度ですが、四小、とちの実学級は21名、六小、ねむの木学級は13名、七小、スマイル学級は13名。平成27年度、四小、とちの実学級は33名、六小、ねむの木学級は25名、七小、スマイル学級は15名。28年度、四小、とちの実学級、24名、六小、ねむの木学級31名、七小、スマイル学級、15名。

平成29年度につきましては、七小のスマイル学級が1年先行して特別支援教室になっていますので、市内では、四小のとちの実学級、六小のねむの木学級。あとは国立第三小学校と第七小学校に特別支援教室が1年早く設置されたというような状況になっております。

29年度なんです。四小のとちの実学級は33名、六小のねむの木学級が41名、七小のスマイル学級

は先ほどのとおり、三小と七小の特別支援教室それぞれになりましたので、三小のほうで11名、七小で13名となっております。

30年度以降につきましては、小学校で、各校に特別支援教室のほうが設置されております。ここににつきましては、各校の人数をお伝えしたほうがよろしいですか。それとも小学校合計で。

○【遠藤直弘委員長】 いえいえ、各校の。

○【川畑指導担当課長】 各校ので。それでは、一小は9名、二小6名、三小14名、四小19名、五小8名、六小25名、七小19名、八小11名。令和元年度、一小は18名、二小10名、三小21名、四小30名、五小17名、六小27名、七小22名、八小11名。令和2年度、一小22名、二小16名、三小26名、四小32名、五小20名、六小32名、七小29名、八小16名。令和3年度、一小21名、二小20名、三小29名、四小34名、五小33名、六小30名、七小28名、八小16名。今年度、令和4年度、一小22名、二小30名、三小38名、四小29名、五小41名、六小35名、七小23名、八小15名となっております。

○【上村和子委員】 今、聞いたから、ほとんど数字が書くだけで分析できないんです。どれぐらい増えていったかというところで、総数を10年前と比較して、まず、固定級、固定級に関して言ったら、10年前に比較して学級数が何学級増えたのか、人数は何人増えたのかというその分析は出ていますか。通級も同じように、10年前と人数が何人から何人になったかというのは出ますか。結論だけ教えてください。

○【川畑指導担当課長】 支援学級のほうですが、スタートが3名、1学級からスタートし、今年度、現在は38名、6学級に増えております。

現在の特別支援教室のほう、通級指導学級のほうですけども、10年前は小学校合計58名の児童が利用しておりました。今年度、小学校8校全員で233名の児童が利用のほうをしております。以上です。

○【上村和子委員】 それでは、10年前と、たった10年を比較して、特別支援学級のクラス数、これが1学級から6学級に増えた、これは6倍になっています。それで、人数が10名から38名ということで、これが3.8倍です。通級に通っている子供たち、10年前……

○【遠藤直弘委員長】 最初は3名からでしたね。特別支援学級は3名から。

○【上村和子委員】 3名からか、10名じゃないのか。じゃあ3名か。だから、3名から38名だから、人数的には12倍、13倍ぐらいですね。

それで、通級でいくと、58名で10年前スタートしたのが、今233名、およそ4倍という数字になっていると。それで、さらに増やすと。さらに増やすということですけど、今度、さらに増やしたら、何人これがまた増える、定数的には何人増えるということですか。固定級が7学級になって、定員が何人になるんですか。

○【川畑指導担当課長】 支援学級の学級の考え方自体が、1学級8人が上限となっております。それはそれぞれの学校ですので、今回、六小のほうでも最大でも2学級というところは想定しているところです。

2年前に七小、くるみ学級で設置する際に、当初、就学相談の中では、年度の終わりぎりぎりまで、1学級で収まる人数のお子さんで相談のほうが進んでいたんですけども、蓋を開けたときに2学級からのスタートということもあって、環境等を整えるのに不十分だったという反省も生かしまして、今回は2学級になっても対応ができるといった想定の下、今、準備を進めていきたいと考えているところです。

○【上村和子委員】 ということは、来年度からは2学級増えるわけですから、情緒固定で8学級で

16人増える計算となると思います。

ちなみにですけど、通級も各学校に全校ある、小学校全校にある通級も同じように増えるという見通しですか。233だけど、来年度の見通しはどれくらいですか。

○【川畑指導担当課長】 学校の今の子供たちの様子を見てみると、急激に数が増えるというよりは、むしろ横ばいか、若干の増加は考えられるかと思います。

ただ、通級指導学級につきましては、そこで何年も腰を落ち着けてじっくりと学ぶというところではなく、通常の学級のほうに戻って困難さを改善するといったところの指導が中心となっておりますので、指導目標が達成できれば、特別支援教室を利用している子供に関しては、スマイリーサポート等の支援に変えて、通常の学級で過ごす、学ぶといったところが考えられているところです。

○【上村和子委員】 今の通級のクラス数には、通常学級から時々必要に応じて行っているんだけど、その通級に行ったクラスのことでも特別支援学級という言い方をするんですか。固定級とはまた別に。

○【川畑指導担当課長】 特別支援教室は通級指導学級の名称なので、支援学級とは別のものになります。

○【上村和子委員】 特別支援教室というんですね。このように、これはもう別に国立市だけではありません。日本全国、異常なほど発達しょうがい児と言われる生徒数が伸びています。ほぼ7倍ぐらい増えていっています。日本全体でしたら物すごい数が増えていっているわけです。

どうしてこんなに発達しょうがい児生徒数が増え続けていくのか、それについての見解、市教委としての見解をお聞かせください。

○【川畑指導担当課長】 恐らく、いろいろな視点から考えられることがあるかと思うんですが、その1つの要因としましては、発達しょうがいに関する情報というところがかかなり社会的にも分かるような今、世の中になってきていると考えております。

発達しょうがいと言われる症状ですとかサインといったところも今、情報として出ているところもあるので、お子さんを育てていく中で、育てにくさだったりとか何か感じたときに1つの情報として得ることで、もしかしたら昔はその情報が少なかったがゆえに分からなかったところが、少し相談できる環境が整っていたりとかというところもあるので、そういうところで数字的に増えているといった1つの要因ではないかと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 増えていった要因というのは、2005年に発達障害者支援法が施行したと。2016年に改正していると思うんですけども、初めて日本の中で2005年に施行した発達障害者支援法の中で、初めて自閉症やアスペルガー症候群とか、その他広汎性発達しょうがい、学習しょうがい、注意欠陥多動性しょうがいなどの発達しょうがいを持つ人々への援助が定められたわけです。その中で入ったのが発達しょうがいの早期発見、早期の発達支援を行うことが国及び地方公共団体が行うということが明示されたわけです。

そこに沿って、大規模な調査が学校現場で行われていくと。そういう中で、最初の調査で6.数%がそれに該当するだろうという数字が上がった。この基準によって初めて脚光を浴びた、その支援の結果の中で、早期発見、早期発達支援という形で増え続けてきたわけです。そうですね。私はそう解釈するけど、いかがですか。——いいです。

つまり、法律ができた。法律で、国と地方公共団体の責務が書かれた。で、早期発見だと。早期に発見したら、まるで支援したら回復するかのように読めてしまう。だから早期発見に力が入ったわけです。だから3歳までの育児健診とか、そこら辺から発達に凸凹がないかというきめ細かな調査が

入ってきます。できるだけ早く、分かったら、はい、療育センターに行ったほうがいいですね、場合によってはお医者さんに行ったほうがいいですね。そういう中で小児医療が物すごく発達されてきます。精神科のほうに行った子供で投薬を受けた子がかなりいる。そういう現状が、起きてきているんです。

じゃあ、この間の早期発見、早期発達支援はよかったのかということが、間違ってたのかということ、今、求められていると私は思うわけです。そういう意味では、法律に沿った結果、こうなってしまった。さらに、ニーズがあるから増やしていく。これ、どこまで増やすんですか。もっと増えたらもっと増やすんですか。ニーズがあれば増やすんですか。国立市情緒しょうがい児学級、何クラスまで行くんですか。今から10年先、どう見ているんですか。教育委員会は考えているんですか、それを。もしくは、国立市は考えているんですか。質疑します。

○【橋本教育部長】 なかなか先の数字というのをどう見るかというのは1つ難しい状況の中で、この間の傾向として、数年間を見ると増加の傾向があり、ただ、増加の傾向も一定の数から少し伸び率が鈍化しているというところの、人数を見ると状況もあろうかと思います。

それで、ここで六小に情緒固定をつくることによって、先ほど担当課長も答弁したように、エリアを3つに分けた中で、3つのエリアの中で情緒固定、知的の固定、あとは拠点校という中でスマイリーさんのそういう調整をしたりということです。そういう中で、ある程度エリアの分割ができる中で、ある程度、これが我々の今の国立市の中では、この分け方ということで、3つという情緒固定の学校ということが、1つの最終の部分になるんじゃないかという考えは持っているところでございます。

○【上村和子委員】 最終になるって何の根拠もないですね。なるんじゃないかなと。なるんじゃないかなと。それで、私が半ば、私は、実は24年間、議員になるときから、最初から統合教育というか、子供たちはみんな一緒の場で学ばなければいけないといって統合教育とフルインクルーシブの理念は24年間言い続けてきたんです。

自分ながら情けないんです。フルインクルーシブが全然伝わっていなかったというのが、どこまでいっても伝わっていない。私は今日、今回、本当に腹に据えかねて質疑しているわけです。私、2005年、日本は全部法律、立憲主義ですから、法律で物事が変わるわけです。2005年の発達障害者支援法の施行の中で、基本理念、目的が何か、そして目的に沿った基本理念の第1、第2、第3番目、第3番目が地方自治体の責務ですけども、1番目と2番目と目的は何と書かれてあるか説明できますか、どなたか。説明できる人、教えてください。

○【橋本教育部長】 すみません。そこら辺の答弁ができないという状況でございます。申し訳ございません。

○【上村和子委員】 じゃあ人権担当のところは何か答え、いないのか今。

発達障害者支援法、法改正されました。早期発見、早期発達支援ではありません。第1条の目的の最後にこのような一文があります。「発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と書かれているんです。法律そのものの目的の最後がこれなんです。フルインクルーシブの視点が書かれているんです。分けるなどということはここにあるんです。

特に情緒しょうがい関係の発達しょうがい関係に関して言えば、分けてはいけないという原理原則がもう法律から入っているんです。これ、今の目的、初めて聞きましたか、教育長。

○【雨宮教育長】 今おっしゃられたように、私どもとしては、教育大綱に掲げられているフルインクルーシブ教育、これはもう大前提だと思っております。その中で、しょうがいとかそういうこともさておいて、いろいろな子供たちがいる中で、様々な特性がある中において共に学ぶ、これが大原則であろうと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 大原則なのに固定級をどんどん増やして、2クラス増やすと、矛盾しているじゃないですか。

私はもう一遍、昨日ずっと発達障害者支援法を読みました。法的に悪くないと思いました。でも、目的に沿って、次の理念に、基本理念は3つの柱があります。1番目、2番目、どういう理念が書かれてあるか分かりますか。分からないなら分からないと言ってください。

○【橋本教育部長】 すみません、答弁できなくて申し訳ありません。現在、分かりません。

○【上村和子委員】 一体固定級を増やすと誰が決めたんですか。固定級を増やす、その根拠は何ですか。質疑します。この発達障害者支援法じゃないんですか。だったら何なんですか。自分たちが勝手にニーズがあるから、親が要望するから増やしたんですか。根拠法は何ですか。

○【川畑指導担当課長】 今回、情緒の固定学級を増やすといったところで、情緒固定学級の意義について考えたところがございます。（「ちょっと質疑」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】 ちょっと最後まで聞いてもらっていいですか。（「意義を聞いていませんからね、根拠法を聞いていますからね」と呼ぶ者あり）

○【川畑指導担当課長】 発達しょうがいを持っている子供のほとんどが感覚特性を、感覚特性、過敏だったりとか、感覚が逆に鈍かったりとかといったところを持ち合わせている子供たちが特性としてであると聞いています。

その子供たちにとって、通常の学級で、大勢がいる子供の中で、ふだん多くの子が気にならない音とかに関してもすごく過敏に音に反応し、とてもそこにいることがつらかったりとか、不快と思っている。そこでずっと我慢することによって、二次しょうがいの的に今度は学校に行かない、行きたくないというような選択をしているといった現状の子供もいます。

そう考えたときに、その子たちにとって、安心して学びの場、学びを保障するための場として選択できる、そういう場がたくさんあるということが必要と考えております。そういう部分で、一人一人の子供の特性に応じた学びの1つということが必要だと考えているところがございますので、今回、増やしたいというところに進んでいるといった状況がございます。以上です。

○【上村和子委員】 私は根拠法を聞いたんですけど、意義をおっしゃいましたけれども、これ、じゃあもっと今度、新たに発達しょうがいの人が増えたら、もっと暗いところが好きだという子供がいたら、暗い教室をつくりませんか。1人しか駄目だと言ったら1人の部屋をつくりませんか。ニーズに合わせて全部やりますか、個別支援。それがその子にとって本当にいいですか。合理的配慮と言って、感覚過敏の子にはイヤマフといって、音をできるだけ遮ることができるということもできますし、それで静かな環境をつくりたかったら30人から20人学級に減らすとかドイツ並みにやらないと、何で対症療法で終わるんですか。

戻ります。私は支援法の、議員ですからね、基本勝手な解釈はつけません。私は法律は、議会だから、皆さんたちも基本的に根拠法は何なのか考えてください。発達障害者支援法の根拠法の第1、理念の第1ですけれども、「発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会」です、「社会参加の機会が確保されること」。いいですか。通常学級に入るということは、しょうがいを持って

いる子供たちの最初の社会参加なんです。「全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない」とあるんです。

いいですか。「地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として、行われなければならない」と書いているんです。何で固定級で妨げるんですか。私は法律違反だとそれは思います。ちょっと待ってください。

2として、2として何が図れるか。「発達障害者の支援は、社会的障壁の除去に資することを旨として行われなければならない」。いいですか。社会的障壁なんです。つまり、その人の問題というより、その人にとって気になることをいかになくしながら、社会的障壁をいかになくしながら、なおかつ、みんな一緒にいるという空間を妨げられないということが、発達障害者支援法の中に書かれているんです。

それで、やっと3番目に「発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」と、初めて個別が出てきます。いわゆる社会問題なんです、強制なんです。場の確保が、これが実態的な身体しょうがい者とか精神、精神もほとんどここと同じです。発達しょうがいと似ています。知的の重い人は少しここから外れてきたりする。

発達しょうがい者の制度の中でどうあると。つまり、フルインクルーシブの視点が1と2に、基本理念が入っているんです。さらに、3で個別支援が必要だと書いてあるわけです。いいですか。理念の1と2は社会の問題なんです。そういう環境の下で、共生社会の場を実現しなくては行けない。3番目に個別支援をやりなさいと書いているわけです。この理屈で、国立市で考えて、私はこれは哲学とかいろいろ言い方をするけれども、法律に沿ったときに、どういう計画をしていくかということが極めて重要で、法律の中で——教育長が手を挙げたから言いますけど、発達障害者支援法の中には、保育とわざわざ、括弧のところがありますけど、その次に、教育という1節があります。そこには何と書かれてあると思いますか。さっきお答えしたかったところと答えが多分似ている、つながっていると思います。

○【雨宮教育長】 すみません、今、法律の部分については、詳しくは申し上げられないことは、この場でおわびしたいと思います。

先ほど私が申し上げたかったことは、今回、情緒の学級をつくりたいということでございますけれども、私ども小学校に上がるという相談が、就学相談であります。そのときに、いろいろなテストというんですか、診断をやりますけれども、その結果に基づいて、この数値がこうだから、あなたは支援級とか、そういうことはやらないでくださいということを、これは私が就任してから申し上げています。

御相談があったときに、保護者の方々の御意向を伺う中で一緒に考えていく。保護者の方が、フルインクルーシブですから、共に学ぶということがやりたいということであれば、通常の学級で、どのようにしていったら、そのお子さん方を共に学ぶ環境がつかれるかということをやっています。支援級のお子さんも、交流だとか共同学習をする中において通常級に移れるような状況ということがあれば、それも学期の中でもやっていますし、初めから、言い方が悪いかもしれませんが、排除すると、そういうような考え方は一切持っていません。

○【上村和子委員】 持っていないけど、増えているじゃないですか。持っていないけど、つくっているじゃないですか。安易に誘導しているじゃないですか。それがまるで親が希望している。

私は腹が立つのは、まるで親の希望のように言うことです。もしかしたら、通常学級に行くと、この子にとってはしんどいから、特別支援学級があったほうが、この子に楽だなと思って親が決めている可能性はあるんです。通常学級に行きたくなるような選択がないからです。そのようには考えられませんか。

教育のところ、これ、言います。教育ですよ、教育のところでは、法律です、発達しょうがいの特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達しょうがい児と発達しょうがい児でない児童が共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと。個別の教育支援計画の作成、その他、ほかいろいろな支援体制を組むと述べていると。法律です、こんなに珍しいです。可能な限り、発達しょうがい児と発達しょうがい児でない児童が共に教育を受けられるよう配慮をしないと書いてあるわけです。

そのときに、ちゃんとそこで、それでも適切な教育的支援を行うことができるように、個別の教育支援計画をつくりなさいと。法律です。だから、法律では通級までは、私は認めていると思う。発達しょうがいの子に関して、通級がばっと増えていったのは多分、この法律が根拠だと思います、全てのクラス、学校にできたわけだけど。

しかし、固定級をつくることは、法律は想定していなかったと思います。なぜなら、固定級というものが、この法律の中の可能な限り、可能な限りだから可能な限りを超えてつくってもいいという解釈もできるけど、可能な限り発達しょうがい児と発達しょうがい児じゃない児童が共に教育を受けられるよう配慮しなさいと書いてある。これは当然知っていたということですね。知っていたといたら、知っていたと言ってください。

○【市川教育指導支援課長】 今、御指摘あったように、可能な限りという言葉がとても重要だと思っています。特別支援教室においては、週1時間、または2時間、通常の学級を離れて、個々の特性に応じた指導を行っています。

固定学級においては、現在、交流及び共同学習ということを推進しています。本人と保護者と十分に話し合っ、どの教科だったら通常の学級でできるか、どの教科だったら固定学級でいいかと、こういうことを、教育委員会としては基本方針に挙げ、学校とも連携をし、理解を得て進めているところでございます。

○【上村和子委員】 もう多分、想定どおりのお答えです。何で通常学級で発達しょうがいの子が安心していられるような授業の在り方に転換しないかということです。先生方が何で発達しょうがいの子にも分かるような授業ができないのかということです。いつまでも取り出してばかりいるから、通常学級の教育スタイルが変わらないんです。いろいろ研究されているけれども、研究の方向が違うんじゃないかと、私は元教員だからすごく思います。

質疑に戻りますけど、私はこういう質疑を立てて考えてみました。これも難しい質疑になるかもしれないから、答えは簡単なんですけど、よく聞いてください。固定の特別支援学級は今できています。同じ校舎内にある通常学級との違いを、もしも通常学級の児童生徒に聞かれたらどう教えますか。通常学級から通級のクラスに行っている子供もいる。もう1つ、固定の特別支援学級ができる。

子供たちから、例えば、プラタナスに行っている子と、何とかちゃんと私はどう違うのとか、あそこに行っている子と私の違いは何って聞かれたら、その違いは何と教えるんですか。子供に答えるよ

うに言ってみてください。

○【川畑指導担当課長】 子供に聞かれたときには、そこでのその子の苦手なところ、それは誰もが持っている苦手なところというのはあるので、そういうところを例に挙げながら、そういうところを学習しているんだというようなところの話はしますが、現在、各学校でも、子供たちに聞かれる前にしっかりと支援学級がある学校、もちろん支援教室は全校にありますので、それぞれその教室でどんなことをやっているのか、何を、ここはどんなことを学ぶところで、こういうことをやっているんだよといったところを、支援学級のことであれば支援学級の担任が、支援教室のことであれば巡回指導の教員が各学級等に出向いて、事前に理解が深まるような、進むような教育のほうを進めているといった取組が、もう既にされているといったところも御報告いたします。以上です。

○【上村和子委員】 なんかね、全然リアル感がないんですけど。一般的に課長は述べているけど、理屈的にはそうでしょうけど、差別しちゃいけないよと言われて全員差別しないかといったら違うんです、差別するんです。

だから、子供の中に本当に分かるように説明ができるのかということを今聞いているわけです。何とかちゃんが不得意なところがあるでしょうと言って、私も不得意なところあるよって。だったら私もあそこに行くのって。そうだよって言うんですか。そうして、もしクラスの中で何とかちゃんお勉強できないから、何とかちゃんもプラタのどこかに行ったほうがいいんじゃないのって、子供同士で言ったらどう答えるんですか。親が決めるんですよと言うんですか。何とかちゃんの親が固定級を決めたから何とかちゃんが行っているの。親と先生が決めたから、決めているの。子どもの権利条約じゃないじゃないですか。

子供は決定していないですからね。親と皆さんたちが勝手に決めているんですから。皆さん、今、子どもの権利条例をつくろうとしているけれども、子供の参画って一体何だと思っていますか。小学生からだって分かりますよ。自分以外でも、自分じゃない子供も分かりますよ。違いが差別につながる教育、違いが差別につながる教育を今の学校でできるのですか。口で言ったりとか、交流といったらどう思いますか。交流というのは違うから交流するんです。交流ということは一緒に生きるということじゃないですよ。交流ということはインクルーシブじゃないです。一緒に生きるということは、通常学級の一緒の場を共有しなければ生まれないんです。そういう形じゃないと、共に学び、共に生きるは実現できないわけです。

これは、実は子どもの権利条約の基本中の基本なんです。子どもの権利条約は、フルインクルーシブを基本にしています。場の統合なんです。その根底がつくる人間が揺らいでいたら、どうとでも言い訳できるけれども、こういう形になると私は思っているわけです。だから、私はこんなにたくさん通級、通常学級から3分の1ぐらい通級に行くようなクラスが出てきている。なおかつそれに飽き足らず、固定の情緒しょうがい学級を6クラスもつくっていく。どこにフルインクルーシブがあるんですか。

最後に、ここまで聞いてから、だから、国立市が市教委と市長と教育長が掲げたフルインクルーシブという教育大綱の理念に、この動きはぶつかる。ぶつかるんだと。フルインクルーシブの教育は子どもの権利条約の精神です。今、皆さんたちがあたかもいいことのように、情緒しょうがいの固定を増やすこと、これは分離教育の推進しかありません。これは発達障害者支援法にも反するんです。これ、この見解を、最後の質疑を教育長と市長から聞きたい。

○【雨宮教育長】 私どもとしては、今回の情緒固定級の設置が分離とは考えていません。（「分離

ですよ」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げたように、ここへ通ったお子さんが、ずっとそこだとは考えていないと申しあげましたよね。そこでやることによって、いろいろなことを経験したり学んだりする中で、通常の学級に行くということも当然やっています。実績としてもそういう人数が出ています。

ただ、先ほども指導担当課長がお話ししたように、最近は感覚特性というところで、非常に過敏なお子さんが増えているというところがあって、いきなり通常の学級に行って、そこにいられないとなっていて、もう学校行きたくないとなっちゃって、それがすごく高いハードルになるというような、これは例です、あくまで。全員がそうということではないですけども、そういうことも伺っていますから、間口を広げて、ハードルを低くして、そのお子さんに合った形での支援というんですか、それをやっていくことが大事だろうと。

基本は、先ほども申し上げているように、議員のおっしゃっていることは全くそのとおりだと思っています。共に学ぶ、いろいろなことがあったって共に学ぶというのがフルインクルーシブだろうと私は考えているところです。以上です。

○【永見市長】　ちょうど6年ぐらい前ですか。私が市長になって、教育大綱、従前のものを、その部分を変えさせてもらいました。フルインクルーシブを目指すということを、まず、第1に掲げました。あわせて、その次のところで、個別支援を充実させていかなきゃいかんという書き方をさせていただきました。

これは、私の思いを言わせていただきますと、実は数字を見るまでもなく、どうしても特別支援という形で分離しがちになっていくような中において、しかも、教育行政そのものが、どうしても人事の交代がありますとなかなか継続しづらい中において、教育大綱において、基本は共に学ぶことなんだ、フルインクルーシブなんだ、その中において、環境をどう整えるかということが重要で、それを環境を整えることによって、子供は個別的に、それぞれの環境に、先ほど委員の言い方であれば、バリアというか障壁、あるいは、環境が個性に応じて伸びていける環境をどう整えるかということの重要性、それを言わせていただきました。

この思いというのは、本当にこのまま置いておくと、フルインクルーシブということは、ずっとずっと先の課題かもしれないけれども、これを掲げ続けないと特別支援という言葉が独り歩きして、あたかもそこに通うことがその子にとって最適な選択なんだと、逆に言うと、そこへ通ったことによって失うものも実はたくさんあるんだと。だから、それをフルの中で考えていかなきゃいかんということを、まず、第一義的に求めたということです。

そういう理念の下で掲げ続けないと、長い期間行くと、だんだん、だんだん変質したりしますから、そのことを掲げたかったという思いがあります。その上で、なおかつ、でもこれだけ増えていくって何なんだろうかということを実に重く感じています。これは社会環境のせいとか様々あるかもしれませんが、先ほど言ったように、パターン化してはめ込んで、あなたは何とかしょうがだよ、あなたは何とかしょうがだよという形で、その時点で、親もそうかもしれません、学校もそうかもしれません、分離していくということもあるんじゃないかと思います。

一方で、本当に考えなきゃいけないのは、教育長にもよく話しているんですけども、今の文科省とか東京都教育委員会は、幾ら国立市がフルを前提にしながら個別の居場所をつくっていかうとしても、人的配置もほとんどしてくれない。特別支援学校をつくれば、学級です、学校じゃないです。即教員が配置されてくるみたいな。クラスにスマイリースタッフ、どんなにつけたって、はっきり言うとお金も何も来ない。こういう環境の中で、どこで折り合いをつけていくのか。本当にこれは腹立た

しいです。

それで、私自身の教育観というか、僕は教育者じゃないですからあまり言えませんが、1つの学校の中に、ちょっと疲れた子供がいたら居場所がある。だけど、また戻ってこれるという多様な選択があるような形が望ましいだろうと思っています。そういう形をつくっていきたいと思っていますが、現実にはなかなかいかない中での今回の選択であったと。このことをどのように、僕は最後だろうからいろいろなこと言いますが、これがなぜ補正で出てくるかということも、教育長とはこの間、話していますし、それから、インクルーシブな教育をどうやって成し遂げていくか、形をつくっていくかという教育の在り方そのものも検討してくれということを行っています。

そういうぎりぎりの選択の中で今回、教育委員会からこういう形で予算が出てきたということ。これは予算提出しているのは私ですから、私の責任ですけれども、これを認めるような環境、認めざるを得ないような環境に今あって、少しでも子供たちがという思いがあったということです。

○【上村和子委員】 私はもう怖いんです。これから国立市の教育はどうなるんだろうと思います。これだけ増やして、私、24年前に議員になったときよりも、とんでもない状態になっていると思っています。

今どうなっているかという、大人の発達しょうがいが増えています。そこに対して社会がどう動くかといったときに、大人の発達しょうがい向けにたくさんいろいろな施設をつくりませんか。発達しょうがいと言われる人たちの中では、物すごく素晴らしい能力を持った人たちがいっぱいいます。アーティストがいる、天才がいる。なぜそこに発達しょうがいというしょうがいという言葉を使わなきゃいけないのか。何でその子供たちが大事な存在だと思えないのか。

発達しょうがい社会というんだったら、発達しょうがいのある人が安心して暮らせる社会をつくれればいい、社会のほうが変わるべきなんだと。しかし、いつまでたっても皆さんたちは、その人たちだけを特別に集めようとする。通常学級がどんどん、どんどん先細りして、少ない通常と言われる子供たちの集団がいる。それも通常の子供たちにとっては不幸です。1人ずつ違うんです。30人子供がいたら30人の個別支援計画がないと駄目なんです。私は通常か通常ではないかというような分ける教育を、これは分離教育そのものですからね。

私はそのことが、なぜ24年たっても分からないかと。多分、理想とする学校のビジョンがないんじゃないですか、皆さん。どういう学校になりたいんですか。言えますか、将来。私は言えます。私は、市民の人たちから見に行けと言われて、大阪の木村校長がやった大空小学校を視察に行きました。それから、大日向小も行きました。イエナプランの。両方とも特別支援学級なんか1つありません。しかも学年の枠すら取っ払っているんです。今の時代は特別支援学級をつくらなくても十分やれるんです。そういうビジョンが校長とか学校にあれば、クラスが落ち着いているんです。好きに立ち歩いていいと言われながら、好きに立ち歩かないんですよ、子供たちが。立ち歩いても戻ってくるんです。無駄な騒ぎをしないんです。そういうところを見たから、これが理想の学校だと思いました。

教育長の、うなずいておられるけど、国立市の理想の学校というのはどういう学校ですか。こんなに通級にたくさんの子供が行き、特別支援学級がたくさんあり、そういう学校が理想の学校ですか。

○【雨宮教育長】 たくさんあることを理想にしているかということ、そうではないと思います。

ただ、先ほども、かみ合わない部分はありますけれども、小さいお子さんが本当は自分の気持ちを出せて、ここがいいと言えれば一番いいわけですけども、なかなか就学前のお子さんってそこまでは、いろいろなことが分からないから難しいので、保護者の判断になっているんだろうと思っています。

理想は本当に委員がおっしゃっていることと、1ミリたりとも変わらないと思っています。ただ、そこを既存の学校がある中でつくり上げていく、例えば大日向、あるいは大空小学校というものを目指すとしたら、一朝一夕にいくということ是不可能的だと思います。と同時に、教育長がそれをやれと言って、表現はよくないですけど、力任せに上から押しつけたってそんなのは長続きしないと思います。ちゃんとみんながそのことを、理想を理解して、積み上げていかなければいけないだろうと思っているところです。

それから、実は少し前に市長と話していたんですけど、これはコロナ前に、当時の教育委員会も大日向小学校を見に行こうというような話があったみたいです。ところがコロナで、それができなくなってしまったということがあるので、市長と、あるいは副市長なんかとも見に行こうというような、イェナプランみたいなところを、話をしたことがございます。そういうところも、私としては行かせていただいて、参考にさせていただきたいというところは考えているところです。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ここで休憩に入ります。

午後4時56分休憩



午後5時9分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続けます。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 それでは、補正予算、何点か聞かせていただきます。

予算書の17ページの会計事務費の中の財務会計システム改修委託料です。これは銀行、口座の振込を指定金融機関に依頼する際に使用している総合の依頼書について、電子媒体に切り替えていくためというような改修だと思うんですけども、詳細を伺いたいのと、これが済めば基本的に紙媒体から卒業できるのかどうか伺いたします。

○【林会計管理者】 まず、改正の概要でございますが、今、委員もおっしゃいましたように、現在、市からの支払金の口座振込を市の指定金融機関に依頼する際に使用しております、紙の総合振込依頼書というものがございますが、こちらにつきまして、令和5年4月から廃止いたしまして、電子媒体に切り替えるためのシステム改修となります。具体的に申し上げますと、口座支払いの情報を全銀フォーマットと呼ばれる形式で作成した上で、DVD等の電子媒体に保存可能なファイルとして作成する機能を追加するものでございます。

この改修後はペーパーレス化されるのかどうかといった御質疑かと思いますが、総合振込依頼書のほかにも、単票の振込依頼書ですとか、あるいは債権者が指定する納付書による振込依頼がございますので、紙による処理は残りますけれども、この改修によりまして、振込依頼全体の約8割がペーパーレス化されると見込んでございます。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。8割ぐらいですね。大まかペーパーレス化されるといったことで、今回はCDなどの電子媒体に変えるといったことですが、今までどういう手続を取って、どういうやり方をしていたのか、伺いたします。

○【林会計管理者】 現在のシステムなんですけど、口座支払いにつきまして、総合振込依頼書という、3枚でワンセットになっておりますが、振込先を16件まで指定できる紙の様式がございまして、これを、紙の依頼書を指定金融機関のほうに渡して、それで、指定金融機関のほうで、それをデータ入力して、そして振込をするといった手続となっております。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、市のほうで依頼できる、依頼するべきものを紙、わざわざデータであるものを紙に出して、それをたましさんのほうで、紙からデータに入力をしてという段取りをしていたということによろしいんですか。

○【林会計管理者】 そのとおりでございます。

○【稗田美菜子委員】 それは、今回それが電子媒体、それでもCDだというんですけど、電子媒体になったという、改修が必要になった経緯はどういった経緯で変わることになったんでしょうか。

○【林会計管理者】 大体DVDを想定しておりますが、改修が必要となった経緯でございますが、直接のきっかけと致しましては、今年度、令和4年の4月に入ってから、指定金融機関から市で使用している総合振込依頼書の取扱いを、この9月に廃止する予定であるといった旨の連絡があったことによりますが、ペーパーレス化につきましては、市における各種手続等のデジタル化の方向性ということも合致しておりますし、また、一定のメリットもございますので、スケジュール調整させていただきまして、令和4年度中に試行運用を経て、令和5年度からの本稼働を目指すこととなったものでございます。

○【稗田美菜子委員】 ただ、一応やっているシステムは、他市でも利用されているのかどうか、お伺いいたします。

○【林会計管理者】 こちらのシステムにつきましては、何市か利用しているところとなりますが、ただ、指定金融機関が各市異なっておりまして、同じ指定金融機関などが、お隣の国分寺市さんとなっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それでは、国分寺市さんでも同様のシステムを今も使っていて、今回、国立市だけが改修なのかどうか、お伺いいたします。

○【林会計管理者】 そうですね。ただ、国分寺市さんにつきましては、もう既に紙媒体は、いわゆる総合振込依頼書というものは使用されていない状況と伺っております。

○【稗田美菜子委員】 じゃあ、確認のために聞きますけれども、国立市からの依頼については、もともとデータであるものを紙に打ち出して、指定取引機関に紙のもので渡して、指定取引機関の方がそれをデータ入力していた。それについては、お隣の国分寺市と国立市が、指定金融機関が一緒だったけれども、既に国分寺市は廃止をされていて、国立市だけ対応してもらっていたけれども、ここで今回、改修が必要となったという理解でいいのかどうかお伺いいたします。

○【林会計管理者】 そのとおりでございます。今回の改修について申し上げますと、指定金融機関のほうでは、既に令和2年4月から、国立市とか国分寺市のような形式での総合振込依頼書は取り扱わないこととなっておりますが、先方の負担によって、国立市のみ特別に使用し続けていたということが、このたび判明いたしましたので、先延ばしすることは難しいと判断した事情がございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次のところの質疑をさせていただきます。同じページ、17ページの政策経営費のところ、都市間交流推進事業補助金というのがあります。4団体については、観光まちづくり協会さんとか商工会さんとかマルシェ会さんとかイタリア商店の会ということで、さっき他の委員からも質疑があったので既に回答いただいておりますが、具体的にどういった内容になっているのかとか見通しがどうなのかということがお分かりだったら、お伺いいたします。

○【簗島政策経営課長】 こちらは今後、申請を受けて実施していくものですので、まだ確定ではないですが、こういったものを想定しますということを意見交換しているので御紹介させていただきます。

す。

例えば観光まちづくり協会さんですと、昨年、令和3年の12月頃に国立駅舎の両脇のところで青空ボードゲームとかこういったことをやりました。こういったようなイメージで、ゲームなどを使った形で、そこに北秋田市の要素ですとかルッカ市の要素なんかを絡めながら、市民とPRしていきたいというところを、お話をしています。

また、例えば、マルシェ会さん、野菜のPR、くにたち野菜のPR、それから直売なんかをやっているらしいです。コロナ禍で、過去には実施した、第三公園等でやっていた大きい形のマルシェというのができていなかったんですが、今年度はこの辺り、開催していきたいというような意向を聞いておきまして、こういった中でも直接市民の方が触れ合う機会がありますので、何らかの都市間交流に関連したもののグッズですとか、そういった周知をさせていただくですとか、例えば、食べてみたいイタリア野菜なんかというアンケートをしていただいたりということで、身近な形で交流というのを進めているんだということをお知らせいただけるというところで今話しているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは次のところ、後で討論させていただきますので、次のところの質疑をさせていただきます。あと、総務でできるのは教育費だと思いますので、教育費のところの37ページです。特別支援学級運営整備事業費のところを質疑させていただきます。

まず、今回、先ほど他の委員の中のお答えの中に、市長の御答弁の中で気になったんですけれども、今回、特別支援学級の運営整備事業費というのが出ていますが、実施計画の中にも、どこにも特別支援学級については、特にこれから増やしますとかということはどこにも載っていなかったと思っています。なぜここで、この補正が出てきたのか、担当でもいいし、市長も併せて伺います。

○【永見市長】 それは、私も実は財政当局のほうに、何でここで出てくるんだということを、実は問うた。で、計画的にやるんだったら、これは本格的にちゃんと議論をして、新年度予算でやるべきではないのかというような議論もさせてもらっております。

その上で、実は、先ほど来、教育委員会が答弁していますが、環境が非常に劣悪というか、人数が増えて、保護者の意向でも入れさせたいと思うけれども入れない子供たち、あるいは困難な状況が生まれてくる中で、じゃあ全体はどうして、どのように考えていくんだと、3つの学校のシステムはどうなんだということまで、私のほうで直接ヒアリングした中で、これは緊急避難的に、来年度開始するにはやむを得ないだろうという判断を私がさせてもらったということです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。確かに、実施計画の中にも載っていませんでしたし、これ、教育大綱の中にはフルインクルーシブをうたっている中で、反するのではないかなと私も思っているところであります。

今回の予算をつくる中で、学級をつくると。特別支援学級をつくるということではなくて、人に予算をつけるとかということについて考えたことがあったのかどうか、そういうことについて、そういう側面での検討があったのかどうか、伺います。

○【川畑指導担当課長】 今回、人を増やすといったところにつきましては、検討のほうは特にはしておらず、施設のほうを充実させることで、まずは子供の居場所、学びの場をしっかりと確保したいといったところを中心に話は進めているところでです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。学びの場所としてというのが、例えば特別支援教室ではなくて特別支援学級であるというのは、どういう議論を経てそうなったのか伺います。

○【川畑指導担当課長】 先ほどの、ほかの委員さんの答弁の中でもお話をさせていただきましたけれども、発達しょうがいを持っている子供の中には、ほぼ感覚特性といったところを併せ持っているお子さんがとても多く、通常の学級、大人数の中にいて我慢をする、つらい思いをしているという子供が、そこではなくて安心していられる場所として、小集団の中で音を全くなくすとか、例えばですけど、音を全くなくすとか、視界に入る刺激を全くなくすということは難しいとは思いますが、より子供一人一人に応じた環境をしっかりと提供することで、その子自身の学びの保障の1つにもなると考えています。

ただ、支援学級だけにしてしまうと、また分離といったところにも当然つながってくるとは思うんですけども、そのお子さんの適応能力等を、やはり一人一人そこも違うので、よくそこも見ながら、交流ですとかそういう機会を捉えて、同じ場で学んだり過ごしたりといったところの、しっかりとそういう学びの場も確保したいと、そこを進めていけると判断を致しました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 そうしますと、確認のために聞きたいんですけども、通級のように、特別支援教室というところの中だけで、学びの場を保障していくのが現在は難しいという現実があると。そこにおいては、特別支援学級という形が必要であると。まず、その理解でいいのかどうか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 今、委員もおっしゃられたように、特別支援教室自体が、今、利用している子供たちはほぼ週2時間程度の指導の時間となっております。

その時間だけでは、なかなか子供が持っている困難さですとか、そこを改善というか、自分なりに分かって、向き合って、どう対応していくかといったところが、その時間だけでは難しい、そのお子さんたちにはもっと時間をかけて学べるといったところが支援学級の教育課程の1つでもありますので、そういった部分で、支援教室と支援学級といったところの違いがあると捉えております。

○【稗田美菜子委員】 支援教室の時間数を増やすことというのはできないんですか。

○【川畑指導担当課長】 こちらのほうは、都のほうでも時間が決まっておりますので、増やすというところは難しい現状です。

○【稗田美菜子委員】 では、視点を変えてお伺いしたいんですけども、フルインクルーシブというのを進めていくことは私も非常に大事だと思いますし、そばにいろいろな人がいるとか、そういう中で自分の育ちを考えると、周りを考える力というのが確かに養われていくというのは、子供を育ててもそう思いますし、私自身が学習塾で子供たちを目の前にしてもそう思うところはたくさんあります。

ただ、実際にそれが35人という学級の中で私は見たことがないので、いまいち想像ができないんですけども、今、学校の中で35人学級ですよ。それを、まず、その中で見ることは難しいかなと思うんですが、それを減らすということを市独自にすることができないのかどうか、お伺いします。

○【川畑指導担当課長】 今、学級の人数を減らすといったところは、もっと国の制度的には難しいといったところがあります。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、逆に言うと、今の教室の中にいろいろな人たちが入り込んで、たくさんの大人が入るといったことは考えられないのかどうか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 支援の方法としては、それも考えられるかと思うんですが、現状、今の教室の中に35人の子供がいて、個々に支援が必要な子がいて、そこに対してそれだけの数大人が入るといったところに関しましては、今行われている教育活動自体がなかなかスムーズには進まないといっ

たところが、今の現場からは言えるかと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。それでは、これから先、今、現段階で二小と七小には情緒の固定級がありますよね。情緒の特別支援学級があります。二小も七小も情緒の特別支援教室もありますし、特別支援学級もありますし、普通学級もあります。その3つがある中で、特別支援教室の子と特別支援学級の子はどのように違っているのか、お伺いいたします。

時間数が普通級との交流、時間がどうかということではなくて、どういう指導の違いがあるのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 支援教室の子供たち、週2時間の時間は、1時間は個別の指導になっております。そこは本当に個々の課題に応じた指導のほうになっています。もう1時間が小集団指導となっておりますので、そこも集団の大きさというのは、本当にその子供によって違うので、2人でも、そこから始める子もいれば、四、五で小集団という指導の中で学習ができるというお子さんもいますので、そういう形で1時間個別、1時間小集団といった計画で、指導のほうが行われているのが支援教室のほうになります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そういう状況で、通級として、普通学級の中に籍を置いている子もいれば、そうではない交流で来る子っているわけですよね、普通級の子から見たら。通級に通っていて、週2時間、特別支援教室のほうに行く子と、それから交流と共同学習という形で来る子というのが1つの教室の中にいるということですよね。それは、子供に対してどういう説明をされていて、どういう形で、取組とかどういう説明をされているのか、どうやってクラスの中に、子供たちが理解を進めるような形として取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○【川畑指導担当課長】 先ほどの答弁の中でも説明をさせていただきましたが、支援学級の学級でのことにつきましては支援学級の教員が、具体的に教室の中で、その学級の中で、こんなところをしているよ、こんなところでこういう学びをしているんだよというような話を具体的にしています。

支援教室につきましても、同様に巡回指導教員、支援教室で実際に指導に当たっている教員が同じように、その教室を理解できるようにといったところで、子供たちにそういう時間を設けて、丁寧に説明をしているところです。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、先生側からのお話でしかないということでもいいんですか。

○【川畑指導担当課長】 初めは、全員で同じように、まずは教員のほうから話をしているといったところです。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

それでは、教育長にお伺いしたいんですけれども、今回これで、情緒の固定級が今、二小と七小にある中で、六小にもつくっていくと。現実問題として、確かに教室が分けられるということにはなっていると思います。普通の通級とは違って、特別支援教室とは違って、交流と共同学習の時間じゃない限り、会うことがないということですよね。ある意味、それって先ほど教育長がおっしゃっていた、共に学ぶということには反するように、私には聞こえなくもないんですけれども、現在そういう取組をしようということについてどう思っているかということが1つと、これから先、それがどういう形で、市がどういうビジョンでフルインクルーシブを進めていくのかというのが、どうもいまいち見えてこない気が私はしているんですが、これから先はどのような形で展開がなされていくのかお伺いいたします。

○【雨宮教育長】 今、場所に関しては、どうしてもお子さんの特性なんかがあって、分離というよ

うな、形としてはなっちゃっている部分というのはあるかと思います。でも、それは、授業の中でそういう形は取らざるを得ないと、先ほどの特性の話もありましたけれども、そういうことだろうと思っています。

ただ、学校の中では、いろいろな特別の活動なんかもあったりして、そこで一緒に、例えば、例で言うと、校外の学習であったりとか、あるいは運動会であるだとか、音楽会とかありますよね。ああいうところで一緒に学ぶということがあるんだろうと思っています。

そういうことを繰り返していく中において、固定級にいるお子さんの状態にもよりますが、通常のほうでも大丈夫だなみたいなことが確認できれば、当然保護者の理解の下になりますけれども、昨年度も6名ほどそういうお子さんがいらっしゃるということが確認できていますので、そういうような形で運営をしていくのがいいんだろうなと思っているところでございます。

先々という部分で、今、なかなか明確にお答えできない部分がありますけれども、先ほど申し上げたとおり、共に学ぶということは、もうこれは異論のないところです。先ほどから例が出ている、大日向小学校ですとか、あるいは大空小学校が、最初から、設立当初からそういう理想、理念で立ち上がっていたということと、既存の今ある、いろいろな形で積み上がってきているものの中で、それをどのように反映していけるのかという部分というのは、これは我々も、これから教員も含めて、教育委員会、他の教育委員なんかも含めて考えていかなきゃいけないだろうと。

繰り返しになりますけれども、上から頭ごなしに、これがいいからやれというのでは、ちゃんと落ち着かないと思いますので、ちゃんと理念を、それぞれが共有する中において、時間はかかるかもしれないですけども、少しずつ共通理解を図りながら進めていけばいいのかなと。

それから、あと、この間、一般質問とかでもお答えしたんだと思うんですけども、国立におけるフルインクルーシブというのは何だろうというところを語る会というのを、今年、教育指導支援課のほうで考えています。ですから、皆さんいろいろな考え方があると。その中において、国立が目指していったらいいのはどんな方向性なのというところは、いろいろな方のお知恵とか考え方を伺う中において、もう少しブラッシュアップをしていけたらいいのかと考えているところです。

今、お答えできるのはその辺りです。よろしくお願いいたします。

○【稗田美菜子委員】 イメージとしては分かるんですけども、単純に言えば、さっきの委員もありましたけども、結局、教室を分けることによって交流するというんですよ。分けといて交流するという話なんです、これって。分けておいて交流するってすごく大変なことだと思うんです。そもそも一緒にしないで分ける。それを交流するというのはすごく大変なことで、それをフルインクルーシブに向けてやっていくというのであれば、もっと具体的なものが、現場ではなくて市の教育委員会の中にないと進んでいけないんじゃないかという不安があるんです。結局分けちゃったじゃないということが。

教育大綱の中には間違いなく書いてあって、個別指導のことも書いてありますよね、当然書いてある。それはとても大切。けれども、今ここで、今ここでというか、少なくとも2校、今、分けている状態の中で、それを交流と共同学習だけと、それをメインにということなんだと思いますけども、それをやっていくのに、もう一度聞きたいんですけど、フルインクルーシブに向けて、確かに現場の声も必要だと思います。必要だと思います。だってそこにやっている人たちとか、子供の声を間違いなく聴いている人たちの1つであると思いますから。けども、教育大綱を掲げた国立市の教育委員会として、どのように考えているのかというのが、もう少し具体的に私は知りたいんですけど、教育長、

もう一回聞いてもいいですか。

○【雨宮教育長】 教育大綱そのものは、すみません、市長が掲げていることでございます。それを受けて、教育委員会としてどのようにそれを受け止めて、具現化していくかというのが我々に与えられたミッションだと思うわけです。

私は教育委員会の教育長という教育委員会を代表するものでありますけれども、これからのフルインクルーシブをどのように具現化していくかということに関しては、私1人だけの考えというわけにはいかないと思います。やはりこれは、すごく教育の根幹になるというところがありますから、これを教育委員、ほか4名いらっしやいますけれども、その方々のそれぞれの考え方というのはあると思いますので、そういうものも伺いながら、しっかりしたものにしていきたいと考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 それっていつ頃できるとか、いつ取り組むとかありますか。いつ取り組んでいくとか。

○【雨宮教育長】 まだ、今、お問合せいただいたところで、いつまでにというところは、今の時点では申し上げられないということで、御容赦いただければと思います。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。

すみません、あと1点、大変申し訳ありません。もう1つだけ伺いたいんですけども、施策マネジメントシートの中で、令和2年の施策マネジメントシートでしたか。施策マネジメントシートの中で、初めて令和4年度の取組方針として私が見つけられた範囲によりますと、「小学校情緒固定学級を第二小学校・第七小学校に開設しているが、児童の通学の困難さ等に配慮するため、小学校情緒固定学級の新設に向けた準備を行う」というのが、令和4年度の取組方針として載っているんです。施策マネジメントシートです、これ。

この中に、同じく載っているのは、「『国立市特別支援教育推進計画（素案）』を作成する」と書いてあるんです。それはどうなっているのか、お伺いいたします。令和4年って今年ですよ。どうなっているのか、お伺いします。

○【橋本教育部長】 その仮称の計画という名称ではなくて、今、現在我々は、フルインクルーシブの、先ほど教育長もおっしゃったとおり、答弁させていただいたとおり、語る会という中で、フルインクルーシブというところを、まずはしっかりと共通理解を図っていく必要があるだろうということで、今年度については、行政経営方針の中で語る会というところを書き込ませていただいて、そういうことを進めていきたいと、今、考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 確認のためにお伺いしますが、フルインクルーシブについてどうだということを語っていくためとかまとめていくために今、取り組んでいるという理解でいいんですね。

○【橋本教育部長】 結局、フルインクルーシブという言葉は皆さん、それなりに聞き慣れたものというところがある中で、これは教員の中でも、どこまでそこを国立のフルインクルーシブというのを捉えているかということも、そこはしっかりとできていく必要があるだろうということで、これは教育委員会、また、学校、これは様々なところの中で共通理解を図れるよう、また、議員の皆様や市民の皆様の御意見なども踏まえた中で、あと、先ほど教育委員会の中で教育委員さんもいる中で、そういう中で整理をしていきたいと考えているところでございます。

○【高原幸雄委員】 それでは、幾つか質疑させていただきます。

10ページの、最初に、財政調整基金の繰入金が6億4,700万円、先ほどの質疑に出ましたけども、

この時期にこれだけの財調の繰入れを行うというのはどういうことなのかというのが1つあるんですけど、それは最初に質疑が出た地方交付税の、要するに、出ないという確定がされた中でのということになるのかどうかということが、まず1つ。それから、課長の答弁では全く事業ができないというわけじゃないと。一定の事業展開もできるけど、ちょっと厳しいというような評価だったと思うんですが、それは実施計画上はどんなふうになっているんですか。この結果として。

○【**簗島政策経営課長**】 まず、財調につきましては、委員御指摘のとおり、普通交付税が2億5,000万円と、臨時財政対策債の2億円ということで、4億5,000万円というところを、まず埋めなければいけない。ほかの一般財源の増補正をしていませんから、ここは財調の中で調整させていただいていると。残りの部分については、ほかの補正予算の中で歳出部分が出てきますから、そういった部分の一般財源負担を合わせて、今回、6億4,700万円というのが財政調整基金の増といったところになっています。

2点目の実施計画につきましては、今後、令和5年度以降の当初予算ですとか組んでいく中に当たって、今、予算上は先ほど御答弁したとおり、18億程度が財調の残高になっていると。この中を見ながら、4年間の中で、各年度こういったバランスの中で、例えば財調を入れるのかとか、ほかの財源をどうするのかというところを調整していくといったことになろうかと思います。

○【**高原幸雄委員**】 財政問題、分かりました。先ほど聞き違いをして、18億を8億と勝手に聞いたものだから、分かりました。

それでは、もう1つは、今、議論になっていた37ページの特別支援学級運営整備事業費ということで、六小に特別支援学級を設置するということで、予算的には非常に、全体1,200万ちょっとぐらいなんだけども、これはあれですか、普通教室をこれから改造して云々となるんでしょうか。経過としては、どうですか。

○【**川畑指導担当課長**】 今回、六小のほうで支援学級ができたときの教室についてなんですけども、六小は通級指導学級の時点で、ごめんなさい、何学級でしたっけ。ねむの木学級、すみません、ねむの木学級があったときに、もう施設自体が個別指導ができるような、しっかりとつくられている教室があったりというのが、今も既存で残っております。

そこを今現在は、特別支援教室のほうで使用しているんですが、支援学級ができたときには、その今使っているその部分を支援学級が使うことになっておりますので、支援学級については、一から環境整備をするといった計画はございません。

その代わり、今、支援教室が使っているところが、いわゆる普通教室の仕様の教室を使うことになるので、そちらについては、より環境を今のところを回復するために、可動式ですけども、間仕切り等を設置するといったところで、工事費用として計上させていただいているといったところです。

○【**高原幸雄委員**】 それで、施設の整備については、分かりました。経過があつて、既にもう実用されている部分もあるということで。

それで、子供たちの本当に学びを保障するという意味で、根本的ないろいろな問題点は、先ほど上村委員が質疑しましたので、それはそれとして尊重したいと思うんですけども、実は、この支援学級実施に当たって、教員の配置だとか、いわゆる人員配置がありますよね。それはどうなっているのかというのを聞きしておきたいと。

○【**川畑指導担当課長**】 教員の配置につきましては、支援学級につきましては、1学級8人となっていますので、1学級につき、東京都のほうから教員が1名プラス1名、2名つくような形になって

います。ですが2学級になったときには、2学級プラス1という形で、必ず1がプラスでついてくるといったところになっています。

また、支援体制としましては、市のほうで、今、特別支援学級指導員を配置しているんですけども、そこにつきましても、1学級に1人、原則として、ただ、開設したばかりであったりとか子供の状況によっては、そこは加配といった対応もこれまでもしておりますので、六小についても、そのようなところを視野に入れて考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 支援学級についての実施は、今、二小と七小で行われていると。地域的に六小という設定なんですけども、これは現在、六小対象の地域から七小まで通っているという子供もいるんですか。その辺の、六小のセットというのはどういう理由なんでしょうか。

○【川畑指導担当課長】 現在、七小のくるみ学級のほうにも、六小のエリアというか、六小ですか、近いと一小ですとか五小とか、そこから七小のほうに通われているというお子さんはいらっしゃいます。

現在、六小のほうに設置を考えているのは、繰り返しにはなるんですけど、市内の配置を考えたときにバランスよく、今、西部地区に住まわれている方にとっては遠方になるというところもあるので、西部のところに1つ置きたいと考えているところです。

現在も、来年度の就学に向けて相談等が進んでいる状況ですけども、その中でも、六小のエリアの中から支援学級への就学をまだ視野に入れている、考えている段階なので、確実に決定ではないんですけども、候補として考えられている相談の件数もありますので、そういった部分では、六小に設置することというところに関しましては、より身近な自分の住んでいる近くの学校で学ぶことができると考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 そこで、地域的にはそういうことで、六小を考えているということなんですけども、今、議論になっていたのは、フルインクルーシブ教育を目指す国立市の、言ってみれば、方向性とそれから目標ですか、こういうことが、教育委員会でも議論になるというような答弁もされております。そういう目標に向かって、どう教育長が言うには具現化するかというのが1つの今、課題だというような言い方をしておりましたけども、その子供たちの学びの教育条件整備という点で見れば、1クラスの学級編制も少人数学級をきちっとやっていくということも、一つ大事な教育条件整備になってくると思うんです。そういう、いわゆる条件については、市としては、どういう方向で、東京都ももちろん関係する、国が方向性を出されて、ようやく動き出したという感じもするんですけど、その辺については、どうなんでしょうか。

○【橋本教育部長】 今、質疑委員さんおっしゃっていただいたように、東京都などの通知内容の中で、今、段階的に国からも示されているとおりの、35人学級に移行しているという状況でございます。

ただ、これについては、小学校ということは決まっていますが、中学の1年生は、東京都の中で35人という部分もあるんですが、その辺のところも教育委員会として、我々とする、40人というよりはやはり35人のほうが教育的効果も高いだろうということで、そういう意見については、機会を捉えて上のほうに上げているという状況でございます。

○【高原幸雄委員】 それと、さっき先生のいわゆる教える、子供たちを教える、要するに教師集団としての扱いは、東京都が派遣するというような話もあったんですけど、教員のいわゆるスキルアップというか、これまで一般的にクラス担任で、子供たちを指導してきたということと併せて、特別支援学級ということになると、なかなか教員集団も発達しなきゃいけないわけです。発展するというか、

そういう点では東京都は何か方針を持っているんですか。特に持っていないですか。分からないんですか。いや、分からないのは分からないでいいんだけど、もちろん。

○【雨宮教育長】 東京都ということではなくて、この間の国の動きで見ると、教員が通常の学級の担任をするということではなくて、教員生活の中で、必ず特別支援学級、これは制度のことでそのように言いますが、私は個別支援だと思っているんですけども、そこを経験するというような仕組みに変えていくんだということも言われていますので、そういう通常級の先生も特別支援学級の児童の特性とかそういうものを把握することが必要だろうというような方向になると聞いています。

あと、もう1つ付け加えてお話をさせていただくと、通常の学級の担任がいろいろな特性がある児童生徒のことを知ることが、もっともっと必要だと思っています。1つの例として挙げさせていただくと、7月ですか、そのような専門的な大学の先生をお招きして、研修会をやりました。特に通常級の先生方に、そういう発達のこういう特性があるんだと、実は、そういうお子さんたちには普通に見えているものが、例えば普通に見えてないんだとか、具体的な事例を挙げて、2時間ぐらいだったんですけども、教えていただきました。

それはコロナという関係もあって、全員対面というわけにはいかなくて、ハイブリッド型でやらせていただいたんですけども、そのときに当然配信を各学校にしていたということがありまして、そのデータも、講師の先生の許可が必要になってくるかと思えますけれども、各学校の、特に通常級の教員の方々に見てもらって、こういう特性があるお子さんはこうなんだみたいなところを学んでいくというような取組を始めていますので、そういう形で学んでいただけたらというようなことを、つい最近やらさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○【重松朋宏委員】 私も何点か質疑します。

まず、予算書の11ページ及び13ページの歳入の普通交付税が約2億5,000万円減る、それから臨時財政対策債も約2億円減ると。代わりに財政調整基金の繰入金で6億5,000万円増やすと。

このことについて、質疑、他の委員からもあったんですけども、なぜこうなったのか、予算編成のときに、なぜ見通せなかったのかということも含めて、説明がなかったの、まず、その点について説明をお願いします。

○【箕島政策経営課長】 まず、普通交付税の当初予算時の見込みとの違いといいますか、ということかと思えます。当初予算のときにつきましては、収入面については、多少伸びるだろうというような想定をしておりましたが、結果、算定としては、個人市民税の伸びなどで、5億8,000万円程度、算定上は増に、結果としてなりました。これは当初予算の見込みよりも多かったと。

需要面でございます。こちらは人口が、令和2年の国調人口でかなり伸びたというところがございまして、市のほうの当初予算のときには結構ここは伸びるだろうと思っていました。特に、令和4年度のところでは、高齢者人口の増というのが全体の人口より1年遅れて反映されてきますので、この辺り、全体としては需要が例えば3億ぐらい伸びるんじゃないかと見込んでいたんですけども、結果としては、2,800万円程度の増にとどまってしまったというところもございます。

こういったのを一例としまして、人口を算定基礎にしている項目というのは軒並み減少しています。需要のほうには臨時財政対策債の額も含めて算出されてきますので、そこを含めると3億6,700万円ぐらいが需要としては増になっているというところでございますが、令和3年度の臨財債の借入れの可能額というのは5億6,000万円程度ありましたので、実質的には、これは需要というよりはなかったものと考えたら、2億ぐらい減少しているだろうというように、結果としては出ています。

です。人口面でかなり需要が落ちてしまったというところ、収入が思ったよりも増えたといったところの中で、算定上は6,700万円程度の収入超過ということで判定されまして、不交付団体になったというところでございます。

○【重松朋宏委員】　ということは今後も、恐らく何年かはもう不交付団体の見込みで、普通交付税は来なくて、臨時財政対策債も借りられなくて、さらに、ほかの特別交付税、その他補助金についても、ひょっとすると割り落としされるようなことにもなりそうだと見てよろしいということですか。

○【簗島政策経営課長】　先ほどの人口の部分の需要の減のところの補足になりますが、何で下がったかということなんですけれども、人口の数自体は増えているものの、国のほうで定めている単位費用の減少がかなり大きくなっています。ここの単位費用というところが変わっていかないですとか、さらに減少していくようなことであれば、当然、普通交付税が不交付になっていくだろうというような予想が立てられます。

一方で、単位費用のところの国のほうの算定の中で、逆に増えていくようなことがあれば、それが収入を超えていくようなことがあれば交付になる可能性もございます。なので、ここは正直、分からないというのがお答えになるかと思います。

○【重松朋宏委員】　今後の交付税だけではなく、全体的な財政収支の見通しとしては、いかがでしょうか。先ほどの答弁からすると、今年度は結果オーライで、収支とんとんで行けたと。

しかし、これを私が見た感じだと、これからは自転車操業になってくるんじゃないかと思うんですけれども、来年度以降については、見通しがしっかり立てられないということも含めて厳しいと見てよろしいでしょうか。

○【簗島政策経営課長】　来年度以降については、これからの各事業と、あと税収の伸びとかそういったことも考えなければいけないので、今の段階でどうというのは断言はできないところかと思っています。

ただ、現状の実施計画の歳入ベースでいきますと、4年間については普通交付税を見込んでいたこともございますので、この辺りが万が一なくなっていくということであれば、その分の収入も減ります。

ただ一方で、逆に税が増えていくということがあれば、それを打ち消す可能性もありますので、苦しい面もありますし、これからの動向の中でやれる事業というのは当然出てくるかとは思いますが、これは予算に向けて調整していきたいと考えています。

○【重松朋宏委員】　確かに個人市民税が見込みよりも増えたというプラス要素もあってということなので、ということで分かりました。続きは、決算特別委員会なり予算編成のときにやりたいと思います。

次に、予算書17ページの総務費の都市間交流推進事業補助金についてです。具体的な内容については、他の委員からの質疑でありましたので、分かりました。

そこで、ルッカ市については、これ、都市間交流になっていないように聞こえたんです。ただの国立市内でのイタリアフェア、これだと認知度向上のための啓発というなら、そう言えなくもないと思うんですけれども、あまり、都市間交流をもっと、人の交流を深めていくことが大事なんじゃないですか。でないと、国立市はルッカといっても、肝腎のルッカのほうは日本の国立市といっても、市民は何という状態になってしまうので、本当に顔の見える取組というのが、実際に行き来しなくても、オンラインイベントでもいいですし、本当に市民同士の顔の見える交流というのは、北秋田のほうは、

いろいろできてきているなと思うんですけども、ルッカのほうは、これはできそうなんですか。

○【**簗島政策経営課長**】 おっしゃるとおり、ルッカ市との人的交流というのはまだできてないのが現状です。コロナ禍というところがあって、直接の行き来がかなり難しいというところも1つのハードルだろうと思います。ただ、一方、コロナによって、オンラインというところのハードルが下がったというのは一つ事実だとは思っています。

あと、状況についてなんですけれども、ルッカ市につきましては、6月に市長選挙がございまして、イタリアにつきましては、5年2期というのが法律で定められているので、ここで実は市長が変わっています。新たな市長に対しましては、こちらからまたアクションを取って、連絡を今取ったところでございますので、また、改めて、お話をしていきたいとは考えています。

当然、最終的にといいますか、交流ということだと思いますと、人と人との交流というのが目標であろうかとは考えておりますので、それがどういう形でできるのかですとかというのは、まだ現時点で具体的な事業案までは至っていないのが現状でございますが、ただ、国立市内に向けましても、こういった啓発というのを、まずは始めさせていただきたいのが今回の予算でございます。

○【**重松朋宏委員**】 都市間交流は別に市長と市長の交流ではないので、むしろ市民と市民の交流のほう的大事じゃないですか。今回は啓発だということではなくて、例えばマルシェといえ、要するに、食から見たルッカやイタリア料理のことというのであれば、食を通じてのイタリアとの交流チャンネルは、ルッカとの交流チャンネルはなくはないじゃないですか。

せっかく、なのにそれを使って、今までとはさらにもう少し進化した、実際の顔の見える取組ってできるんじゃないかと思うんです。ただのマルシェに、イタリアンマルシェというのではなくて、その中でブースを出して、ルッカの紹介をするとかというのではなくて、そこに今までよりは違う人の交流というのを盛り込むことというのは、今からでも可能じゃないかと思うんですけれども、検討できませんか。

○【**簗島政策経営課長**】 最終的には、今回については補助金になるので、主催団体さんがどの程度というところはあるんですけども、あと、一方で、市長同士とかということではなくて、つながり、どういう団体さんがルッカ市側としては、国立市の例えばマルシェのところに出てきていただけるのかとか、そういったところについては、行政を介して、お話をしていくことも必要なんじゃないかと。

現状、個別につながれているところというのはそこまでない状況もございますので、その辺りを含めて、今回の補助金の中で、どこができるかというのは難しいところはあるかと思いますが、そこは最終的には、直接の交流というのは必要であろうかというのはこちらも考えているところです。

○【**重松朋宏委員**】 たしか国立市内にある専門学校と、イタリアルッカのどなただったか、料理人だったか、向こうの学校とつながりがあるというのも、何年か前に私、あったんですけども、ひょっとすると、せっかくあったつながりも、何かうやむやになっているんじゃないかなという気もするので、せっかくやるんだったら、本当、ただのイベントではなくて、プラスアルファというのを毎年、少しずつ広がるというのをに入れていただければと思います。補助金ということで、出しっ放しということではなくて、市と協働してやっていただければと思います。

次に、教育費の37ページの、まず、体育健康教育の推進校事業についてです。これは、中身については他の委員からの答弁で分かりました。

私も以前から言っているんですけども、今任期では、恐らく最後の何とか推進校ということだと思うので、1点指摘して、できたら部長の答弁を求めたいと思うんですけども、こういう形で年度

の途中に何とか推進校というのが決まって、1 件数十万円ぐらいの小口の事業をやって報告書をまとめるといふのに、どんな意味や意義があるのか。それだったら、もう当初予算でモデル校という形でやって、重点的に実験的なことをして、成果が見られるようだったら次の年以降、全校に普遍化する予算をつけたほうがよっぽど合理的なんじゃないかと思うんですけども、そういう形で東京都にこういう何とか推進校と五月雨式にいろいろやるんじゃないかと、しっかりと年間を通してのモデル校事業だったらモデル校事業みたいな形で、予算をつけて効果があるようなことをしていくように、市の教育委員会からも求めていくことというのはできないでしょうか。

○【橋本教育部長】 質疑委員さんおっしゃるとおり、これが年度当初で決まった中で実行されていくということについては、それは、当初からのほうがよりよいというところは言われているところは理解するところなんですけど、一方で、我々とする、都の予算を有効に使わせていただくと、そういう側面もある中で、現状こういう形に来ているのかなというところもあろうかと思っています。

この辺、各市も同じような状況だという中で、各市の意見交換をする中で、また、東京都さんのほうともどういうことが可能なのかというのは、一度話のテーブルに、議論の俎上というのはやってみてもいいのかなと思っていますのでございます。

○【重松朋宏委員】 ありがとうございます。国立市、1 市で何とかなるといふ話ではないので、他市とも意見交換して協力しながら、仕組みそのものをより合理的なものにしていけたらと思います。

最後に、同じく教育費の37ページの小学校特別支援学級整備について、他の委員からいろいろと質疑があったので、大分見えてきたところがあるんですけども、まず、改修工事で約1,300万円、備品で270万円というのは、これは単純に考えてちょっと高過ぎないかなと。普通教室を支援教室のほうにするというのに、間仕切りを設置するのに1,300万円も、そこまでかかるものなんですか。

○【川畑指導担当課長】 間仕切りを設置するための工事というところですけども、こちらのほうは2教室分ということで、計上のほうはしてあります。以上です。

○【橋本教育部長】 すみません。少し補足なんですけど、間仕切りというのもやるんですが、その他の整備についても、間仕切りだけじゃない部分というのもありますので、もろもろ含めて一千数百万と、そういう計上になっているというような状況でございます。

○【重松朋宏委員】 それは分かるんですよ。要するに、普通教室を2クラス分の支援教室にして、それまで支援教室として使っていたところを特別支援教室にするために、単に間仕切りを1教室にすればいいという話ではなくて、それ以外も含めてにしても、1,300万円って結構な、それと別に、また備品も270万円つけるわけじゃないですか。素人感覚ではあるんですけども、これぐらいにはなるようなものなんですか。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。今回の間仕切りなんですけども、通常の間仕切りではなくて、ある程度、遮音性のあるもの、そちらのほうを使っておりますので、価格帯としては一般のものよりも高くなります。現状としては、六小だけではなく、七小でも同じような仕様をやっているんで、それを参考にさせていただいて、今回設計を行っておりますので、価格帯としては適正だと判断しております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。私はもう素人なので、適正だという自信を持ったお答えがありましたので、そういうものなのかということで、ある程度承知いたしました。

これまで特別支援教室で使ってきたところを固定級に、定員8人の2クラスにするということです

よね。人の配置としては、都費で2クラスだとすると何人になるのか、市としての指導員も、恐らく二、三人、来年度の当初予算以降で市費ということは市の一般財源、恐らく10分の10になるんですか、が出てくるという理解でよろしいですか。

○【川畑指導担当課長】 もし来年度、2学級でもスタートとなった場合を仮定しますと、都のほうからの教員は3人配置されます。市のほうで支援体制として配置している指導員につきましては、2学級なので、2人プラスアルファといったところで、プラスアルファについては、子供の実際の様子とかも鑑みながら、そこは柔軟に対応したいと考えております。

○【重松朋宏委員】 分かりました。そこで、固定級をこれまで3クラス、2校にあったものを2クラス掛ける3校ではなくて、3クラスの2校はそのままにして、2クラスの1校を新たに作るということですね。2クラスなので、定員が一気に16人増えるわけです。先ほどの答弁で、固定級については、志望者が固定級に通いたいという人は増えてきているけれども、鈍化しているというような答弁だったんですけれども、実際にはクラスが増えれば増えるほど需要を掘り起こすのか、結構増えていますよね。しかも、今度は3校になってより通いやすくなるので、やはり需要を掘り起こして、もっと増えていくんじゃないかと。

それで、先ほどの他の委員の質疑にもあったように、通いたいという人がいたら、どんどんどこまで増やしていくんだという疑問が出てくるんですけれども、今回、何人、新たに固定級を希望している、想定されるお子さんが出てきているんですか。

○【川畑指導担当課長】 現在、7月の時点なんですけども、就学相談のほうで支援学級を視野に入れて相談のほうが進んでいる件数としては、16件ございます。ただ、その中で、保護者の方が、最初から支援学級ですと決めている御家庭というのは全てではありません。本当にそれこそ、我が子が通常の学級がいいのか、それとも支援学級が適しているのか、それともそういう支援教室を利用することで通常の学級の中でも行けるのか、本当に迷われてどこがいいんだろうと、そこから今スタートをしているところです。

実際に保護者の方、お子さんが学校に行って見学もしますし、体験もします。そこは支援教室や支援学級、複数の学びの場を経験した上で、最終的にどこの学び場を選ぶかという点は、流れ的にはそうなっているので、今16件ありますけども、全てそこが支援学級にイコール入学とか就学をするといったところではないです。

○【重松朋宏委員】 まだ就学时健診の前ですよ。まだ個別の相談の段階で16件、これは固定級に通わせたいという意向を持っていらっしゃる保護者が、お子さんが新規に新入生として16人いるということですか。

○【川畑指導担当課長】 16件のうち、4件については、もう既に就学しているお子さんの保護者の方からの相談になっております。残りの12件は、今、年長さんで、この4月から入学をするといった段階と、割合的にはそうっております。以上です。

○【重松朋宏委員】 12件については、現時点では固定級を希望していると。

○【川畑指導担当課長】 希望の中の1つとして入っている、ただ、そこが支援学級だけではなくて、そこには当然通常学級も視野に入っていますけど、どの学び場がいいのかといったところを、今、相談をしているというようなところですよ。

○【重松朋宏委員】 そのニーズが、全員が全員ではないにしても、ある程度きちんと満たしていこうとするためには、今の2校6クラスでは足りなくなるだろうと。今通っている人に、新規にこの人

が来るので通級のほうに移ってくださいとは言えないので、少し余裕を持たせてということなんですけれども、ただ、実際には、結構ニーズはどんどん増えていっているように思いますが、いかがですか。

なぜ市のほうから就学時健診で、あなたは固定級がいいですよとかと勧めているわけでもないのに、むしろ保護者のほうから普通級だとか通級の教室ではなくて、固定級を希望する、選択肢の1つにという言い方で希望しているというのは、今の国立市の普通級では、自分の子の学びが保障されないんじゃないかと不安なんじゃないかと思うんです。

あるいは、自分の子供のせいで、ほかの子の足を引っ張ってしまうんじゃないか。あるいは保護者の中で、そう思われてしまうんじゃないかという不安があったり、その保護者の不安に応えるのが、普通級でもこのようにしてやっていけますので大丈夫ですよではなくて、ニーズに応じて増設しますということなのだろうかと、そこが私はすごく引っかかる場所なんですけれども。

○【川畑指導担当課長】 今年度も増設を支援に入れて相談といったところがありますけれども、相談員のほうから積極的に学級が増えますよといった周知のほうは、相談の中では決してしていないということと、あと、保護者の方が支援学級も視野に入れた相談に来るといったところが、1つは今、通われている保育園等で、加配がついて個別の支援が受けられている保護者の方は、小学校に上がったときに、どう、我が子は学級の中で大丈夫なのかといったような心配もあって、相談に来られるといった保護者の方も多いです。以上です。

○【重松朋宏委員】 それは今に始まったことではなくて、恐らくここ何年かで特に急増している、国立だけではなくて、近隣でも府中市や小平市で、議会に陳情が出てきているぐらいですので、保護者の選択肢の、先ほど他の上村委員も言っていましたけれども、子供の選択ではなくて、保護者の選択肢としてニーズが出てきているということは明らかなのかと思うんです。それに対して、国立市は、市長がおっしゃったように、緊急避難的にそういう場、選択肢も用意するというのは分からなくもないです。しかも、都費の人も含めてきちんと配置するわけなので。

ただ、すごく手厚いものを用意していけば、共に学ぶ場になっていくのか、むしろ逆に、普通級も含めて、共に学ぶ場から遠ざかっていっているんじゃないか。国立市が目指す理想の教育から、結果的には、個別支援という形で、特別な支援をする人に手厚くというのを一人一人やっていった結果、気がつく、だんだん共に学ぶ場から遠ざかっていってしまっているんじゃないかと思うんですけれども、先ほど、教育長はそれでも、固定級であっても交流や共同学習をしますと。例えば、校外学習で一緒にやったり、運動会で一緒に参加したりと、私、それは共に学ぶ場ではないと思います。なぜなら、それ、非日常の場じゃないですか。先ほど市長は日常における平和というのをおっしゃいましたけれども、日常の場で共に学ぶという経験がないと、恐らく非日常の場で一緒にいても、本当にどこの誰で、どういう人だという顔の見える関係での学びでなければ、老人ホームを訪問したり、あるいは学校に外国人留学生だとか、幼稚園、保育園の子が体験で来たりというのと同じで、ただのイベントになっちゃうんじゃないかと。

共に学ぶ場にしていく、それから普通学級場で、共に学ぶ場をつくっていく。固定級もありながら、スマイリースタッフもありながら、通級の教室もありながらという中で、質を高めていく工夫というのが非常に大事だと思うんですけれども、そのことの言及がなかったので、質疑したいと思います。

○【市川教育指導支援課長】 交流及び共同学習の御質疑だと思います。先ほど教育長が答弁された

ように、当然運動会や校外学習等、特別な活動で交流及び共同学習はかなり行われています。その前に、情緒固定は知的固定とは違って、通常の学習指導要領で編成されていますので、例えば国語や算数は通常の学級の児童生徒と同じ内容を学ぶことになります。

したがって、子供によっては、本当にたくさんの教科、領域において通常の学級に入っていくと、一方で、なかなかそれが厳しい子は、例えば図工と体育とか、その子その子に応じた交流及び共同学習を行っています。その際には、先ほど別の委員からもあったように、本人や保護者の意向を最大限に尊重するというのを教育委員会も学校も重視しておりますので、そこだけは大前提として取り組んでいるところでございます。

○【遠藤直弘委員長】 よろしいですか。

それでは、なければ質疑を打ち切ります。

ここで休憩に入ります。

午後6時26分休憩



午後6時44分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は、今回の補正に反対の立場から討論いたします。

本日、結構長い時間、質疑をさせていただきました。私が議員になって24年たちます。私がそもそも議員になろうと思ったのは、三小PTAをやっている時に、当時、PTA会長をやっていたときに、1994年、子どもの権利条約が日本で批准されました。でも、日本では子供たちが自殺でいっぱい死んでいました。そういう中で、子どもの権利条約を考える小委員会というのを立ち上げました。三小です。その中で、心障学級のひまわりというののクラスで、滝乃川から通ってくる子供たち、今では考えつかないくらい重度な子たちが通ってきていました。そこに対しての音楽専科が、子供の人数が減ったからなくなるということで、心障学級、ひまわり学級に通っている親たちから、先生たちから、PTAへ私たちに対して、地域に対してSOSが出ました。そのときに、初めてしょうがいの子に出会いました。

その出会ってから、心障学級の子供の親と、普通学級の私というのが友達になるわけですが、そこからPTA活動の中で、地域で共に生きるという活動を立ち上げました。それで、滝乃川にもちょっと働きにも行きました。そこから生まれたPTAの仲間たちと一緒に、年を取ってもこの国立のまちで一緒に親子とも暮らせて共に生きる地域社会をつくろうということで、いろんな活動をやったわけです。その中で、このインクルーシブ教育、統合教育についてもやってまいりました。そういう中で、私たちがつくったグループから、今、社会福祉法人が生まれています。発展してきています。地域をつくれてきたと思っています。

議員になってフルインクルーシブというものを訴えていくときに、どうしても伝わらないのが、一緒の場にいることがいかに大事かということが、教育現場の先生たちとか皆さんに伝わらないことです。子供は子供同士の中で育つという当たり前の感覚を、先生たちは忘れてるんじゃないかと思います。子供たちの中で、子供たちは社会をつくります。しょうがいの子を助けられるのは、しょうがいのない子です。そういう子供同士の助け合いの力をつけないと、それは大人が一生懸命つくっていかないと、そういう力があるんだと子供に期待を持たないと、いつまでたっても大人が考えなければ

いけない。

それともう1つ、24年たっても変わらないのが、いつまでたっても親に子供の責任を取らせていく。我が子がしょうがいがあるとかないとか、何で親に苦しめますか。どんな子が生まれたって大事な子だから、あなたの子はオンリーワンだから、あなただけが背負う必要はないと、なぜ出会った保健師とか行政が言わないかと。あなた1人で考える必要はないと。どこでも受け入れてあげる。保育園でも学校でも、安心して通ってらっしゃい。なぜそれが言えないですか。なぜ24年たっても親に全責任を押しつけますか。そのことは、子供が一番苦しむんですよ。私は、本当にそう思います。まるで、しょうがいの子を持った親はエキスパートの親にならなければいけませんか。いつまでもいつまでも子供のことを心配し続け、道を切り開く、頑張る親じゃないと駄目なんですか。私は、聞いていて、今回思ったんです。今しょうがいを持った親は大変だと思います。通常学級を選ぶか、通級を選ぶか、固定の情緒しょうがい児学級を選ぶか、面倒くさいですよ。我が子にとってどれがベストかなんて親に選ばせるんですか。通常学級でいいじゃないですか。何でも通常学級で受けたらいいじゃないですか。そこから先は、お母さん、お父さん、安心してください。この子に必要な教育をしますから。それだけで十分じゃないですか。どこまでいっても親は悩めます。通級に行くことだって悩むんですよ、親と子は。それを、情緒しょうがい固定を幼稚園のときから選ばなきゃいけない。私、幼児教育を力を入れたい教育委員会だったら、汐見さんに聞きたいと思います。未来事業団をつくって、切れ目ない支援と言ったら、未来事業団で幼児教育と、市長は売りにしているじゃないですか。

うちの孫たちは、その汐見さんがやっている白梅に3人とも行っていますけれども、全然特別支援教育をやっていません。1日中、幼稚園の中で、どこにいてもいいんです。1日中、外にいたい子はいていいんです。どこにいたっていいんです。先生たちは、その代わり、全ての園児の顔が分かります。全て分かっているんです。年少、年中、年長までの、先生たち全員分かっているんです。それで、何とかちゃん、今日、どうやって遊んだねと、帰りだったら、ほかのクラスの先生が言えるんです。そうやって、子供の3歳から3、4、5を育てていくんです。それが非認知能力を高めるということなんです。皆さん方は、非認知能力を高めると言っておられるけれども、非認知能力はどうやって高めていくんですか。私自身は、しょうがいの子を私自身は持たなかった。でも、うちの子も特徴があるし、発達しょうがいといえばしょうがいと言ってもよかったかもしれないし、私自身もそうです。しかし、私自身がこういう市政をずっとやってきた。しょうがいを持つ子の親はたくさん友達います。気がついたら、私の2人の子供は、ケアワーカーをしています。娘の結婚した相手も、普通のサラリーマンでしたけど、辞めました。ケアワークの仕事をしています。私に関わった若い子たちは全員やります。やれと言っていないんですよ。やれと言わなくても、こういう環境の中で一緒に御飯食べて、一緒に活動していったら、自然にそうなると言われました。フルインクルーシブは助け合いなんです。支援者がいて助けられる人がいるわけじゃないんです。お互いに助け合って生きるということを自然に伝えていく作業なんです。

そういう中で、今回、私は本当に今回、伝えたい。24年たって、特別支援学級がこんなに増えているとは思わなかった。情緒しょうがいという、発達しょうがいと言われる子たちが、こんなに多く出ているとは思わなかったです。何で日本は個性という言葉が生きないんだろうかと思います。個性でいいじゃないですか。人は1人ずつ違うんです、脳も。だから、その子の脳で生まれてきたならば、それがベストだと思って大事に育てればいい。子供に合わせた教育をすべきです。子供を生かす教育制度をすべきです。30人学級が国の規定だったら、国立市から20人学級つくればいいじゃないですか。

20人学級にして、国立市、特別支援関係で1億円ぐらい使ったじゃないですか、一財。それを全部分けて副担に変えて、そして、1クラスが20人になってドイツみたいなフルインクルーシブ教育をやるんだという理想を打ち出して国に言ってみたらいいじゃないですか。しょうがいしゃ福祉の地域ではやっているわけだから。

それで、私は学校の先生方、都に雇われていると思っているかもしれないけれども、自分が教員だったら、子供に合わせる教育を研究していただきたい。目の前に、発達しょうがいの子が何人もいるんだったら、クラスの貼り物から発達しょうがいを研究してもらいたい。

私は、特別支援の幼稚園に聞きました。発達しょうがいの子たちに関わるのはそんなに難しいことではありません。教室の中の貼り物をどう少なくするか、目がいろいろ動かないようにする、指示が通らない場合の指示の仕方、視覚を訴える、場面の共有、場面の転換、そして、静かな状況が欲しい子だったら、静かなことが耐えられなかったら、イヤマフを使いながら、時には静かなところに誘導をしていく。クラス全体を落ち着かせる。クラス全体が落ち着けば、発達しょうがいの子は平気です。発達しょうがいの子が不安になるということは、クラスが落ち着いてないんです。無駄な声が多いんです。子供たちが安心したら、無駄な声を出さなくなります。何かに集中するからです。子供のほうが一番いい先生ですよ。私は、それと、発達しょうがいのほうでずっと私は読んだときに、ドイツの教育の中で、すごく自然に親しむと。発達しょうがいの子が増えてきているから、教室だけではなくて、緑がいっぱいあること、校庭で土を触ること、木に触れること、自然ごと一緒に生きること、そういうことが情緒に対してすごく大事ですというのも書いてあります。それは、情緒しょうがいの子だけじゃなくて、全ての子供に今必要です。つまり、発達しょうがいの子が増えているということは、いい傾向なんです。そういう教育に変わらなければいけない。少人数にして、もっとと自然環境の中で、ゆっくり子供たちが落ち着けるような環境を整えた、1人ずつを大事にした教育転換が、子供集団が大人に突きつけているんです。そのことが見える人間が教育行政に関わってこなければ、日本の教育は、私は駄目になると思う。今国立の中で、どんどん通級の子供たちが増えていっています。それから固定級も増えました。もっとビジョンがなかったら増え続けます。そのことが、親と子を苦しめている。選択がたくさんあるからいいということじゃないですから。選択させるということは、責任を当事者にとらせるということです。選択しなくても大丈夫な、それがフルインクルーシブなんです。そういう教育に展開しないと。それを、私は24年間言い続けて、どうにか言葉として伝わってきたと思ったけれども、伝わってなかったことが今回よくよく分かりました。

それは、もう一度言います、子供が見えてないんです。今、子供たちが何を訴えているのか。それを、子供の声によく耳を傾けること。それで、発達しょうがいのせいにしないでください。親に決めさせないでください。そういうことを、私は強く強く強く言って、こんなことじゃ駄目だと思う。もっとしっかりフルインクルーシブのビジョンを立ててください。

コロナを理由にされていますけれども、大日向小に本当に行きたかったら行けばいいです。大空小に行けばいいし、木村先生に話を聞けばいい。行けるんです。コロナのせいにしないで、ちゃんと行くべきところに行って、国立はどういう学校でありたいか。私は個別支援だったら個別支援だけでいいはず。特別支援教室も特別支援学級も要らない。子供と親を苦しめるな。ちゃんとクラスを根本的に変えて、教育ビジョンをしっかり持ってくれ。そこを強く主張して、反対の討論と致します。

○【藤江竜三委員】 本議案は、賛成の立場から討論いたします。

様々なところで必要な措置がされていると思います。地方交付税については、不交付団体となったということで減ってしまって、その中で、財政的にいろいろな、財調から繰り入れたりするということもしてはならないんですけれども、今後どうなっていくのか分かりませんが、しっかりとした財政運営、今後もしてほしいと思います。

そして、個別の事業ですけれども、都市間交流事業といったこと、やはりコロナ禍で様々な交流が減る現状においては、しっかりと国立市内だけを活性化させるのではなく、いろんなところと交流していく中で、様々な面白いまちにしていくといったようなことを常に進めてほしいと思います。

そして、先ほどから話題になっている特別支援学級ですけれども、私は必要だなというように思っております。やはり様々な、感覚が鋭い子供であったりする中で、普通学級で自分はいづらいいろいと思っていて行けなくなってしまう子供もいるというようなお話がありました。それで、こういった特別支援学級なら行けて学校に通えている、そういったことを考えますと、何が子供の最善の利益かというふうに考えますと、必ずしも普通学級に通うということが最善の利益につながるということにはならないと思います。様々な選択があって、自分の個性を伸ばしていける、そういった環境が必要であるというように考えます。そして、そういったことが自分で判断できるとしていくために、こういった選択肢があってよいというように思います。それで、親としても、いろんなところがあるから安心できますし、私も、通級を子供が利用していますけれども、そういったところに行って子供が自信を持って帰ってくれば、これはよかったなと思います。

そういったものも見えていく中で、この予算案には賛成していききたいと思います。

○【小口俊明委員】 不交付団体となりましたが、結果的に赤字地方債を借りない財政運営ということになります。また、先ほど総務文教委員会が所管する部分に関する質疑も致しました。また、本6号補正予算には、全体として、市民生活にとって大変重要な位置づけのものがございますので、本案について賛成と致します。

○【稗田美菜子委員】 本補正予算案には賛成の立場で討論させていただきます。

まず、財務会計システムの改修委託料につきましては、そもそも国立市しかやっていなかった取組を、指定金融機関さんのほうで、何とか国立市のためにやっていたと。しかも、それが、よくよく聞いてみたら、もともとデータのことを紙に移して、紙をさらに渡して、向こうのほうでその紙をさらにデータにするという、すごいことをやっていたんだと思いますので、基本的にはシステム改修のタイミングがあると思いますので、そのタイミングのときに、こうして今改修するタイミングなんで何か変えることはありませんかとか、そういったことがあってもいいのかと思います。改修というのは、基本的に競争が働かなくなってしまうので、あまりあれなんですけれども、ただ、毎回相手方のあることであれば、相手方のタイミングだけでは改修がたくさんかさんでしまいますので、ぜひそういうことを合理的に進めていただければと思います。

それから、都市間交流につきましては、北秋田市とルッカ市ということですので、都市間交流にきちんとするように、公金ですので、予算を組んで進めているわけですから、北秋田市との都市間交流、ルッカ市との都市間交流となるような仕組みづくりが必要だと思います。そこについては、積極的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、特別支援学級運営整備事業費のところですが、ニーズがあるというお話がありました。保護者の目線で言えば、特別支援学級についてのニーズがあるということは、我が子が安心して学校に通うというには、普通級だけでは心配だという声の裏側なんだと思うんです。なかなか35人

もいる教室の中で自分の子供が過ごしていくよりかは、少人数で落ち着いた環境が必要と考えるのは普通だと思いますし、その一方で、交流において、例えば知的の固定級とかにおいては親の同伴を求められるようなことがあったりとかと、課題もたくさんあるとは思いますが。

先ほど申し上げましたけれども、他の委員からもありましたが、イベントのとき、非日常のときのイベントのときに交流と共同学習なんだというのは、もう全くもって大人の理屈で、あの子、何のために来ているのと子供はなと思うんです、日々一緒にいない中で。それが何のためになるのかというのは、そもそも、感覚特性だったりとかその子の特徴によって、そういうところにも行けない子というのは確かにいるんです。一緒に遠足に行きたいと思っていても、みんなと一緒にというのがしんどいから行けないんだよねという子は確かにいます。そういう子たちが、一歩みんなと一緒にできるということは大切なことですけれども、それを1つの例として全てに当てはまることは全く違って、それぞれの子がきちんと、どうやったらその子にとって負担がなく交流ができたり共同学習ができるのかというのは、やっぱりあくまでも個別支援として必要だと思いますし、そういう視点で取り組んでいっていただきたいと思います。

同時に、私自身の中でも非常にすごく考えるところがありまして、ごちゃ混ぜにしないとなかなか変化は起きないと思いますし、困難にぶつからないと解決策もなかなか見いだせないと思います。このようにして固定級をつくるということは、普通級と分けてつくるということは、先生たちにとって学びの場を奪うことになっているのかもしれないと、私自身考えたりすることもありますし、同時に子供たちの成長を奪っているのかもしれないと思います。なぜならそれは、実際に大人になって社会に出ていくと、社会というのはすごく多様性に満ちていて、そこは全然自分の思いどおりにならないですよ、全く。それを、まさに今、多分ここにいる人たちだけでなく多くの大人が経験をしていて、何でこんなに頑張っているのにうまくいかないんだということに毎日ぶつかっているんです、きっと、普通の人という人たちが。だから、それは、小学校や中学校のときだけに守ってあげて、そこから先、自分で頑張るなよという社会への放り出し方は、ちょっと違うのかもしれないと思ったりすることが私自身あります。小学校や中学校の中で、小さな社会ですけれども、自分自身もしんどいかなと思いつつその中にいたりとか、どうやったら自分の特性がうまくコントロールできるんだろうと考える機会とか、考える機会をうまくサポートしてくれる大人だとかということが実際には必要で、本当はそういう教育を早い段階でもしかしたらしていたら、もっともっと楽に社会の中でうまくコミュニケーションが取れたりということにつながっていくのかもしれないと思ったりもします。そういう貴重な経験を奪っているのかもしれないと思うこともあるので、一概に、どちらかが必ずしも正しいという結論は、私の中ではなかなか出ませんでした。

例えば、さきにも休憩中にちょっと話がありましたが、例えばクラスの名前、特に固定級については無学年制での指導などもありますので、1年何組とか2年何組とかというのはつけることできないですよ。だけれども、例えば学校でいえば、1年生は1年1組、1年2組、1年3組なんですよ。でも、固定級の子たちは1年4組とかにはならないんですよ。二小で言えばプラタナスですし、七小でいったらくるみ学級ですよ。だったら、全部植物の名前にするとか、1年生も、そういうことから始まっていくんじゃないのかと思います。

だから、理念も掲げなきゃいけないけれども、実際に本当にフルインクルーシブに向けて点検をして進められているのかといたら、私はちょっと疑問に思うところが正直あります。そこについては、きちんと取り組んでいっていただきたいと思いますし、これまでの質疑の中で、教育委員会だけ、教

育長だけでは進められない、ましてや市長の教育大綱だけでは進められない、全庁的にしっかりやるんだと。教育委員さんの話も必要ですし、市民の方たちが考えていることも必要だということはよく分かりました。これからしっかり取り組んでくださるということは、私も期待をしますし、それに向けて、がっかり、ああ、こうだったんだということがないように、そこについては、切なる願いと期待を込めたいと思います。なんですけれども、現状としては35人学級を変えることができないとか、今の教室に大人を入れることができないということを考えると、今実際に困っている子供がいて、その子たちを助けていってあげなきゃいけないということを考えれば、確かに固定級ということがここで必要だとは考えます。

さきにも申し上げましたが、質疑の中で出させていただきましたけれども、ここのところ、事務事業評価マネジメントシートがなかなか更新されない中で、施策マネジメントシートは更新をされました。ちなみに、事務事業マネジメントシートは令和2年から更新されていません。更新中だったか改定中だったか、そんなふうにして、全部マネジメントシートはホームページ上では止まっています。令和元年で止まっています。令和2年も令和3年も公表されていません。ただ、施策マネジメントシートの中には、二小と七小でいっぱいだから次の小学校への準備を令和4年には進めるということが書いてありました。探した結果、そこには書いてありまして、そこはホームページで公表されていたので、市としては、そういうつもりだったんだということは、そのとき私は知りましたが、基本的には、今回この1校で私は終わりにするべきだと考えています。国立市の中で二小という地域、西の地域ですよ、それから七小、東の地域、そして六小が、なぜ私がここでオーケーだ、いいと思ったかということ、南部地域には1校も今のところないです。線路を越えて通わなきゃいけない子供がいる。通学路についても、通学するということ1つにおいても、私は学びだと思うんです。できれば自力で通ったほうがいいと思いますし、そこには地域の友達と一緒に通っていったらいいと思うんです。今、六小や一小の地域の中で通えない子供たちは、二小や七小まで通わなければいけない現実がある。そう考えると、地域の中で、それは親も一緒なんです。ママ友がいる地域、自分が住んでいる地域の中で子育てをする、地域の中で子供の育ちを一緒に見守ってくれる人がいるということは非常に重要だと思いますので、今回のこの件については、今回の補正予算案については、非常に悩むところではありますが、これから先のフルインクルーシブをしっかりと、個別支援もできて、全ての子供が、学校楽しいなと思える学校をつくっていただけるということを、期待を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 この補正第6号については、賛成の立場で討論を行います。

小学校特別支援学級の改修工事、六小に今度設置するということですが、私たちは、これまで教育長もフルインクルーシブ教育を国立の理念と目標ということで、しっかり位置づけるというような答弁もありましたが、これはこれで大いに結構だと思うんです。

同時に、子供たちの学ぶ環境をしっかり整えていくということも大事な課題だと思っております。そういう意味では、少人数学級の推進、それから、子供たちを指導する教師集団のスキルアップ、これも非常に大事な課題だと思っていますので、そういうことを併せて行っていく中で、国立の教育が本当に子供たちにとっても、学ぶ子供たちの権利というものをしっかり保障しながら推進できるように要望して、賛成と致します。

○【重松朋宏委員】 本補正予算案には賛成いたします。

都市間交流推進事業が本当に人と人の交流になる事業にしていきたいということですか、あ

るいは、何とか推進校というような形で年度の途中で指定されて、僅かな予算がついて事業をやって報告書を作るというような形ではなく、もっと抜本的に、全都的に、学校の予算やモデル事業の在り方というのを、もっと合理的にしていっていただきたいということについては、質疑の中で要望もお伝えしました。

小学校の特別支援学級を、固定級を新たにもう1級つくるということですが、私たちのことを私たち抜きで決めないでというのは、これは国立の全ての施策の基本だと思います。今回、残念ながら、当事者の意見を、私たちは賛成するにしても反対するにしても、議会としては当事者の声を聞けないまま責任を持って判断しなくてはならないんですけれども、この場合、当事者は誰なんだろうと考えました。しょうがいを持っているとされている子とその保護者が当事者なのか。私、ちょっと違うと思います。フルインクルーシブというのかインクルーシブというのか、どちらにしても、それは全ての人が当事者性を持って、自分も関わるし周りも関わっていかうということだと思うんです。それは、しょうがいを持っている子にどういう支援をするかではなくて、どういう支援を提供するかというような話ではなくて、共に学ぶというのを、自分自身の学びも含めてどうしていくのかということ、実際に関わっていくことでしかないのかと思いました。

今回、賛否をどうするのかということも悩みましたし、そもそも賛成、反対となかなか結論が出にくいということで、議員間討議できないかというのを模索したんです。それはなぜかというと、これまで私は、特別支援学級のことでとか、議会ではほとんど表の場では取り上げてこなかったんですけれども、ずっと違和感があって、多様な学びの場ですとか合理的配慮といって制度が充実すればしていくほど、しょうがいによって学びの場がどんどん細分化されて、しかも手厚くなっていて、しょうがいがあってもなくても共に学ぶ、全ての人が当事者として共に学ぶというものから実際に遠ざかっていっているんじゃないかというのを、ここ何日かで、すごくはっと感じました。

それは、私自身がどんな学校やどんなクラスや地域を目指していくのかというビジョンが見えなくなっているだけじゃなくて、考えることをやめてしまっているんじゃないかという、自分自身の当事者性と引きつけて考えると、難しい問題なので、専門家に任せてしまうのが一番楽なんじゃないかという、まさに分断と排除の考えに自分自身もどこかで入っていたところがありまして、本日の他の委員との質疑や答弁を聞いていて、結論は出ないんですけれども、ずっと考えていっていきたいと思います。やはり、きちんとビジョンを、私もそうですけれども、行政としても、あるいは行政に携わる皆さん一人一人も、ビジョンを持って、そして共有をしていただきたいと思います。答弁の中で、フルインクルーシブ教育を語る会というのを今年度持つと答弁出てきましたけれども、それをやるんだったら、ただの当事者ヒアリングでも、あるいはイベントでもなく、共有していく、継続的に共有していく場として持っていただきたいと思います。

その上で、本当に具体的にどんな教育の場を、今の国立の学校でやっていくのかということについては、本補正予算案に反対をされている委員とも、できたら委員間協議というような形でもしていかったんですけれども、結論がすぐに出るようなものではないと思いますので、今後、私自身もしていきたいと思いますし、市長は、避難的にというような言い方で、固定級の予算をつけることを緊急避難というような言い方でされていましたが、緊急非難というようなことではなくて、どういう学校やクラスをつくっていくのかというビジョンの下で、その経過のプロセスの中で、固定級が一時的に必要なとすればそうだと、結論ありきではなくて、そのプロセスの中に位置づけて考えていっていただきたいということを申し上げまして、取り留めもなくなってしまったことは大変申し訳な

いんですけれども、本補正予算案には賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第42号議案 国立第四小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負変更契約の締結について

○【遠藤直弘委員長】 第42号議案国立第四小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負変更契約の締結についてを議題と致します。

当局からの補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第42号議案国立第四小学校校舎非構造部材耐震化対策等工事（建築工事）請負変更契約の締結について補足説明を申し上げます。

あわせて、総務文教委員会資料No.45を配付させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

この契約は、令和3年第2回定例会におきまして請負契約の議決を頂き、令和3年6月4日に契約をした案件でございます。

今回は工期内の賃金及び物価の急激な変動への対応、いわゆるインフレスライド条項により、契約金額を814万7,526円増額し3億4,747万9,926円へと契約内容を変更するに当たり、再度御議決を頂くものでございます。

具体的な増額の内容につきまして、御説明いたします。

今回、インフレスライド条項を適用する工事の内訳は、主にサッシ等建具改修工事が約75%、天井改修工事が約14%となっております。これら工事における労務費と材料費の合計額の上昇分を当初と比較いたしますと、サッシ等建具改修工事におきましては、アルミサッシを使用する工種では約21%の上昇、スチールサッシを使用する工種では約11%上昇しております。また、天井改修工事では、天井ボードと天井の軽量鉄骨下地を使用する工種におきまして約4%上昇しております。これら上昇分への対応が、契約変更の主な理由でございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り討論に入ります。重松委員。

○【重松朋宏委員】 本契約変更については、賛成いたします。賛成の理由は、本会議で補正予算のときに行いました。

ちょっと気になったのは、契約変更のときには、議案資料で、かなりきちんと説明があったんですけれども、補正予算のときには、いろいろ質疑をしていかないと、なぜ予算を出すに至ったのかという詳細が出てこなかったもので、これはなるべく、やっぱり最初の議案のときに、この委員会資料の2ページぐらいの内容はあると、実質的な質疑は補正予算のところで実際することになっていたのではなかったかなということを、意見を申し上げまして、本補正予算案には賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(8) 第43号議案 矢川複合公共施設新築工事(建築工事) 請負変更契約の締結について

○【遠藤直弘委員長】 第43号議案矢川複合公共施設新築工事(建築工事) 請負変更契約の締結についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、第43号議案矢川複合公共施設新築工事(建築工事) 請負変更契約の締結について補足説明を申し上げます。

あわせて、総務文教委員会資料No.46を配付させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

この契約は、令和3年第2回定例会におきまして請負契約の議決を頂き、令和3年6月4日に契約をした案件であり、その後、令和4年第2回定例会におきまして、インフレスライド条項による変更及び工事内容を変更するため、契約金額を2,082万8,740円を増額し7億4,013万3,040円の請負変更契約の締結の議決を頂きました。

今回、新型コロナウイルスの感染拡大等に起因する木材の供給不足の影響により、床材の納品が遅延しているため、工事請負契約約款第20条第1項に基づき、工期を令和4年12月28日までと、約2か月間の工期延長をする契約内容の変更に当たり、再度御議決を頂くものでございます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 1点、確認したいと思います。これ、12月まで延ばしたところで、材料がそもそも入ってこない、延ばしたとしてもさらに延長するというようなことになってしまわないのかということを心配しております。この12月で終わることができるのか、もしパーティクルボードが今後完全にそろわないといったときには、こういった対応をなさるのかといったことを伺いたいと思います。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。まず、今現状のパーティクルボードの状況なんですけども、直近では200枚、8月31日の段階で入りました。その結果、1,200枚のうち900枚が入っているという状況です。

見込みとしては、かなりいいところまでは行っているところなんですけども、あくまでも状況的には読めないというところがありますので、パーティクルボードが入らないということになりましたら、一部工法変更だったりとか、そういうものを検討して、できる限り12月までに終わらせたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 1点だけです。理由に、「新型コロナウイルスの感染拡大等に起因する木材の供給不足の影響」と書かれているんですけど、その下に、天候の不良等受注者の責めに帰することができないという云々ではやれると書いてあるんですけど、コロナウイルスの感染と木材の供給が不足したというものの因果関係がちょっとよく分からないので、そこをもうちょっと説明してください。

○【近藤建築営繕課長】 お答えさせていただきます。コロナウイルスの影響による、どういうこと

が起こったかという、俗に言うウッドショックというものが起こっているということです。このウッドショックは何かというところなんですけども、新型コロナウイルスが広がったことによって、まず、アメリカの話になってしまうんですけども、アメリカでロックダウンだったりとか解除された後から住宅供給が増加して、その後、アメリカで、リモートワークだったりとか自宅に籠もるといった状況になっております。そのときに、自宅を建て替えたりとか、あとはDIYとかでリフォームしたりとか、そういうことの需要が増えまして、木をアメリカでよく使うようになります。

今までは、アメリカだったり欧米だったりとかから、木が国内にも輸入していたところなんですけども、そういったものが一切入らなくなった。アメリカの自国で全部使い切ってしまうということになりまして、それによって、ウッドショック、木の価格帯がかなり上がったというところがございます。

これが、簡単に言うとウッドショックということになるんですけども、今回、どういうことが起こっているかといいますと、今回、床材にパーティクルボードという材料を使うんです。パーティクルボードというものは、実際に木のくずのものを固めて加工する加工材で、材料的には安価なものではあるんです。このほかに、皆さん、合板と言われるようなものは御存じだと思うんですけど、価格帯、この2つはそれほど大きくはないんですけども、合板自体の価格がこのウッドショックでかなり上がっています。なので、通常、合板を使うところにパーティクルボードを使うという選択肢をする業者がかなり増えまして、その分、パーティクルボード自体を競合したということになります。通常、うちのほうも、ある程度押さえてはいたんですけども、協会的にもそれがかなり高まってしまったというところで、うちの現場に、いつのタイミングで納入することができるという確証を、協会としては言えないというのが、8月の段階で分かったというところで、急遽、そういう状況を全部確かめさせていただいた後に、契約変更をしなければ工事が終わらないだろうという判断をさせていただいて、今回の提案とさせていただいたところがございます。以上です。

○【上村和子委員】 アメリカの話から始まって、アメリカでロックダウンして、みんながDIYやったら、国立の矢川プラスの、高くないんだけど、パーティクルボードが供給できなくなった、そういう因果関係というのが、風吹けばおけ屋がもうかるの逆バージョンみたいな、そんな理屈というのが、今、私も考えて、それがうそとは思わないけれども、そういうことで、こういうちょっとしたものが2か月も工期が遅れるとか、そういうことが起きているんだとしたら、これから何が起きるか分からないという状況にあると思うんです。

だから、今後こういうことを防ぐために、今から木を植えたりするのは難しいかもしれないけど、今からの対応策は何かあるんですか。市の対応策は。

○【遠藤直弘委員長】 建築営繕課長、答えられますか。

○【近藤建築営繕課長】 すぐに、この問題を国立市単独で解決するということは、正直困難かと思えます。外国産の輸入がしなくなったことによって、国内産の需要というところに注目されてはいるんですけども、ただこの間、国内での木を切る方がいなくなっていったと。需要がないというところで、実際に、国内産を使おうとなったとしても、そういった方々がいない。なので、実際に国内産を使おうと思ったとしても、それがかなわなかったというところがあるので、このウッドショックの状況を加味して、これから、国立市だけではなく、国を挙げて、どういう対策を取るのかということが重要になってくるのかと思われます。

○【重松朋宏委員】 答弁を聞いていますと、最初は、アメリカで木材の需要が大きくなったので輸

出に回らなくなっていたので、使おうと思っていた輸入材が入らなくなったという話かと思ったんですけれども、そうではなくて、そのことを起因として、業界全体で、木材や木の加工品が品薄になっているので、玉突き的に、使おうと思っていたパーティクルボードが手に入らない状況になったという事でよろしいでしょうか。

○【近藤建築営繕課長】 おっしゃるとおりです。

○【重松朋宏委員】 最初聞いたときは、単純に輸入材を使っていたんだったら、国産材の、しかも多摩産材、多少高くてもそっちに切り替えればいいじゃないかと一瞬思ったんですけれども、そういう話ではなく、かなり森林業界全体の構造的な問題の影響を受けていると。今後も、見通しがつかないということだと思います。

それで、今後の、矢川複合公共施設、矢川プラス自体の開設スケジュールには影響がないと見てよろしいでしょうか。あるいは、場合によってはちょっと影響が出てくるかもしれないということなんでしょうか。

○【馬橋子ども家庭部参事】 今回、仮に2か月間をスケジュール変更させていただいています。早く済めば、それでこれまでどおりの考え方なんですが、今回、この2か月のスケジュール感で、今回の第41号議案に提出させていただいております、矢川プラスの指定管理者の指定、これが関係してくるわけなんですけども、この指定管理者の指定を決議いただいた中で、今度、そのこの指定管理と協定を結びます。具体的に、その作業を終えた後に、現場に準備作業が入る予定でございます。

ただ、今回はその準備の2か月間については、現場で行う作業を進めるということで、その調整は今考えておりますので、今のところ、この2か月間に収まれば、ある程度、予定どおりいくと。ただ、それ以上、先ほどの話ではないですけども、長引けば、少し開設についても検討する余地が出てくると、そういった状況です。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り討論に入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 もちろん賛成いたします。これを聞いて、すごいとちょっと思いました。日本の中の木を切る人が少なくなったから、国内の木さえすぐ調達できなくなる、こういう危機が起きて、ウッドショックというんですか、これはある日突然、米とか今から物価上昇したりして、いろんな国が農作物を出さなくなったら、食べ物でこういうことが起きてきたらどうしようもないという気が今しました。突然こういうのが起きてくるんだという、こんな時代に入ったんだということがよく分かって背筋が寒くなりましたので、やっぱり国立の中の、こういう状況の中で、どうやって市民生活とか食べ物も、もしかしたら本当に切った木も大事に取っておかないといけないような時代が来るんじゃないかと思って、いかに自給自足でいくかということが重要になってきたかと思いました。本気で考えなければいけない時代になったんだというのをちょっと思いました。賛成の討論と致します。

○【重松朋宏委員】 私も、賛成いたします。単に、地産地消で地元多摩産の木材を使えばいいというような話ではなくて、そもそも地産地消といっても、産業として成り立たなくなっていっていると、人がいないので、そこに木はあっても、それを使うことができないという現実がはっきりと突きつけられた気がします。

そういうことを何とかするために、恐らく森林環境譲与税という制度ができたと思うんですけれども、国立市は微々たるものなので、それを使って多摩地域の林業をしっかりとさせていくということ

は、国立市単独ではとてもとてもできないことです。けれども、単に地産地消で消費すればいいということではなくて、産業をしっかりと支えていくということを、東京都とも連携しながら進めていく必要があるということを自覚いたしました。賛成いたします。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方はここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【遠藤直弘委員長】 報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には、感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができております。この場をお借りして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議——以降対策本部会議と申し上げます——の経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、総務文教委員会資料No.47により、補足的に御説明させていただきます。

それでは、お手元の総務文教委員会資料No.47、1ページ目を御覧ください。国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況でございます。令和4年6月の常任委員会で報告した以降の対策本部会議ですが、令和4年6月から8月にかけて、計4回開催してございます。6月14日の第33回対策本部会議ですが、この時期は、7日間平均の都内の新規患者数が3週間以上連続して100%を下回った時期でございます。夏季の熱中症予防の観点から、屋外では人との距離が約2メートル以上離れていれば、マスクの着用をせずともよいという旨が発信された頃でございました。また、地域の夏祭り等のイベント開催に向けて、都がチェックリストによる確認の呼びかけを全都的にした時期でもございます。

これを受けまして、市の対策本部会議で決定後、庁内の関連部署において、市民に向けた御案内、御説明を差し上げました。永見本部長からは、安定した状況ではあるが、市内の若年層の感染者数が多いことは懸念すべき状況であると。細心の注意を払いながらも臨機応変の対応を行ってほしいとの

指示がありました。

7月14日の第34回対策本部会議では、都内、市内において、再度、感染が拡大しているものの特段の行動制限は出ていないということを確認してございます。この時期ですが、市内においては、市民からの相談件数が増え、パルスオキシメーターや生活物資の置き配、こちらが増えてきておりました。また、都内の宿泊療養の受入れ、こちらがいっぱいになってきているとの情報もあり、自宅療養がさらに増加すると予想されました。なお、地域の盆踊り等は軒並み中止となった旨も報告されました。永見本部長からは、感染が蔓延しないよう各職場単位での対策を徹底すること、支援室による対応をカバーできるように、全庁的に臨機応変な対応を行うようにと指示を頂いてございます。

8月3日の第35回対策本部会議でございますが、都内の状況が、感染が拡大していると分析され、市内では、7月中のトータルの陽性者が2,000名を超えました。20代までの若年層の感染が目立つということが確認されてございます。この時期ですが、自宅療養支援室への生活支援物資、置き配の希望はさらに増えてございます。そのことを、この対策本部会議において共有しまして、市として備蓄のお願いの呼びかけ、濃厚接触の方向けに対策を取った上で、買物、外出は可能でありますということを周知し、委託業者による配達開始等を行うことと致しました。

その結果、徐々に置き配の数が落ち着きまして、自宅療養支援室におきましては、感染者リスクが高い御高齢の方、特に70歳以上の方に対する個別のヒアリング、状況把握、こちらに焦点化できるようになったということがございました。永見本部長からは、他部署への応援等により職員に無理がきている面もあるが、市民のせっぱ詰まった状況や気持ちを考え、何とかみんなで協力していくという指示がありました。

8月19日の第36回対策本部会議は、都内のかつてない感染拡大が続いていたことに伴いまして、状況確認、把握を目的として開催しました。市内の陽性者が、8月現在で10代未満と10代の方、合わせて約全体の4分の1、50代以上の方が全体の約4分の1、残りを20代、30代、40代でほぼ分けているという状況が確認されました。また、自宅療養支援室においては、陽性の御高齢の方の状況を、こちらからお電話をかけて、それで把握をしていること。また、立川消防署からの情報として、コロナの感染拡大と、熱中症により病院への救急搬送にかなりの時間がかかっている状況ということが報告されました。永見本部長からは、状況の変化について全職員が関心を持って対応できるよう共有に努めていくこととの指示がありました。

この後でございますが、こちら、資料にはございませんが、昨日、9月6日でございますが、第37回対策本部会議を開催し、救急搬送の状況として、第5波、第6波、第7波と救急活動時間が延伸してきたということ。しかし、現時点では落ち着いているということが共有されました。また、この会議において、市の対応として、早めの受診と、シャープ7119の救急相談センターの利用、こちらを市民の皆様呼びかけていくことなどを確認したところでございます。また、適宜状況に応じた対応を検討するため、運営部会を6月に1回、7月に1回、8月に1回開催してございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する各部の取組状況でございます。令和4年第2回定例会以降に、各部が実施した主な取組について、本委員会を所管する部に関して御報告いたします。

まず、政策経営部でございます。女性支援の取組状況、女性支援団体事業継続支援給付金を活用しまして、令和4年8月時点で、市内の女性支援団体1事業所からの給付申請に基づきまして、合計5万円の支援給付金を給付いたしてございます。

次に、行政管理部でございます。職員業務体制の調整、新型コロナウイルスワクチンの集団接種業

務に従事する職員等の調整を行いました。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務に従事する職員等の調整を行ってございます。ワクチン集団接種業務及び自宅療養者への支援業務を指定業務と定めまして、指定業務に従事する職員が出勤できなくなった場合に代わって業務に従事する職員、こちらバックアップ職員ですが、こちらをあらかじめ定めておくこととしました。その人員の調整を行ってございます。あわせて、自宅療養者への支援業務の逼迫状況を踏まえまして、9月末まで各部1人の応援職員の調整も行ってございます。

感染拡大防止対策に係る基準等の庁内への周知徹底でございます。都内での感染者の急激な増加を踏まえまして、感染対策等の徹底について、改めて庁内に周知してございます。

次に、教育部でございます。夏季休業明けの対策について、新型コロナウイルス感染症対策について、各学校へ周知をしてございます。また、マタギの地恵体験学習会について、7月29日から31日に予定してございました、国立市の児童が北秋田市に行って文化などを体験する、マタギの地恵体験学習会、これにつきましては、感染状況を踏まえ延期としまして、9月23日から25日の実施に向けて、北秋田市と調整を図っているということでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。令和4年8月30日現在の新型コロナウイルスワクチン接種状況ですが、まず、追加接種、3回目については、高齢者の接種実績が接種済みの方が1万6,424名、64歳以下接種実績が3万4,136名、全体の接種実績は5万560名ということでございます。

次に、第2期の追加接種、4回目でございますが、60歳以上の実績では1万6,210名、また、基礎疾患をお持ちの方及び医療・高齢者施設従事者の接種実績ですが、こちらは1,778名、合計で1万7,988名ということでございます。

次に、多様な接種機会の提供についてでございます。夜間接種をしてございます。3回目の未接種者の方々に案内チラシを送付しまして、勧奨をしてございます。配付件数は8,604枚、実施日と延べ接種数は、8月5日と8月26日に行いましたが、計458回の接種でございます。

次に、予約なし接種でございますが、こちらは8月7日から計10回、292回の接種を実施してございます。

小児の夜間接種でございますが、こちらは8月16日と8月18日、計51回の接種でございます。

最後になりますが、令和4年9月6日発表の数字で、国立市民で新型コロナウイルスの検査陽性が確認された方の累計は1万1,757名、現在療養中の方は619名でございます。

市民の皆様、議員の皆様方には、日常の生活を取り戻しながらも、感染拡大防止に向けた基本的な対策について、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきたいと思います。具体的に申し上げますと、(2)の1番、2番、そして6番で、(3)程度にとどめていただきたいと思いますということでお願いいたします。どうぞ。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 報告ありがとうございました。ちょっと厳しいことも言うかもしれないんですけども、全体的には、第7波、大変多くの職員さんに動いていただきまして、市民の方からも非常に感謝の声が寄せられておりまして、本当によくやっていただいたということを、私からも感謝を申し上げます。

自宅療養支援室があって、ああいうのがあって安心だよねという声も聞きますし、保健センターに

電話したときも、ここの病院が空いているよということを丁寧に教えていただいたりということで本当に助かったといった声が寄せられております。こういったことを丁寧にやっていくことで、市民の皆さんが安心して、いろいろできるのだなと思います。

そして、様々な、イベントについては言っちゃいけないんですけど、イベント関係なんですけど、積極的にこういった第7波であっても、国立市は、一応努力をしていっているなというのを感じます。できないものもあったんですけども、やはり教育関係でどうしても難しいところがあったのかもしれないですけど、マタギですと、できなかったけど、時期をずらすというような形で北秋田市と調整を図っていただいているというのにも本当にありがたく思います。

そして、一見、次、もしかしたら第8波があるかもしれないということを考えると、緩やかになってきたときにいかに準備できるかというのが大切になってくるかと思います。今回、強く感じたのが、意外と同時に感染者が増えると、電話とかが急に逼迫するんだなというのを痛感いたしました。僕も子供が熱を出して、電話をしてみたことがあったんですけども、本当につながらないなというのを、2時間ぐらい電話をかけつつ、思いました。1回線だったら多分10人もいれば、10人ぐらいで同時に電話をかければ本当にすぐにつながなくて、1人ずつつながっていくと考えると1人3分話していくと、10人だと30分となって、20人だと60分と。それで、結構前の10人ぐらいしか多分診れないでしょうから、その後、あとの10人は電話をかけて、つながったときにはもう診れませんというような形で、なってしまうというような構造があるのかなと思いました。実際、そんな足りていなくても、実際、診れる量としては結構診れるんだけど、電話の回線のほうで、市民の方としては物すごく足りていないんじゃないかと不安にも感じさせてしまう懸念もありますし、その点、不安になってしまうと、もっといろいろな病院に電話をかけるというふうになると、もっとつながらないというのが連鎖的に増えていくとなってしまうと思いますので、その辺り、適切な情報発信を医師会などと連携して、この第7波と第8波の間につくっておく必要があるのかなというように感じました。

私としては、市のほうに、発熱外来がいっぱいになったら情報を集めているというような答弁を本会議の中でしていたと思います。そういった集まった情報を適切なタイミングで、何々病院さんはいっぱいになりました、何々病院さんはいっぱいになりました、何々病院さんはいっぱいになりましたということを、僕はツイッターがいいのかなと思いましたけども、そういったところで発信していくことで、今、あそことあそこの病院はいっぱいなんだというのが一括して見れば、空いているところに向けようとなって、余分に電話をする量は減るということは、市民の負担も減りますし、病院側としても、電話が来て、もういっぱいになりましたといって、その労力たるや、相当なことをやっていたんだと思います。

それで、時には、全然電話がつながらないじゃないかとどなられることもあったように聞いております。僕がかかった病院もすごい受付の方が、いつもよりすごく元気がないなというようになっておりました。そういった不毛な戦いとか無駄な努力というのは、できる限り技術の面で減らせる努力というのを今後、減らせることを、意見をしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○【上村和子委員】 第7波の中、本当に皆さんよく頑張って、国立の市民の命を支えられたというふうに私も本当に思います。いろいろな問合せがあって、保健所に何回入れても電話してもつながないといったときに、市役所にかけてくださいと、そうしたらつながりますからと言っていたことがすごくよかったなと思うし、個別で言語しようがいのある人で電話もできないという人が、市役所に電話したら、すぐ部長とか行ってくれたりして本当に助かったという、でも助かったという声もある

けれども、つながらなかった文句もいっぱいあったろうと思います。苦勞もしたろうなと思います。

そういう中で、関わる部署で質疑させてください。女性支援の取組状況で、これ、意味が分からないので、女性支援団体事業継続支援給付金を活用して、市内の女性支援団体1事業者に給付申請に基づき5万って、この5万がどういう5万なのかと、もう少し説明していただければと思います。

まとめて聞きます。2つ目に、本当に職員課は大変だったなど、これを見て、ワクチンの集団接種業務に従事する職員の調整とか、住民税非課税世帯のところの調整とか、ワクチンと自宅療養支援室の支援等業務を指定業務に定めて、あと従事する人がいなくなったときのバックアップまで考えて、それで、逼迫した状況まで考えて、各部1名の応援体制をすとか、それから感染がすごく増えたときに、感染を拡大しないようにということで、庁内の周知も徹底したという、この職員課の調整は大変だったなど本当に思います。

職員課の調整があったからこそ全庁的にチームワークが取れたと思います。それのおかげで、ワクチンのほうも本当に夜間接種や予約なしもできたし、順調に進んでいると思うし、治療とかそれから物資に関しても、滞りなく市民生活に支障を来さなかったと。そういう意味では、災害対応が職員課の調整力の中でできたという意味では、職員課が中枢を、職員を動かす中枢の働きをしたと。それはすごくお疲れさまでした。やった中で、どういう課題というか、どういうことが大事と思ったかという教訓でもないですけど、もしも分かってくたら、それを教えていただきたいというのが2点目です。

3点目に、学校に関して、実は私も娘が国分寺なんですけれども、もう夏休みが明けて、また感染が拡大するかなとかという形で、子供に感染がすごく広がるんだけれども、娘の正直な実感としては、子供の感染のリスクより、あまりコロナを恐れ過ぎたためにマスクを外せなくなっているとか、やっぱりこの間の3年間失ったものの、子供が失ったものの恐怖感というんですか、その大きさをつくづく感じていて、もう何か大人はともかくとして、子供はうつってもいいからあまり気にするなという形で、通常生活に戻りたいというふうに親の気持ちとして言ったんです。そういうような学校現場の中で、でも子供は増えているという現実はあると思うんだけれども、子供の重症化リスクについてのエビデンスというか、情報の中で、まだ厳密にやることが重要なのか、それともそろそろ子供たちに関しては、感染のリスクよりも、むしろ通常の普通の自然体のほうに戻すということのほうがウエートを置くべきなのか、そこら辺の判断はどんなふうに考えておられるんでしょうか。

一応、3つお聞きします。

○【吉田市長室長】 まず、女性支援の女性支援団体事業継続支援給付金の件ですけれども、こちらは、コロナ禍におきまして、燃料費や食材費、またはその光熱水費等の物価高騰の影響を受けました市内の、こちらは女性支援団体、または福祉保険委員会の所管になりますけれども、障害福祉サービス事業所、また、高齢者サービス事業所と合わせて、第2回定例会にて補正予算でお認めいただいたものとなります。1団体当たり5万円の寄附をするというものとなります。

こちらを受けて、女性支援団体につきましては、この間、例えば施設の運営において、女性の相談や居場所のスペース等を実施するに当たっての光熱水費、事業所を運営するに当たっての光熱水費ですとか、それから支援が必要な女性の方の同行支援のための車両の使用による燃料費等によって、必要な支出が出るというところがありましたので、交付要領をつくりまして、5万円の寄附をさせていただいたというものとなります。以上です。

○【中道職員課長】 委員のほうから職員課の調整力という形でお褒めを頂いたんですけども、これひとえに、やはり最前線で頑張っているワクチン接種対策室、それから自宅療養支援室、保健センタ

一、この職員たちをサポートするという形で、各部の職員が全庁を挙げてサポートし、積極的に支援を申し出てくれた、このおかげでございまして、我々としては、職員課としてはスムーズな調整ができたと思っています。

ただ、1つ課題としては、今、職員に兼務、兼務という形で、コロナ関連の支援に入っているのですが、やはり負担は増えていると感じています。特に兼務のかかった職員の中には、兼務の終わった後に自席に戻って、自身の仕事を時間外でやるとか、そういったところの負担はどうしても避けられない部分がございますので、その辺、今後、非常時においてどう業務を分担していくのか、そこはしっかりと考えてまいりたいと思っています。以上です。

○【市川教育指導支援課長】 学校におけるコロナ対策の話だと思います。全国的に減少傾向にありつつも、学校が再開すると状況が変わり、感染者が増に転じる可能性があるということから、引き続き、学校及び保護者には感染症対策をお願いしているところでございます。

質疑いただいたマスクの件でございますが、まだまだ状況がなかなか許さないというところから、原則は着用ということで統一をさせていただいております。しかしながら、時期的に大変暑い日が続いていたりしておりますので、具体的に、体育のとき、または登下校のとき、または子供の特性によってというような例示をしながら、個別に外すこと、これは、学校のほうはよく配慮してくださいというような通知を学校に、さらには、保護者にもお知らせをしているところでございます。

さらに、付け加えさせていただくと、このたび、文部科学省がガイドライン、これを改定しましたので、実は本日、教育委員会から学校に対して改定のガイドラインを配らせていただきました。明日、各学校で周知徹底していただき、9月9日金曜日に少し緩和した内容の通知、ガイドラインを全家庭へ配付する予定でございますので、議員の皆様にも、また後ほど、第3版ということで、前、第2版ということで、A3判を配らせていただいたと思うんですが、この第3版を改めて配らせていただきますので、御確認いただければと思います。以上でございます。

○【上村和子委員】 本当にお疲れさまでした。女性団体のほうも、コロナで苦しければ苦しいほど助けてという人たちが集中してきたので、この5万円は助かったというふうに思います。細かなところまで配慮が行ったのは、すごくよかったのではないかと思います。

教育委員会のほうも、フェーズに応じてちゃんと動いているということで安心いたしました。

職員課のほうは、今の話の中で、チームをしたら兼務で本当に厳しくて、これが課題なんだけど、積極的に手を挙げて、各課が手を挙げて、応援の手が上がったというのは、やはりすごくいいことだなというふうに、いい市役所になってきているのかなと、いい市役所なのか、何て言ってもいいかわからないですけども、ピンチのときほどチームが発揮できるということは、それが全てのセクションで生きたと思うんです。最後に市長のほうから、市長はずっと見守って、最高管理者として見てきたんだろうけど、一番厳しい第7波を超え、超えているのかどうか分からないですけど、振り返って市役所の職員の動きとか、それを見ていて市民の声も聞いたと思いますけど、市役所職員を評価すべき点と、これから課題というところがあったら、感想でいいので出していただけますか。

○【永見市長】 実は私、5月に健康づくりの関係で、あるシンポジウムに出ていまして、そのときに出られた先生が、一番底にあるときに、実はシミュレートすると、7月から8月にかけて最大のピークが来ますよと言われていたんです。そのときの雰囲気は本当かなって半信半疑だった半分、でもその先生のシミュレートは、過去、6波まで全部当たっているんです。ですから、これは考えなきゃいけないねということは、保健センターの職員とか健康福祉部の職員と話していました。

だから、そういう意味では職員の中には来る可能性があるんだという強い危機感があったと思います。ですから、私のほうから職員に申し上げたことは、あるいは職員課に申し上げたことは、常にバックアップ体制を取っておいてくれと。それから業務の整理を見直しながら、過重な負担にならないようにして、緊急対応しなきゃいけない体制を組んでくれとか、そういうことをお願いしたんですが、これは本当に、庁内的な抵抗がなしに、スムーズにいったと思っていますし、職員には感謝したいと思っています。

ただ、これも2年半続いていまして、いいかげん平準化しないと非常に疲れるんですが、今の予想だと、また、11月後半には第8波かと言われると、さすがに市の職員、今日の別のところでありましたように、働き方改革であるとか産休であるとか言いながら、どこでバランスを取っていったらいいんだろうかと、国立市の職員は非常に倫理感が高いんです、その意味では。自分がかからないようにという自制と、それから市民のために尽くそうという気持ちが非常に強いときに、最後にどこにしわ寄せがいくかといったら、個人の例えば出産の抑制であったり、あるいは育休の抑制であったりとか、職員として本来、取らなきゃいけない権利まで、緊急時と言いながら、2年半も続いているという、この状態を何とか早く脱するように、もっともっと発信力を増やして市民と一緒に対応していくと、こんなことを今後も気をつけていきたいなと思っています。以上です。

○【稗田美菜子委員】 簡単に何点かだけ伺わせていただきます。職員課のところで、「新型コロナウイルス関連により出勤できない職員の職場復帰の基準について、必要に応じて改定し庁内に周知した」とありますが、具体的にどういうことだったのかというのを伺いたします。

○【中道職員課長】 これは出勤できなくなった職員が出たというわけではないんですけれども、あらかじめ、例えばワクチン接種対策室であるとか、ワクチンの接種対策室であると、以前そこで業務がかかっていた、あるいは従事していた職員が、今の従事している職員に何かあったときすぐにバックアップに入るようにというような形で、誰でもというわけではなくて、すぐに代替できる職員をあらかじめ指定をさせていただいたというところでございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

あと、かかれた方もいらっしゃると思うんですけども、後遺症について、何かヒアリングしたりとかいろいろ、後遺症については、世の中でもいろいろ言われているんですけども、庁内の中でそういうヒアリングがあったりとか、こういうのがあったという話があったとか、そういうのはありますか。

○【遠藤直弘委員長】 職員課長、何かありますか。

○【中道職員課長】 職員の中では、直接は、ヒアリングという形ではないんですが、やはり復帰した後に、どうしても体調が戻らないんだというような職員の声は、じかに聞いたことがございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。市長何かあれば。

○【永見市長】 誰とは個人名は言えませんが、後遺症の中で、第7波で軽い軽いと言われながら、味覚しょうがいがずっと残っているという職員も何人か、私のほうで個別に、どうだった、どうだった、どうだったと確認した中では、やはり出勤がオーケーになってから2週間たってもまだ直らないというような、完全になってこないというようなことを聞いている状況はあります。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうなんですよね。7波については、後遺症が割に顕著に出たというふうにして、残ってと言っている。若い世代もそうですし、それだけではなくて現役世代に

特に出たという話も聞いておりますので、ここまで本当に職員の皆さん、御自身のことを顧みずに頑張ってください、かかっちゃったということでかかったけれども、やっと隔離期間が終わって、仕事を頑張らなきゃと思ったら、体が思ったようについてこないなんていうことだってあり得ると思いますし、そういうことがまた言えないなんていうことになる大変だと思うので、後遺症については、きちんと、ちゃんと調査をしてというか、ヒアリングを含めて現状どうなのかということをして、何らかの対策を今後、考えていくということについては取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○【遠藤直弘委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了しました。



○【遠藤直弘委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後8時12分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年9月7日

総務文教委員長

遠藤直弘